



平成23年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年12月13日（火曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 （1）諸般の報告

○日程第4 （2）行政報告

○日程第5 陳情第12号 T P P の締結に反対する陳情書

○日程第6 陳情第14号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

○日程第7 承認第11号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認  
（質疑～討論～採決）

○日程第8 議案第52号 平成23年度安心こども基金総合対策事業（地域子育て創生事業）徳之島  
交流ひろば活性化事業（遊具一式）購入契約（質疑～討論～採決）

○日程第9 議案第47号 伊仙町民間資金活用住宅条例の一部を改正する条例（提案理由まで）

○日程第10 議案第48号 伊仙町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正す  
る条例（提案理由まで）

○日程第11 議案第49号 奄美自治会館管理組合の解散（提案理由まで）

○日程第12 議案第50号 奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分（提案理由まで）

○日程第13 議案第51号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同  
組合規約の変更（提案理由まで）

○日程第14 議案第53号 公有財産取得に伴う土地売買契約（提案理由まで）

○日程第15 議案第54号 公有財産取得に伴う土地売買契約（提案理由まで）

○日程第16 議案第55号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）（提案理由まで）

○日程第17 議案第56号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由  
まで）

○日程第18 議案第57号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）  
（提案理由まで）

○日程第19 議案第58号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（提案理由まで）

○日程第20 議案第59号 平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（提案理由まで）

本会議終了後

行財政調査特別委員会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君                      事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	益一男君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	吉見誠朗君
ほーらい館長	四本延宏君		
総務課課長補佐	佐平浩則君		
議会中継班（総括 情報戦略室長	関政樹		

（午前班）町本勝也・田中勝也・関政樹・稲田大輝

（午後班）福司銀二郎・田中勝也・萩田恭平

農業委員会会長 窪田博州君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

皆さん、おはようございます。今日から12月議会が始まりますけど、その前に、今日から議会中継を行いますので、ひとつよろしくをお願いします。

ただいまから平成23年第4回伊仙町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、永田 誠君、福留達也君、予備署名議員として前 徹志君、佐藤隆志君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について、議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12月13日から12月16日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月13日から12月16日までの4日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（常 隆之君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より平成23年第3回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元にお配りしてあります。したがって、主な項目についてだけ報告します。

11月15日から19日にかけて、議員全員、事務局、執行部の20名で所管事務調査を行いました。

杉並区商店連合会研修では百菜との連携の可能性、農産物直売所甲子園では16団体の出場があり、最後に、百菜の原田組合長がすばらしい発表をして、今後の期待に抱かせてくれました。

北海道伊達高等養護学校研修では、社会的自立、職業自立を目指したきめ細かな教育を行っており、改めて養護学校分校の必要性を痛感しました。

また、栗山町議会研修では、基本条例について詳しい説明を受けました。我が伊仙町でも制定できるようにさらに勉強を重ねていきます。

他にも、JAそらち南農協、大井牧場においても研修しました。

11月30日から12月2日まで、奄美群島振興開発の推進に関する要望書を提出してまいりました。

以上で、議長の動静の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成23年11月分までの例月出納検査の結果、適正に処理されているとの報告がなされてます。

また、閲覧を希望される場合は、事務局に常備していますので、ご確認ください。

#### △ 日程第4 行政報告

##### ○議長（常 隆之君）

日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

##### ○町長（大久保明君）

おはようございます。行政報告を行う前に、先般11月18日に徳之島町轟木で、今までなかったような大変な竜巻で3名の犠牲者が出たことを深くお悔やみ申し上げたいと思います。

それでは、行政報告、9月議会以降の主な項目につきまして、皆さん方に配付してありますけれども、具体的に（発言する者あり）失礼しました、後ほど配付いたしますけれども。

##### ○議長（常 隆之君）

ここで休憩します。

休憩 午前10時13分

---

再開 午前10時15分

##### ○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

##### ○町長（大久保明君）

9月議会からきょうまでの主な行政報告を行ってまいります。

9月24日に全国離島医療サミットin徳之島が、徳之島3町と民間の医療機関、そして鹿児島県を含めた形で、現在、全国的に離島僻地の医師確保医療が大変な社会問題となってる中で、まずこの徳之島から、この問題解決のために、県、そして鹿児島県医師会、鹿児島大学、自治医科大学を含めた形で問題点を改めて浮き彫りにして、それを解決していくために、沖縄県、長崎県、島根県などの方々を招聘いたしまして、問題点を議論をしてまいりました。

その中で、国の厚生労働省の周産期・救急対策室室長も来られまして、このサミットの中の提案を国に要望をするような形をしていくということになりました。産婦人科医、そしてまた、総合医の養成が非常に重要であるということがわかってまいりました。離島の医療に関しましては、大きく一步前進したと思います。

今回、このサミットに関しまして、伊仙町の保健福祉課長を中心に、みんなが頑張っただけで成功させることができました。来年は隠岐之島で開催の予定でございます。

9月29日に関西の徳之島3町の徳洲会の役員の方々が訪問いたしまして、社団法人徳洲、これは島の農産物を関西の郷友会を中心に販売していくという組織ができ上がりました。その中で、伊仙町のよもぎもちが今一番売れてるということで評価をされております。この訪問団に対しまして、もてなしの町ということで、伊仙町が歓迎したことが、関西の方々に大変喜ばれています。

10月3日に職員全体朝礼で、今日のような放送を初めて発信いたしまして、そのことが郷友会の方々が見て喜んでおります。これから伊仙町議会も多くの方々が拝聴、見ることとなりますので、大変素晴らしいことではないかと思っております。

町民体育祭においては、去年から導入いたしましたハンディ制の効果が十分出てきたと思っております。今回は伊仙校区が久しぶりに優勝いたしましたけれども、小規模校の躍進が改めていい結果を出して、その集落の活性化にもつながっていると思っております。

10月12日には、農業生産額50億プロジェクト会議の中で、長命草の3月までの製品化という話になりました。

天城町の町制50周年記念式典に参加いたしまして、この中で、徳洲会の徳田虎雄理事長が天城町の名誉町民ということになりました。来年は伊仙町の50周年記念式典でございます。これを機会に、また伊仙町が大きく躍進するために、今、準備委員会を設立して、いろんな行事等の計画を立てているところでございます。

10月16日にキュラシマ出会い事業で、本土から12人の女性の方々が来て、島の青年と婚活イベントを行いまして、このイベントが非常に成功した状況で今、進行中でございます。予算がまだ残っておりますので、本年度中に第二弾を計画しているところでございます。

10月22日に、これはJ A鹿児島を中心とする、TPP参加を阻止する、ふるさとを守る県民総決起大会がございまして、2,000人以上が集まりまして、離島の市町村の代表として私も意見発表をいたしました。

10月25日には町村会の定期総会が長島町でありまして、長島町も水産業を中心に第1次産業生産額が200億を超しております。その中でブリの養殖に関しましては、これは世界的な評価を受けている状況で、びっくりいたしましたのは、養殖の研修のために、毎年、アメリカとか、ノルウェーに研修に出してるといったことなども大変参考になりました。

また、特に長島町が取り組んでいるのは、20年前より、各集落で造形美術展というものをやっています。この2週間の間に九州全体、全国から多くの方々が長島町に来ております。そして、そ

れと関連いたしまして、長島町周囲四十数kmをフラワーロードを各集落、そして各建設業者、役場の各課で100mか200mほど担当いたしまして、そこにはもう何とか建設会社とかいうののフラワーロード、花壇を全県道につくっておりました。これは、この二、三年でやった事業だそうですが、いろいろな知恵を絞って、長島というのは石がたくさんあって、その石を、擁壁をつくって、花壇をつくっていくときに再利用していたことなどが大変参考になりました。

11月3日、第34回町民文化祭が行われまして、例年以上に参加者が多く、盛会でありました。

11月7日には国土交通省の奄振の係長が来庁いたしまして、これは目手久にあります情報発信施設の最終チェックという形でやってありました。

11月9日の第12回伊仙町ふれあい福祉スポーツ大会は、島内のいろいろな福祉施設が参加いたしまして、毎年参加者がふえて盛り上がってきてると。今、伊仙町議会でも提案してあります、障害者をこの島に多く集めてくるということなども含めて、これからの時代は、間違いなく福祉を中心とした、産業にまでなるような時代になってくるというふうな感じがいたします。

11月14日には、鹿児島県が地域医療支援方策という形で、各県をブロックに分けて、県と医師会と民間の医療機関が協議会を始めました。これはまさに離島医療サミットと並行して県も始めたということで、伊藤知事は次の3期目の大きな目標を鹿児島県の医療福祉の向上ということをはっきり申し上げていますので、これから離島医療を県も責任を持ってやっていくような仕組みをつくっていかねばならないと思いました。

11月15日より、議会の皆さん方と同行いたしまして、直売所甲子園、伊達高等養護学校、そして栗山町の取り組みなどを視察いたしまして大変参考になりました。伊仙町議会がさらに進化して、そして政策提案する、そして質問力を高めていくということで、大変大きな前進があったと思います。

11月20日に犬田布中学校の新校舎落成記念式典がございまして、本土からOBの方々、そして地域の方々が、これから犬田布中学校を生徒数をもっともつとふえていくような学校にしていこうということで、住宅対策やら、地域の活性化に向けて、新しく希望を持って出発するということになりました。

第35回伊仙町産業祭において、西伊仙出身の実岡教授、広島大学の農学部の教授が講演をいたしました。この中で、低フィチン大豆ということをお教授がいろいろ発見しまして、このことが島における新しい農産物の引き金になる可能性を教えてくださいました。それから、屋嘉比ひろしさんが来られまして、コンピューターグラフィックによる絵を私たちに示していただきました。

10月29日より、奄美ティダネシア交流会、そして全国町村大会、そして要望活動を行ってまいりました。この要請活動は、議長とともに、伊仙町、和泊町、奄美市の担当ということで行ってまいりました。いつものとおり、農業農村整備事業のダムができた後の県営の予算の確保をもっとおりに、また復活できるまで増加するようなお願い等をしてまいりました。

今回の要望の中で、非常に効果があった、前進したのが、奄美ナンバーということをお奄美群島で

ずっと要請していましたが、これが今までは普通乗用車が10万台という条件があったんですけども、これがかなりクリアできてきて、奄美ナンバーということが非常に可能性が出てきたということをお国の方々が話をしてくれました。

12月10日に、伊仙町出身者が取り組んでいる長命草まゝざくに対する研究発表が大阪大学でありまして、小島出身の屋宏典教授、琉大教授と、それから大阪大学の前田准教授と私で約1時間、発表をしてまいりました。このボタンボウフウは、アディポネクチンという脂肪の中にあるホルモンが、この五、六年注目されてますが、そのホルモンを増幅させる作用がある。明らかに優位に高いということをお大阪大学の教授が発表いたしました。今、この製品が出ておりますので、この長命草がいよいよこれから本格的に国民の健康食品として評価を受ける時代が来るように頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

以上で諸報告を終わります。

△ 日程第5 陳情第12号 TPPの締結に反対する陳情書

△ 日程第6 陳情第14号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

○議長（常 隆之君）

日程第5から日程第6までの陳情の各委員会への審査付託について、第3回定例会閉会后、これまで受理した陳情など4件であります。

陳情第11号、すべてのウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書採択の陳情、陳情第12号、TPPの締結に反対する陳情書、陳情第13号、公立学校における教科用図書の使用状況調査を求める陳情書、陳情第14号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書の4件で、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおりです。

2件の陳情を、お手元にお配りしました陳情書の写しの所管の常任委員会に付託します。

なお、町外からの陳情につきましては申し合わせのとおり文書配付してありますので申し添えます。

△ 日程第7 承認第11号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

○議長（常 隆之君）

これから承認第11号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成23年第4回伊仙町定例会に提案いたしました承認第11号の提案理由の説明をいたします。

承認第11号につきましては、平成23年の人事院勧告に基づく職員給与条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、平成23年11月28日付で専決処分いたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明をいたします。

本職員給与条例の一部改正でありますけれども、平成23年の人事院勧告に基づくものでありまして、内容につきましては、50歳代を中心に給料月額0.23%引き下げるための給料表の改正であります。

なお、引き下げ改正のあった職員について、本年4月から11月までさかのぼりまして、支給した給与、賞与額に100分の0.37を乗じて得た額の合計額を本年12月の期末手当から減額調整とするものであります。

この条例は、基準日の平成23年12月1日より施行とするものでありまして、説明がありましたのが11月10日でございますので、この間、議会を開く日程の調整がつかず、専決処分としたところであります。どうかご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから承認第11号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから承認第11号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから承認第11号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第11号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定しました。

△ 日程第 8 議案第52号 平成23年度安心子ども基金総合対策事業（地域子育て創生事業）徳之島交流ひろば活性化事業（遊具一式）購入契約

○議長（常 隆之君）

これから議案第52号、平成23年度安心子ども基金総合対策事業（地域子育て創生事業）徳之島交流ひろば活性化事業（遊具一式）購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第52号につきまして説明いたします。

議案第52号は、徳之島交流ひろばに設置する遊具の購入契約について、議会の議決を求めるものであります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○企画課長（牧 徳久君）

平成23年度安心子ども基金総合対策事業、徳之島交流ひろば活性化事業購入契約について補足説明をいたします。

去る11月22日に5社による指名競争入札を執行いたしまして、下記の業者と契約を締結するものでございまして、備品購入についてでございまして、平成23年度安心子ども基金総合対策事業、徳之島交流ひろば活性化事業、これは遊具をほーらい館の広場に備えつけるものでございます。

納入の場所といたしましては、大島郡伊仙町伊仙2575番地の2、徳之島交流ひろば「ほーらい館」前の敷地内でございます。

購入契約額といたしましては1,916万2,500円、契約の相手方、鹿児島県大島郡伊仙町伊仙2661番地の12、株式会社博文社 代表取締役 平博人様と契約をいたすものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

これから議案第52号について質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

この議案に反対するものではありませんけれども、1点だけお尋ねをいたします。

子供と一緒に遊びながら、大人も健康づくりのできる遊具の設置は考えられないか。ほーらい館は健康づくりの拠点としてありますので、そのことについて、町長にお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

まず、私の方から答弁いたします。

杉並議員のおっしゃるとおり、徳之島交流ひろばのその存在意味が、かなり島内においても、また、その結果につきまして、先般、医療費の縮減についての結果も出ました。さらに、これからの

時代、長寿、子宝のいやしの町であるためにも、健康増進は子供だけでなく、大人も進めていかなければならないと思っております。

今回の事業に関しましては、子供が中心であります。今後、ほーらい館もさらに発展していくような政策を議会と議論しながら進めていく中で、義名山にもいろんな施設をつくっていますけども、連携した形で、とれるような形なども考えてまいりたいと思っています。

**○議長（常 隆之君）**

他に質疑はありませんか。

**○12番（上木 勲君）**

この事業は、遊具ということは別にいいことだと、こういうふう考えておるわけですけども、ほーらい館のどの辺に置かれるのか、あるいは遊具を置くところについてのいろんな法規制とか、あるいはそういうような問題、安全性その他で、そういうようなことはないのかと、それを質問いたします。

**○企画課長（牧 徳久君）**

遊具の設置場所については、ほーらい館の県道から入りまして、中庭の大きな広場があるんですが、そのトイレ側のところの場所でありまして、このほーらい館に通じる道路がある関係上、その道路に面した場所については安全柵を設置いたします。そして、その柵の中に遊具を備えつけたします。関係上、道路に飛び出すとか、こういったのは防げるんじゃないかと、かように思っています。

**○12番（上木 勲君）**

そうしますと、別にああいうような遊具を置くとか、そういうことは法的な規制があるとか、安全性そのものは考慮して、そういうところはないということですか。

それからまた、これからのほーらい館ひろばは、いろいろ多目的にいろいろ利用の仕方があると思うんですけど、これからのそういうような利用についての何か指針、そういうことは別に考えられないかと、そういうことについて質問いたします。

**○企画課長（牧 徳久君）**

これからも非常に期待されてるほーらい館でございますので、中庭の大きい多目的広場についてはそのままということで、西側のトイレ側の広場にこの遊具を備えつけていこうという考えでございます。町の施設でございますので、法的とか、そういった面に関しては大丈夫だと考えております。

また、昨年から始まりました、わくわくクラブの子供たちの研修のために、この事業を取り入れたものでございまして、今後ますます町内8学校から、放課後にここで勉強とか、研修ができるような状況に備えていくのが目的でございます。図書等も購入の契約もあります。この遊具と一緒に、ほーらい館の子供たちが遊べる施設として、今後整備されていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（常 隆之君）

企画課長、法規制はないのかということについて。

○企画課長（牧 徳久君）

法規制については、ほーらい館でございますので、保険等についての総務課のほうで、町内一斉に全国町村会の総合賠償保険に加入しておりまして、法的には何ら問題ないのではないかと考えております。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

5社の競争入札とありますので、落札率はこれ何％。

○企画課長（牧 徳久君）

落札については、今手持ちの資料がございませんので、後ほどご報告申し上げたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

契約議決を必要としますので、これぐらいのは持ち合わせて議会に臨んでいただきたいと思いません。

それと、事業を導入するのは企画課、運営して管理するのはほーらい館ですよね。そうすると、ほーらい館は運営審議会などがありますが、こういったものを運営審議会等に諮ったりしたことはございますか。そのまま何もなくて、大事なことは、ほーらい館が今後運営していくためには、審議会の意見を聞くということになっておりますので、こういったものを、どうしても事前に私はそういったところの意見も聞く必要があると思うんですが、そういったことをやってあるのか、ないのか。

○ほーらい館長（四本延宏君）

当事業が子育て創生事業として募集がかかった時点で応募をしたわけですけども、その時点では、運営審議会等に諮って、こういう事業があるから応募しようかというふうなところの協議はなされてませんけれども、今後は、明石議員が申し上げましたとおりの町の運営をいたしていきたいと思っております。

○5番（明石秀雄君）

ぜひこの他のそれぞれの運営審議会とか、いろんなところあると思いますが、ぜひ他のところもあわせて、事業を導入したり、ことをやるときには、そういったものを活用して、そういう意見を取り入れながら事業を進めていってほしいと、それに要望を強くして終わりたいと思います。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第52号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成23年度安心こども基金総合対策事業（地域子育て創生事業）徳之島交流ひろば活性化事業（遊具一式）購入契約については可決することに決定しました。

- △ 日程第9 議案第47号 伊仙町民間資金活用住宅条例の一部を改正する条例
- △ 日程第10 議案第48号 伊仙町町有財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第11 議案第49号 奄美自治会館管理組合の解散
- △ 日程第12 議案第50号 奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分
- △ 日程第13 議案第51号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更
- △ 日程第14 議案第53号 公有財産取得に伴う土地売買契約
- △ 日程第15 議案第54号 公有財産取得に伴う土地売買契約
- △ 日程第16 議案第55号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）
- △ 日程第17 議案第56号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第18 議案第57号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第19 議案第58号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第20 議案第59号 平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（常 隆之君）

日程第9 議案第47号、伊仙町民間資金活用住宅条例の一部を改正する条例から日程第20 議案第59号、平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）までの12件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第47号から議案第59号までの12件について提案理由の説明をいたします。

議案第47号及び48号は、民間資金活用住宅のよりよい活用を図るための関連する条例の一部改正であります。

議案第49号は、平成24年4月1日に、奄美自治会館管理組合を奄美群島広域事務組合と統合するため、奄美自治会館管理組合を解散することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第50号、第51号は、同解散に伴う財産処分及び鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の一部変更について協議したいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号及び議案第54号は、公有財産取得に伴う土地の売買契約について、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号は、平成23年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しました。

議案第56号から議案第59号は、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計、平成23年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しています。

以上、議案第47号から議案第59号の12件についての提案理由の説明をいたしました。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（稲 隆仁君）

補足説明をいたします。

議案第47号、伊仙町民間資金活用住宅条例の一部を改正する条例でありますけれども、本条例の第3条、民間資金活用住宅建設敷地の町有地の貸付期間は20年とし、貸付期間満了後は当該住宅の所有者に譲渡するものとするという文言の「譲渡」を「譲与」に改正するものであります。

これにつきましては、譲渡というものにつきましては有償ということで、譲与は無償譲渡が譲与ということになります。20年を経過した後に譲与するものと改正するものであります。

これにつきましては、平成19年に制定いたしましたけれども、民間資金の活用住宅、これまで例がなく、本条例の改正により、よりよい活用を図るためするものでございます。ご審議よろしくお願いしたいと思います。

同じく議案第48号につきまして、同じ条例の条文の関連するところでありまして、伊仙町の町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の条文にも、同じく第3条中ではございますけれども、5の

伊仙町民間資金活用住宅条例の適用を受け民間資金活用住宅を建設し、その貸付期間が満了した当該住宅の所有者に譲渡するときという、この「譲渡」を「譲与」に変更するものであります。

議案第49号、奄美自治会館管理組合の解散についてでございますけれども、奄美群島広域行政の意思決定や事務事業推進の簡素化、効率化を目指すため、奄美自治会館管理組合を奄美群島広域事務組合に統合し、奄美自治会館管理組合が処理する事務及び関連して処理している事務を奄美群島広域事務組合に引き継ぐというものでございます。

奄美群島の広域行政の組織の統合により、奄美群島の団結と一体化を図るという目的でございます。

同じく議案第50号、管理組合の解散に伴う財産処分についてでございますけれども、管理組合が所有していた財産を24年の4月1日から奄美群島広域事務組合に帰属させるとするものであります。

議案第51号、これにつきましては、奄美自治会館管理組合の解散等に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議するものであります。ご審議よろしくお願いいたします。

#### ○耕地課長（大山秀光君）

議案第53号についてご説明をいたします。

公有財産取得に伴う土地売買契約でございますけれども、中部ダム水没地を買収するもので、購入面積が5,000m<sup>2</sup>を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

土地の所在地が大島郡伊仙町大字馬根字大俣57番1、地目が原野、購入面積1万2,230m<sup>2</sup>、購入契約額183万4,500円、1m<sup>2</sup>当たりの単価が150円でございます。契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町馬根484番1、四本治武。

54号をお願いいたします。同じく公有財産取得に伴う土地売買契約でございます。

土地の所在地が大島郡伊仙町大字馬根字大俣63番1、地目、原野、購入面積5,281m<sup>2</sup>、購入契約額79万2,150円、契約の相手方、鹿児島県大島郡伊仙町馬根86番地、四本益雄。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

議案第55号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明をいたします。

平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出の総額51億2,994万5,000円に、歳入歳出それぞれ6,402万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を51億9,396万9,000円とするものであります。

5ページをお願いいたします。歳入についてご説明申し上げます。

款9 地方交付税、補正前の額29億572万2,000円に2,670万3,000円を増額補正し、29億3,242万5,000円とするものです。

款12 使用料及び手数料4,375万1,000円に37万円を増額補正し、4,412万1,000円とするものです。

款13 国庫支出金 6億5,629万5,000円に子ども手当負担金及び社会資本整備総合交付金等2,807万

6,000円を増額補正し、6億8,437万1,000円とするものです。

款14県支出金3億6,641万5,000円に同じく子ども手当負担金及び地域子育て創生事業補助金532万6,000円を増額補正し、3億7,174万1,000円とするものです。

款15財産収入1,000円を増額補正でございます。利子でございます。

款16寄附金86万5,000円にきばらでえ伊仙応援基金6件でございます、262万1,000円を増額補正し、348万6,000円とするものです。

款の19諸収入6,472万2,000円に482万7,000円を増額補正し、6,954万9,000円とするものでありますけれども、社会保険料の臨時職員の個人負担金及び徳之島愛ランド広域事務組合の過年度分の払戻金でございます。

款の20町債4億9,854万2,000円に390万円を減額補正し、4億9,464万2,000円とするものであります。補助金の増額に伴い町債を減額してございます。

以上、歳入合計51億2,994万5,000円に6,402万4,000円を増額補正し、51億9,396万9,000円とするものであります。

歳出についてご説明いたします。10ページをお願いいたします。

款の1議会費、目1議会費1億772万7,000円に16万円を増額補正し、1億788万7,000円とするものでありますが、職員手当等の減、共済費の増、旅費の16万8,000円等の増額によるものでございます。

款の2総務費、目1一般管理費3億5,492万5,000円に309万1,000円を増額補正し、3億5,801万6,000円とするものでありますけれども、主なものにつきましては、共済費213万5,000円等でございます。

目の3交通安全対策費433万4,000円に60万円を増額補正し、493万4,000円とするものでありますけれども、主なものとしたしましては、交通安全施策、ガードレール及びカーブミラーでございますけれども、危険箇所等が多くございましたので、原材料費として増額補正してございます。

目の9企画費7,363万1,000円に455万3,000円を増額補正し、7,818万4,000円とするものでありますけれども、主なものとしたしましては、負担金補助でありますけれども、地方公共交通特別対策事業補助金、これは代替分でありますけれども150万、生活交通バス路線維持補助金372万円等でございます。

12ページをお願いいたします。主なものについてご説明申し上げます。申しわけありません、13ページです。

3民生費の社会福祉費、5の国民年金事務費、障害者福祉費、9の地域包括支援センター運営費等につきましては、共済費の不足が生じたので増額補正してございます。

同じく民生費の項2児童福祉費、目の1児童福祉総務費1億3,119万2,000円に2,097万3,000円を増額補正し、1億5,216万5,000円とするものでありますけれども、主なものとしたしまして、委託料、これは子ども手当システムの改修委託料として182万6,000円、同じく扶助費として1,898万1,000

円、子ども手当の給付金でございます。

目の2 僻地保育所費2,772万5,000円に60万4,000円を増額補正するものでありますけれども、光熱費等に不足が生じたので補正してございます。

14ページをお願いいたします。款の4 衛生費、目の4、5 美しい村づくり総合整備事業、地域グリーンニューディール基金事業費につきましては、予算の組み替えでございます。

目の6 予防費1,978万9,000円に196万1,000円を増額補正し、2,175万円とするものでありますけれども、薬品代184万1,000円、そして通信運搬費12万円の補正でございます。

同じく目の9 すすく親子推進事業費213万7,000円を増額補正してございますけれども、妊婦、乳幼児健康診査の委託料でございます。

15ページをお願いいたします。款の5 農林水産業費、目の4 農業総務費9,106万8,000円に158万9,000円を増額補正し、9,265万7,000円とするものでありますけれども、農業委員の方々の旅費及び負担金補助、環境保全型農業直接支援対策事業費補助金でございます。

目の9 園芸振興費377万4,000円から315万円を減額補正し、62万4,000円とするものでありますけれども、青果物安定化協会負担金、これにつきましては、昨年度のバレイショと青果物の単価が良好だったために、負担金が不用になったために減額するものでございます。

ページ16ページをお願いいたします。同じく農林水産業費の目2 担い手育成畑地帯総合整備事業費520万円の増額補正になっておりますけれども、これは5%保留分の配分増でございます。

ページ17ページをお願いいたします。款の7 土木費、目の1 土木総務費5,579万6,000円から176万7,000円を減額補正するものでありますけれども、地質調査及び設計委託料の執行残でございます。

18ページをお願いいたします。款の7 土木費、目1 住宅管理費2,617万8,000円に297万円を増額補正し、2,914万8,000円とするものでありますけれども、住宅の修理等の賃金及び修繕費、材料等でございます。

目の2 住宅建設費1億8,114万4,000円に131万円を増額補正し、1億8,245万4,000円とするものでありますけれども、主なものとしたしまして工事費の200万がございまして、これは住宅への光ケーブルの引き込み工事に要する事業費でございます。

同じく土木費の項5 公園費、目1の都市公園等統合事業費1億5,504万7,000円に800万円を増額補正し、1億6,304万7,000円とするものでありますけれども、これにつきましても補助金の5%保留分の増額配当でございます。

款の8 消防費、目の2 非常勤消防費25万円の増でございますけれども、これは出動手当、費用弁償。今回、行方不明の方々が2名出られた関係上、出動が増えましたので、手当として25万円を計上してございます。

9の1 教育費、目の4 教員宿舍建築事業費40万円に1,221万円を増額補正し、1,261万円とするものでありますけれども、これにつきましては、喜念校区の教員住宅の補修工事、改修工事1,200万円を計上してございます。

20ページをお願いいたします。款の9教育費の目2給食センター運営費5,404万4,000円に12万4,000円を増額補正し、5,416万8,000円とするものでありますけども、共済費等に不足が生じ、さらに補修材料費78万5,000円を計上してございます。

以上、補正前の額51億2,994万5,000円に6,402万4,000円を増額補正し、歳出予算の総額を51億9,396万9,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

議案第56号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額11億8,026万5,000円に歳入歳出それぞれ7,645万円を増額し、歳入歳出総額は12億5,671万5,000円とするものであります。

5ページの方をお願いします。

歳入。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目の2療養給付等負担金、療養給付費負担金で6,530万7,000円、後期高齢者支援金として329万6,000円。

10の繰入金、項の2基金繰入金として649万7,000円であります。

款の12諸収入、項4雑入、それぞれ135万円を増額補正してあります。

次ページの歳出のほうをお願いします。6ページであります。歳出でありますけども、主なものについてご説明申し上げます。

款の2保険給付費、項1の療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費でありますけど、3,000万円を増額補正するものであります。

款の2保険給付費、項2高額療養費、これも高額療養費として2,000万を増額補正するものであります。

款の3後期高齢者支援金、項1後期高齢者支援金1,860万3,000円を増額補正するものであります。

款の11諸支出金として、項の1償還金利子及び還付加算金、償還金でありますけども、国庫負担金の返納金として942万8,000円を増額補正してあります。

審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○ほーらい館長（四本延宏君）

議案第57号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額8,278万円に歳入歳出それぞれ139万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,417万7,000円とするものでございます。

5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入ですが、歳入は繰越金のほうから、補正前の額379万9,000円に139万7,000円を補正し、519万6,000円とするものでございます。

引き続きまして、次ページ、6ページの歳出の方をごらんいただきたいと思います。

款1項1目1一般管理費でございますが、この中で主なものをご説明申し上げます。

共済、賃金等の執行残を需用費の中に充てているものでございまして、主なものにつきましては、光熱費の不足が予想されますので光熱水費、それと公用車の車検整備費が12万で、あと修繕費が12万3,000円を充ててあります。

次の健康増進事業費につきましては、需用費の中の衛生用消耗品と書いてありますが、簡単に言えば水の消毒薬品の不足が見込まれますので消毒薬品と、それとまた水質検査の少し回数を増やしましたので、この手数料を増額してございます。

文化事業費の中で、観覧席の保守点検業務をしないで、自分たちで補修をするということで、これは節約という意味もありますが、委託をしてございますので、こちらのほうも光熱水費等に回してございます。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○水道課長（中熊俊也君）

平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額2億3,955万4,000円に歳入歳出それぞれ54万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億4,009万5,000円とするものであります。

5ページをお願いします。

歳入。款3繰入金、項1繰入金、目1繰入金、補正前の額が5,393万3,000円に54万1,000円を増額補正いたしまして、5,447万4,000円とするものであります。

続きまして、次のページをお願いします。

歳出。款1水道事業費、項1一般管理費、目1一般管理費、補正前の額が3,397万1,000円、補正額が23万円の減ということで、合計が3,370万1,000円。これは、歳出は全部これ組み替えでありまして、ほとんど、次の款1の水道事業費の項2原水浄水費と次の配水給水費、それと次の款2公債費、項1公債費の組み替えでありまして、特にふえて足りなかったのが電気代。款1水道事業費、項2の原水浄水費の電気代の不足と、あとは款1水道事業費、項3の給水配水費の用地の購入ということで50万円の計上、それとあと公債費の償還利率の率の変更ということで組み替えをしております。

新しくふえたのが用地購入費の50万ですが、この50万は、西部地区犬田布の浄水場から下のほうに原水タンクがあるんですけども、そのタンクの管理するのに、今まで急激な斜面を上って、網をたどって使って上ったり、もう大変な状態でありまして、反対側に道路のついた土地、その土地まで上がる舗装された道のついた土地がありましたんで、その用地交渉のための50万であります。

続きまして、上水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページの下のほうをごらんいただきたいんですが、これも組み替えであります。議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、科目が職員給与費、既決予定額が2,203

万9,000円、補正額が5万7,000円、合計しまして2,209万6,000円。

次のページを見ればわかりますが、支出のほうです。

款1 水道事業費用、項1 営業費用の中の目1 原水浄水費の5万7,000円を目3の総係費に組み替えたのであります。

以上です。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

以上で提案理由の説明を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後1時から行財政調査特別委員会を開きます。お疲れさまでした。

散 会 午前11時16分

～平成23年伊仙町行財政調査特別委員会～

△開 会（開議） 午後 1時17分

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

ただいまから伊仙町行財政調査特別委員会を開会いたします。

まず、特別委員会の冒頭に当たり、各委員並びに執行部の皆さんへ、本日の議事進行内容についてご説明申し上げます。

今回は、先般9月定例会において杉並委員より申し入れのあった、農業委員会に関する法律の第6条、所掌事務の件と農業委員会の会議規則に関する質疑応答をいただきながら調査を進めてまいります。

補足説明を事務局のほうからいたします。

○議会事務局書記（佐平勝秀君）

委員長の議事進行内容についての補足説明をいたします。

皆さんのお手元に配付してある資料の確認からまずしたいと思います。農業委員会等に関する法律というのがあると思いますけども、それが最初に1ページ目に来まして、2ページ目以降は、農業委員会会議規則が3ページのうちの1、2、3ページ続きます。続いて農業委員会に関する質疑事項ということで、先般、杉並委員から、今回の特別委員会開催に当たり、事前に質疑事項が11点ありましたので、この件について前もって農業委員会のほうに質疑事項を提出して、今回、この件について、まず最初に杉並委員から一問一答形式で質疑、答弁をいただいて、その後、各委員より2回目以降の質疑を行いたいと思います。その旨、皆さんご理解のほうよろしく願います。

以上です。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

それでは、農業委員会の会長さんに自己紹介をしていただきます。

○農業委員会会長（窪田博州君）

先般、農業委員会において会長に選任されました、伊仙町検福出身の窪田博州と申します。

どうぞよろしく願います。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

窪田委員長におきましては、農協に長い間勤められ、また、自分でもいろいろ農業に一生懸命研究したりしております、農業に対する見識、あるいはまた、実際に自らも実践しているといったことで、非常に地域からも信頼を受けてる方でございますので、ぜひこれから伊仙町農業の発展のためにご尽力賜りますようお願いをいたします。

それで、ご紹介を終わります。

それでは、農業委員会に関する法律第6条、所掌事務についてを議題といたします。

この件については、農業委員会の現状並びに今後の課題等について説明をいただいて、そしてその後、質疑、答弁を行います。

## ○10番（杉並廣規君）

町民の皆様、こんにちは。10番、杉並廣規でございます。行財政調査特別委員会において質疑を行います。

そこで、先ほども委員長からありましたけれども、先般9月の22日に行財政特別委員会の中で、我が町の農業委員会の活動の実態が見えないという発言をいたしました。

次回、会長を呼んで、今の状況について説明をいただきたい旨お願いをいたしましたところ、早速出席をいただきありがとうございます。

農業委員会等に関する法律に触れながら、町の実情をお尋ねをいたします。

なぜ行財政調査特別委員会に出席を依頼したかという、平成23年度の施政方針のレジュメに、農政面において、農業生産額50億円の達成を目標に、町民と議会、議員が太い絆で結ばれ、輪になって果敢に挑戦する施策実現につなぎたいと方針が示されましたが、町の現状は、町づくり交付金事業や学校建築事業等、多額の地方債が発行され、平成22年度末一般会計で88億4,500万円の年間予算の2倍を超えている借金であります。

また、国保会計の赤字、上水道、ほーらい館の赤字、その上に徳之島用水の償還等、100億円を超える借金で、我が町は破綻寸前の状況にあります。

このようなことから、行財政調査特別委員会を設置し、あらゆる面から調査を行い、検討している現状であります。

そこで、15項目について実情をお尋ねをいたします。

まず第1点目は、本町において、農家数1,690世帯、面積が2,430ha、農家調査数約100件ということですが、農業委員の定数は農地の面積と農業者数によって基準が定められていると聞くが、基準による農業委員の数はどうなのかお伺いをいたします。

## ○農委事務局長（仲 武美君）

本町において、農家戸数1,600、面積2,430、農家調査件数100件ということですが、農業委員の定数は農地の面積と農業数によって基準が定めていると聞くが、基準による委員の数はどうかということですが、農業委員会等に関する法律施行令で、その区域内の農地面積が1,300ha以下の農業委員会または10a以上の農地につき、耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農家または農業生産法人の数の合計数が1,100以下の農業委員会にあっては20名以下となっております。

以上です。

## ○10番（杉並廣規君）

次に、農業委員会等に関する法律第6条2項4号に規定をされております、農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査研究といった事務処理はどのようにされているのかお伺いをいたします。

## ○農委事務局長（仲 武美君）

ただいまの第6条2項4号に規定されてる件ですが、申請のあった書類等については事務処理をされていますが、今後、法令業務などの適切に遂行するためにも、農家の現状や問題等について実

態を把握し、十分な認識を持って業務に当たりたいと思います。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ調査研究を細部にわたってしていただきたい調査だと、このように思っております。

次に、農業委員会等に関する法律6条2項5号に規定されている、農業及び農民に関する情報提供はどのようにされているのかお伺いをいたします。

○農委事務局長（仲 武美君）

第6条第2項第5号に規定されている、農業及び農民に関する情報提供ですが、町の広報紙、また、農業委員会だよりで情報提供を行っていますが、また、農業委員会だよりは今回が4回目の発行となりますが、今後さらに充実し、農家の方々に情報を提供していきたいと思っております。

○10番（杉並廣規君）

4番目ですけれども、農業委員会等に関する法律6条3項及び伊仙町農業委員会会議規則第2条3項2号による、文書等による町長より農業問題等について諮問がされたことはあるのかどうかをお尋ねをいたします。

○農委事務局長（仲 武美君）

ただいまの件ですが、文書等での諮問等はございませんが、平成23年の7月の臨時総会において、町長のあいさつの中で、各地区の代表でありますけれども、町全体の代表でもあるわけですから、伊仙町の農業生産額が伸びていくように、事務局だけじゃなく、経済課、また耕地課とも協議をしながら頑張れば、伊仙町の農業は大きく飛躍すると思っておりますので、そういった志を持ってやっていくようにお願いしますということを伺っております。

○10番（杉並廣規君）

5番目に、伊仙町農業振興計画書が22年の3月に作成をされておりますけれども、農業委員会としてどのような議論があったのか、主なものについてご説明を求めます。

○農委事務局長（仲 武美君）

この5番目の件に関してですが、諮問等はございませんでした。

○10番（杉並廣規君）

私が今聞いているのは、伊仙町に22年の3月、この伊仙町農業振興計画書というのがあるわけですが、この中に、最初のところに、この計画の策定に当たっては、耕地課、農業委員会または県普及課、JAと幅広く関係者で議論を重ねましたとありますので、この内容について、わかる範囲でいいですが、主なものについて、どのような議論がされたのかお伺いしたかったんですが、このことに触れてないようなんですが、後もってでも、触れられたのか、その農業委員会と経済課とのこういう議論があったのかどうか、後もってでもいいですが、ご説明をお願いしたいと思います。

私から見れば、この計画書なるものは、アンケートをまとめたただけのものに見える。

年次的な計画が見えないし、一番大切なものは、化学肥料を投入して土壌の低下があるというようなことをおっしゃってるんですけども、本当は良質の堆肥で年収を上げるべきではないか、そ

う考えておりますけれども、先般の新聞等で報道によりますと、10 a 当たりが4,613kgですか、キビが。

せめて8 t ぐらいの目標があって、私はしかるべきではないかと思っております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

農業委員会へ、伊仙町農業振興計画書、この計画書、あるいは農業の振興、農業の生産額50億円の達成に向けて諮問をされるお考えがあるのかどうか。ただし、町長部局でありませんで、文書による諮問されることが私は必要条件じゃないかと考えます。先ほど局長の説明では、総会でのそういう話があったということですが、どうなのかお尋ねをいたします。

#### ○町長（大久保明君）

農業委員会にいたしましては、年に数回は、いろいろ口頭のあいさつの中でいろいろお願いをしたという経緯があります。

また、先ほどの伊仙町農業振興計画書の策定に関しましては、農業委員会局長も含めて、これは各課長も含めて協議をして、最終的には策定をしております。

今後、文書をもって農業委員会に諮問していくということは実行してまいりたいと思っております。農業委員会も県の農業会議が町に来て、農業委員会のあり方について、町長のほうから、いろんな推薦等に対する意見がございました。

これは、女性農業委員または若い農業青年を中心とした農業委員会の組織そのものの改革が必要であるということもお聞きいたしまして、議会のほうもそういった意向で推薦もしていただいたと思っております。今、若い人たちが土地を求めて、そしていろんな農業にそれこそ挑戦していくというふうな機運が醸成されてきていますので、あらゆる今このきょうの新聞にもありますけども、島の黒豚なども、若い人たちに新しい可能性を引き出していくと思います。農業委員会は、土地の交渉という非常に厳しい、しかし、実行しなければならないことを、伊仙町農業発展のために、農業生産額を上げていくために、町執行部としっかりと信頼関係と連携を築いていけるように、私たちが頑張ってまいりたいと思っております。

#### ○10番（杉並廣規君）

ぜひ連携も必要でしょうけれども、私が聞いているのは、町長、農業委員会の6条の3項に諮問することができる、また、町の農業委員会会議規則の2条の2項に町長が諮問したときという、皆さんお手元にこれないですか。あるわけですから、この農業生産50億達成に向けて、町長はこのことについて諮問する考えはあるのか、ないのかということをお聞きするのであって、推薦があった女性のこととか、連携していくということは重要でしょうけれども、この諮問をされるのかどうか、そのことを簡単でお答をお願いします。

#### ○町長（大久保明君）

答弁の最初で諮問するときと申し上げたんですけども、再度このことは諮問をしていくということをお聞きして答弁いたします。

○10番（杉並廣規君）

町長が諮問した答申があるわけですから、ぜひその方向で職員を激励し、ハツパかけて、1日も早い農業生産50億に向けて最善の努力をいただきたいと思います。

そこで、会長にお尋ねをいたします。

大島地区の農業委員会の定数を見ますと、徳之島3町と沖永良部の2町が定数が多いわけですが、例えば瀬戸内町のように定数削減をした場合、農業委員会の所掌事務に支障を来さないのかどうかお尋ねをいたします。

○農業委員会会長（窪田博州君）

瀬戸内町と伊仙町の比較であります。農家数においても伊仙町の約3分の1で、経営耕地面積では10分の1で、瀬戸内町においては定数削減がされていると聞きます。農業委員会においては、それぞれ農業委員、各集落ごとの持ち分がございまして、調査等を行います。そういうことで、定数削減になりますと、それぞれの委員の調査事務、そういうのがふえていくことが考えられますので、現状のままですればお願いをしたいというふうに考えております。

○10番（杉並廣規君）

次に、選任による委員と選挙による委員とのあつれき等はないのかどうかお尋ねをいたします。

○農委事務局長（仲 武美君）

選任による委員と選挙による委員間でのあつれき等はないかということですが、現在、委員の間ではあつれき等はないものと思われま。

また、今後も全員が協力して、農家の方々の所得向上に努めていきたいと思ひます。

○10番（杉並廣規君）

次に、現在、農業委員会の予算措置について、何か不満とするところはあるのかどうかお尋ねをいたします。

○農委事務局長（仲 武美君）

現在の農業委員会の予算措置について不満とするところがあるかということですが、平成21年度までは農業委員会は約3,000万円で、現在は約2,300万円となっておりますが、これについては職員の人件費の差額分であります。また、平成22年より、円滑化事業という国の100%補助を導入しており、現在のところは予算については不満はございません。

○10番（杉並廣規君）

不満はないということですが、農業生産、農業経営、農民に対する生活調査研究による、もう少し励んでいただきたい。農業委員会法の18条には、職務を行うために要する費用は弁償すると。ぜひこの法律の目的に合ったような、農業委員のぜひもう少し活発な活動を期待をいたします。

次に、農業委員会会議規則の6条2項に、会議に欠席した方がおるのかどうかお尋ねをいたします。

○農委事務局長（仲 武美君）

会議に欠席された方はいるかどうかですが、平成23年7月に農業委員の改選があり、新しい農業委員が決まりました。また、農業委員で8月から総会を行っています。欠席をされた方はいますが、申請があった場合は、担当者2名で現地を調査いたしますので、何らかの形で出席をされています。

#### ○10番（杉並廣規君）

伊仙町の報酬及び費用弁償等に関する条例3項の2号に、1カ月に1日も勤務しないときは、その分の報酬は支給しないとありますが、ぜひ今後、欠席等があった場合は、その月に勤務しなかった場合は、ぜひ報酬等の支給には注意をしていただきたい。

その次に、所掌事務を行うために必要なときに、農地等の所有者あるいは耕作等に関する方に出席等を依頼をしたことがあるのかどうかお尋ねいたします。

#### ○農委事務局長（仲 武美君）

出席要請をしたことがあるかどうかですが、3条、申請、4条、5条、農業経営基盤強化促進事業などの申請等がある場合については、担当委員、事務局から、所有者と耕作者とで調査確認をするため出席は要請を行っています。

また、担当委員や所有者、耕作者等には日当は支払っていません。

#### ○10番（杉並廣規君）

トラブル等がないようですけれども、出会した場合、日当等支給する必要はないか、十分今後対処していただきたいと思います。

次に、伊仙町農業振興計画書に、この先ほど見せました振興計画書に、農業委員とも議論を重ねたことがあるということですが、農用地の保全集積について、農作業の効率を高めることは生産量の拡大につながると。農地を集積することは重要なテーマであるために、農業委員会等が中心となって啓発活動を行うとあるわけですが、今までにどのような啓発活動をしてるのかご説明をいただきたい。

#### ○農業委員会会長（窪田博州君）

農業委員会法6条の2項第2号の中に、農地等の利用の集積、その他農地等の効率的な利用の促進に関する事項ということが記載されております。この中で、権利移動の許可要件として、効率的に移動して耕作の事業に行くと認められることなど、5つの条件がありますが、その要件を満たしてるかなどを審議し、権利移動や集積を進めております。

ことしの1月からの利用集積の実績として、27件、17haの集積を行っています。また、権利移動については、61件、21haの権利移動を行っており、今後も規模拡大を希望する農家への集積を進めていきたいと考えております。

また、遊休農地の発生防止、解消対策は極めて重要なことから、農地の利用状況の把握、耕作放棄地の利用促進などを進めていく考えであります。

以上でございます。

#### ○10番（杉並廣規君）

次に、担い手育成のために、農業委員会として認定農業者の掘り起こし、そういう対策はどのようにされているのかお尋ねをいたします。

#### ○農業委員会会長（窪田博州君）

農業委員会法6条の2項の中に、5号ですけれども、農業及び農民に関する情報提供という条項がございます。この中で、農家の意向を踏まえた地域農業の発展を図る観点から、農業者に対して、農業、農家に関する正確な知識情報を伝えることが重要である。このことから、全国農業新聞の普及拡大、委員会だよりの定期発行や認定農家などとの意見交換会などを通じて情報提供や意向の把握に努めていく考えであります。

そういうことで、担い手の育成といたしまして、青色申告という制度がございます。

この青色申告は、青色申告特別控除の最高額65万円、それから専従者控除、損益通算などの特典が認められてる節税効果もあることなどから、青色申告のメリット等の情報提供を行って、この青色申告者の担い手に勧めて、皆さんの節税を図っていきたいというように考えております。

また、農業者年金という制度がございますけれども、これについても、認定農業者等には保険料の国庫補助があります。農家にとって非常に有利な制度であり、国民年金だけの受給資格のみの農家には特に必要な制度であります。担い手の老後生活の安定と福祉の向上、また将来設計を考えて、担い手育成、確保の観点から、年金の理解促進、また加入の働きかけを進めていきたい。

また、3町合同での年金研修を先般行っておりますので、担い手を中心に加入推進を行うということでもあります。

以上でございます。

#### ○10番（杉並廣規君）

この認定農業者、現在何人ぐらいいらっしゃるのか、わかりましたら。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

現在、認定農家の数は150名ということになります。

#### ○10番（杉並廣規君）

第6条に、所掌事務の中に農民生活に関することがありますのでお尋ねをいたします。

農業後継者の花嫁確保について。農業後継者の花嫁不足は、本町のみならず、全国的な問題として大きな悩みであります。最近、経済的な自立のできることから、結婚を希望しない女性も増加傾向にありますけれども、花嫁の確保について、農業委員会に窓口を設置をし対応すべきと考えます。若者に住みやすい希望と夢を持たせる施策が必要と思えます。農業後継者が触れ合いの場、交流の機会を提供することも必要と考えますが、どうなのかお尋ねをいたします。

#### ○農業委員会会長（窪田博州君）

現在、農業委員会等では花嫁対策等についての計画はございません。企画課のほうで10月にご縁ツーリズムが行われております。今後、この件については、また検討をしていきたいと思っております。

○10番（杉並廣規君）

農民生活に関する調査研究ということがありますので、拡大解釈をして、ぜひそのようなことも、農業後継者のことも考えた農業委員であってほしいと思います。先ほどの企画課でしてるのは、キュラシマ出会い支援事業ですか、これは農業後継者の問題はないだろうと思いますので、町長部局においても、この農業後継者の嫁問題もぜひ今後考えていただきたいと、このように思っております。

15番目になりましたが、去る9月の25日に奄美新聞掲載の企業等の農業参入、耕作放棄地の解消、雇用の場と掲載をされておりますが、我が町の状況はどうかお尋ねをいたします。

○農委事務局長（仲 武美君）

現在では、町内の1業者が農業生産法人を設立してしまして、今後はさらに企業等の農業参入を推進して、耕作放棄地の解消や雇用の場を広げていかなければならないと考えられます。

現在、伊仙町においては、農業生産法人が5法人設立されております。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ雇用の場の拡大を図っていくようにお願いしたいと思います。

少しは農業委員会として意識改革できたものだと思っております。委員会の中でも検討するのは検討し、実行していただきたい。農業委員会が農業生産、農業経営、農家の生活の向上のために最善の努力されんことを希望し、終わります。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

これで杉並委員の質疑を終わります。

他にこの農業委員会の議題について質疑ありませんでしょうか。

○7番（永岡良一君）

会長にお聞きしたいんですけども、先ほどこの6条2項の4号、農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究というところで、農業新聞及び農業者年金に関してなんですけども、現在、農業新聞をとられてる方は何名ぐらいいらっしゃるんですか、お聞きいたします。

○農委事務局長（仲 武美君）

とられてる方はたしか七十何名かと思っておりますけど。

○7番（永岡良一君）

この農業者年金のほうは何名ぐらい今受給されてますか。

○農委事務局長（仲 武美君）

受給されてる方が7月の30日の時点で313名、約8,000万円。今払ってる方が100名ぐらいですかね。そして、大体年間、最近でも年に2名ぐらいが加入している状況です。

○7番（永岡良一君）

これは、先ほど会長が言われたんですけども、農家の老後というんですか、というものに関して、年金等はどうしても必要かと思っております。それで、農業委員会、また先ほど言われたように認定農家

とのいろんな会議等もあるんですけども、その中で、そういうふうな説明、そしてこの農業委員会委員として、農業委員会として、この年金の促進に年間の目標とか、2名程度と言われたんですけども、2名程度では私は少ないんじゃないかと。それに関していろいろな目標設定とか、そういうものは持っておられるのかお尋ねいたします。

**○農業委員会会長（窪田博州君）**

先ほども申し上げましたように、先般、農業者年金の研修ということで、3町合同で行ってきました。今まではそのような研修もなかったものですから、委員についても、農家の皆さんに農業者年金を勧めることはなかなかできなかったわけでありまして。今回このような研修を受けたことで、ある程度の説明はすることはできます。そういうことで、農業者年金の有利性等を農家の皆さんにつないでいって、加入する、しないは、また農家の意向にかかわるわけでありまして、担い手を中心に推進を、普及を図っていきたいということで、今事務局のほうに、その加入できる方等の選定を今行ってもらってるところです。

**○7番（永岡良一君）**

ぜひこの農業新聞も、これは全国の農業に関していろんな情報とか載っておりますので、我々の余り農業とは違うところは違うんですけども、やる気とか、そういうものは、その新聞を読んでいけば大分出てくるのもあると思いますので、ぜひこの農業新聞、そして農業者年金の加入の促進等はよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

**○行財政調査特別委員長（上木 勲君）**

これで永岡委員の質疑を終わります。

他にありませんか。

**○13番（美島盛秀君）**

農業委員会に関する質疑事項の10番目に関係するかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、土地の集積の件でありますけれども、10a当たりの借地料、これは今幾らで設定をされているのか伺います。

**○農委事務局長（仲 武美君）**

賃貸借料というのがありまして、農業委員会だよりの2回目かと思いますが、それで10a当たり1万円ということで出しております。

**○13番（美島盛秀君）**

今、農業が非常に見直されつつありまして、若者が仕事がない、農業をしようという機運が高まりつつありまして、土地の借りる土地がないというような状況が今あるみたいですよ。

それで、個人的に契約をして、1万円以上で借りるから貸してくれというようなことで、個人的にそういうことがあるんですけども、そういうことをされれば、私もそれ以上に貸すとか言って、もう返してくれとかというトラブル等も聞いております。ですから、そういうことをきちんと農業

委員会のほうで設定をして、そして周知徹底して農家の皆さんに伝えていただきたいと思いますけども、そういうことが今後、農業委員会、そして事務局を通してできるのかどうかお伺いをいたします。

**○農業委員会会長（窪田博州君）**

先ほど局長からありましたように、10a当たりの平均が1万円となっております。

賃貸借契約ですので、お互い貸す方、また借りる方、それぞれの了解のもとで、料金が違う場合もあろうかと思いますが、農業委員会として、これを1万円に下げろとか、強制はできないんじゃないかというふうに考えておりますけども、農業委員会だより等を通じて、今現在の標準額は1万円ですということで、できるだけそのような方向でやってもらえるような方向性をやっていければと思っております。

**○13番（美島盛秀君）**

ぜひトラブル等が起きないように、農業委員会のほうでも今後注視していただきたいと思います、こう思います。

それから、現在の農業委員が借りてる借地、私の畑の隣なんですけれども、人の土地を借りていながら、農業委員自らが畑を荒らしている。こういうような現状がありますので、農業委員自らが町の農業のリーダーでありますので、指導のリーダーでありますので、きちんとした形で、今後、農業委員の皆さん模範示していただきたいと思っておりますけれども、農業委員会の中で、そういう話等、そういうのいのかどうか伺います。

**○農業委員会会長（窪田博州君）**

初めてお伺いをしましたけども、今後、総会の中において、議会等でも指摘があったということで、そういうことのないよう、また委員の皆さんにつないでいきたいと思っております。

**○13番（美島盛秀君）**

ぜひ農業委員の皆さんは、公選で選ばれた人、そしてまた議会の推薦、共済等、それぞれの伊仙町のリーダー的存在でありますので、そういう問題点が出ないように今後していただくようにしてもらいたいと思っております。

それから、もう土地も自分で農業ができない、自分の土地を管理できない、このような高齢者の土地、これは先ほど言った遊休地の問題に関連するわけでありましてけれども、その遊休地を勝手にその人と借りたというようなことで畑を耕作をして、今ジャガイモを植えてあります。

なぜ私がこういうこと言いますかということ、私はその高齢者がもう、痴呆が入ってなかなか話もできないんだということで、急にその畑が耕作をされてるものですから調査をしましたら、いや、そういう人に貸した覚えはないということで大騒動が起きました。そういうことで、その兄弟に、都会にいる兄弟に連絡をして、その土地の問題を今解決を進めているところですけども。

こういう遊休地等、こういうのをしっかりと農業委員会が把握をして、その土地がどうなっているのかということも地区の農業委員は熟知していなければならないのかと思っておりますけれども、そう

いう話等、農業委員会の中で出たことがあるのか伺います。

○農委事務局長（仲 武美君）

現在の農業委員会の総会の中では、そういう話は聞いたことはございません。

○13番（美島盛秀君）

最近、高齢者をターゲットにした振り込め詐欺とかいうようなのが話題になってるわけなんですけど、最近、こういうお年寄りのその耕作をしてないような土地、こういうようなのが目をつけているのじゃないかなというような気もいたしました。

そういうことで、遊休地、それからその地区の、先ほど会長のほうから担当割り当てをしてるとい話がありましたけれども、その担当している地区をしっかりと把握をして、そして農地のマップ、こういうのなどを作成をして把握をしていくようお願いしたいと思っておりますけれども、そういうことが可能なかどうか伺います。

○農業委員会会長（窪田博州君）

遊休農地対策については、先般の農地法等の改正で強化がされております。そういうことで、今後、現在も農地パトロールを実施をしておりますけれども、その後の対策がなかなか十分にやっておる状況にありません。そういうことで、今後、今議員の方からも指摘のありましたように、貸し手等調べて、またできるだけ流動化していくような形でやっていこうというふうに考えております。今後の検討としてやっていきます。

○13番（美島盛秀君）

ぜひお願いいたします。

先ほどの質疑の中で、企業の農業参入があるということで、農業法人などを講じるということなんですけども、その後、法人がどのような農業に参入しているのか、その経営というんですか、どのような経営をされてるのか伺います。

○農委事務局長（仲 武美君）

最近新しくできた法人はサトウキビとバレイショで、サトウキビを植えて、2回とり後にすぐバレイショを植えてるみたいです。去年2件、ことし1件できていますけど、去年の2件については、ほとんどがバレイショが主に生産されてる方です。1人の方についてはほとんどがバレイショです。1人は畜産とバレイショ。去年の2件の法人はですね。ことしは、サトウキビとバレイショを主に生産してます。また、去年のバレイショを現在生産してますが、その方については、資金借入れをしてトラクター等などを導入してるみたいです。

○13番（美島盛秀君）

この農業法人の設立に向けては、どのような指導をしているのか、あるいはその内容には、例えば認定農業者が150名、伊仙にはいるということなんですけど、認定農業者がその中にいるのが条件なのか。そういう法人を設立するための指導、そういうことを経済課、あるいは農業委員会を通してやってるのかどうか伺います。

○農業委員会会長（窪田博州君）

農業委員会法6条の2項第3号の中に、法人化、その他農業経営の合理化に関する事項という条項がございます。農業経営の確立強化の観点から、経済課、また県の農業普及課などとの連携のもと、認定農業者等の担い手の育成、確保への支援活動に積極的に参画し、農業経営の合理化活動を今は強化をしたいと考えているところであります。

法人化は、経営管理能力や資金調達力、対外信用力の向上など、農業経営改善を図る上で有効な手段であります。その事業利益がなくても県民税、町民税などの均等割の納税義務があります。こういうことから総合的に判断して法人化する、しないとなりますけれども、法人化は一定規模の所得規模がどうしても必要かと考えておりますので、規模拡大を、意欲のある法人化を目指す農家に対しては、関係機関と一体となって取り組みを、今現在はしておりませんが、今後取り組みを強化をしていきたいと考えております。

○13番（美島盛秀君）

ぜひ今後、指導をしていただいて、そして町の税収対策にもなってくるかと思っておりますので、経済課あるいは税務課と連携をして進めていただきたいと、こう思います。

終わりに、先ほど農業新聞をとってる農家が70戸ということなんですけれども、ぜひ農業をするからには、この農業新聞を購読していただきたい。私も3年ぐらいになりますけれども、もう農業新聞が来るのが楽しみです。いろんな情報が載っております。その地方紙を読むよりも、あるいは1冊の本を読むよりも、この農業新聞を読めばいろんな情報が入りますし、また、伊仙町の50億達成の基礎がみんな学べるのではないかなという思いがします。農業委員会あるいは経済課を通して農業新聞の購読者を、購読者をふやしていただきたいと思っております。

終わります。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

これで美島委員の質疑を終わります。

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

それでは、質疑がないようでございますので、これで農業委員会に対する調査事項に対しては、これで終結をいたします。

本日、この特別調査委員会の趣旨をご理解いただき、出席要請に快く応じていただいた窪田会長、この場をかりて厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

○農業委員会会長（窪田博州君）

どうもありがとうございました。また今後ともよろしく願いいたします。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

それでは、ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時09分

---

再開 午後 2時47分

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

休憩前に引き続き行財政調査特別委員会を再開をいたします。  
お諮りします。

本日の調査をもって、当特別委員会は当初の目的を達成いたしましたので、この調査内容を特別委員会調査報告書として議長に提出し、その後、皆さんに先ほど配付してある委員長報告書を第4回定例会最終本会議に委員長報告として報告をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

当調査特別委員会は本日をもって解散したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

異議なしと認めます。

したがって、伊仙町行財政調査特別委員会は本日をもって解散いたします。皆さんお疲れさまでございました。

閉 会 午後 2時48分

平成23年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年12月15日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問（杉並廣規議員、明石秀雄議員、琉理人議員、伊藤一弘）4名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君          事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	益一男君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	吉見誠朗君
ほーらい館長	四本延宏君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹）

（午前班）富山勇生・稲田大輝・上木雄太・元原克也・稲泉喜博

（午後班）富育美・上木雄太・稲泉喜博・稲田大輝

平成23年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	杉並廣規 (議席番号10)	1. 女性職員の管理職登用について	男女雇用機会均等法の改正により、勤続している間の処遇も均等でなければならぬと考えます。管理職のうち、女性はいない状況にあり、能力のある優秀な女性職員を管理職に登用すべきであると考えがどうか。	町長
		2. さとうきび対策について	奄美群島さとうきび生産振興協議会では、対策が承諾されているが、気象要因による対策又はメイチュウ類の防除対策が急務と考えられるが町としての対策は。また誘殺灯の設置状況はどうか。	町長
		3. 入札監視委員会設置について	本町において、談合といった事実はないと信じていますが、入札の適正化と透明性を確保する為、住民代表による入札監視委員会を設置することについて町長の見解は。	町長
		4. 入札制度の刷新について	概要は、大規模工事には条件付き一般競争入札や公募型指名競争入札を導入するほか、設計概要の現場説明会は廃止し、書面による質疑応答で対応、また複数企業による共同事業の発注は対象金額を3億円以上から5億円以上に引き上げ、構成企業数も現行2～5社を2～3社にして業務の効率化を図ることとします。また、談合情報に迅速かつ的確に対応できるよう事務手順を書いたマニュアルを作成するほか、談合調査を行う建設工事競争入札調査委員会も設置する。これらを「転ばぬ先の杖」として、入札制度を抜本的に刷新する方策として積極的に取り組む考えはないか。	町長

1	杉並廣規 (議席番号10)	5. 工事予定価格の公表について	国土交通省、総務省、財務省の「公共工事に入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において義務付けられている、基本的な施策の実施状況について、平成17年10月1日現在で調査した結果、予定価格の公表について市町村では、事前に公表31.7%、事前・事後に公表22.4%、事後に公表23.7%、発表予定3.6%、未発表18.6%となっており、何らかの形で公表しているのが8割近くになっており、本町もその中に含まれているものと理解しておりますが、従来、弊害が全くなかったとは言いきれないのが実態であると理解しています。予定価格の公表については、町長は今後も同じ姿勢をとり続けるのかどうか基本的な考え方は。	町長
		6. 一事業二回入札制について	入札の際に、談合を防止するために、山梨県小淵沢町では、同一物件二回入札同時開封制度を導入したと伝えられています。具体的には、町が指名した業者が入札価格を書いた書類を提出し、町はこれを出納室の金庫に保管しておきます。その後別業者を指名し、何日後に入札価格書を提出してもらいます。その後、先に入札した業者も立ち合い入札書を同時に開封するものであります。 本町においても、早急に導入すべきと考えるが町長の見解は。	町長
		7. 入札制度の改善について	①価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する、総合評価方式を採用したことはかつてなかったと思いますが、導入に踏み切る意思はあるのかどうか。	町長
			②低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力による、より低い価格での入札価格落札の促進と公共工事の品質確保の観点から、審査体制の整備等を図りつつ、最低制限価格制度への移行に努めるとされております。審査体制の整備等の条件整備の問題はありますが、移行について町長の見解は。	町長
2	明石秀雄 (議席番号5)	1. 教職員の町内居住について	平成24年度から町内に、居住するよう通知するのか。また、その環境整備はできたか。	町長 教育委員長

2	明石秀雄 (議席番号5)	2. 新規就農者支援について	農水省等の情報によると、若年者(40才未満)が新規就農する際の支援策が報じられているが、伊仙町の取りくみはあるのか。	町	長
		3. 馬鈴薯の保管倉庫建設について	離島流通効率化コスト改善事業交付金等さまざまな事業があるが、これらを活用しJA等と連携して保管倉庫等が造れないか。(種子保冷库含む)	町	長
		4. 防災訓練について	東面縄、古里集落の訓練の総括はなされたのか。また、ダムの管理は適正にされているのか。	町	長
		5. 町有財産管理について	条例、規則に沿ってやっているのか。	町	長
3	琉理人 (議席番号11)	1. 行政関係について	①名誉町民称号について、来年度は町政施行50周年の記念の年であります。過去の名誉町民の栄誉を受けられた方は、いずれも偉大な功績であり、町民の誇れる称号にふさわしい方々ばかりであります。 この町政施行50周年に名誉町民称号を贈る考えはないのか。	町	長
			②行財政のコスト低減化対策について、過去にさまざまな取り組みをしてきましたが、財政難である今日、組織機構の再編成や統廃合の考えはないのか。	町	長
			③公共施設の管理委託について、管理委託の現状と問題点はないのか。効率的運用と人員を削減するために、公共施設を一括管理する組織や協会を作る考えはないのか。	町	長
		2. 経済産業関係について	企業誘致について、役場周辺の県道拡幅工事に伴い、中央商店街が後継者やいろいろな問題で、商店が激減している現状です。地元商店街の振興対策や企業誘致促進の優遇条例制定の意志はないのか。	町	長

3	琉 理人 (議席番号11)	3. 防災関係について	①地震対策について、東日本大震災を受け、全国各地で避難訓練が実施されておりますが、わが伊仙町においても、避難訓練を実施致しましたが、その現状がどうだったのか。実施したなかでの問題点はなかったのか。避難場所での緊急用具、生活用品の備蓄はされているのか。	町 長
		4. 社会福祉関係について	①身障者向けの施設改善について、現在身障者向けのトイレの管理状況と対策は怎么样了のか。	町 長
			②老人福祉について、高齢化社会にある現状で、老人福祉対策は、長寿と子宝の町において、豊かで生きがいのある老後の確立に向けて、大きく取り組まなければなりません。介護を受けている高齢者は、介護施設や介護制度を利用していますが、自立している高齢者の為に生きがいを与える、変化に富んだ施策は考えられないのか。	町 長
		5. 教育関係について	①完全学校週5日制の導入が定着した今日、児童生徒の学力の現状はどうか。 エネルギー環境教育、食と農の教育等の平日には難しい体験型教育を推進する土曜日授業の考えを、自治体独自で取り組む考えはないのか。	町 長 教育委員長
			②政府の子供手当の先送りや見直しで、学校児童生徒を持つ親の負担軽減策に、学校給食の無料化や、減額の考えはないのか。	町 長 教育委員長
4	伊藤一弘 (議席番号9)	1. 徳之島農業高校跡地利用計画について	12月の県議会の一般質問にもありましたが、県の方では徳之島障がい児親の会から、徳之島農業高校跡地への分校・分教室設置の陳情、また大島郡町村会、議長会から徳之島農業高校跡地へ分校設置を求める陳情と双方を審議され、そのなかで分校と分教室の意見が一致していない箇所について、今後の動向や推移を見極める意味で、2件の陳情は継続審査の取り扱いになっていると記載されているが、今後さらに大島養護学校を徳之島農業高校跡地に分校設置を働きかける必要があると思うが、どう考えるか。	町 長 教育委員長

4	伊藤一弘 (議席番号9)	2. 農業行政について	①コーヒー、長命草と2つの品目を農業所得50億円達成にむけての大きな目玉として取り入れたことは、町内外からも大きな関心を寄せられているようです。そこで、コーヒーの木の植付けをする場所、そして木に対しての環境面等は組合員の方々にどのような指導をしているのか。	町	長
			②長命草(まあざく)の今までの収穫・実績等は。	町	長
			③イノシシ、メイチュウ駆除の対策はどのような状況か。	町	長
		3. 住宅建設について	西部地区に住宅建設ということで、今年度は犬田布集落の亀戸住宅を現在工事中で、来年3月の完成、ならびに居住を希望している方々が心待ちにしていると聞きます。平成24年度建設予定の、木之香集落と糸木名集落の住宅建設についての構造や概要は。	町	長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（常 隆之君）

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許します。

初めに、杉並廣規君の一般質問を許します。

○10番（杉並廣規君）

町民の皆様、おはようございます。10番、杉並廣規でございます。平成23年第4回定例会において、一般質問を行います。

その前に一言申し述べさせていただきます。今回議会に対する分別ない事件が起きました。

夏祭り実行委員会による行為が新聞報道されたことであります。知恵のない人たちのために、善意があだになったことです。夏祭り実行委員会会長名でまことに申しわけありませんでしたのチラシのみであります。伊仙町議会の、伊仙町議会の尊厳が踏みにじられた思いをしております。

他にもありますけれども、これでおきます。

一般質問に移ります。女性職員の管理職登用について質問をいたします。男女雇用機会均等法の改正による求人広告で男性正社員、営業職男性といった表現はできなくなっております。

男女の均等は雇用の機会ではなく、勤続している間の処遇の均等でなければならないと考えます。

そこで本町の状況を見ると、男性職員と女性職員を比較すると均等ではないと受けとめております。町役場の職員のうち約4割が女性であります。しかし、管理職のうち女性は1人もいない状況にあります。課長補佐級の昇任などであり、能力の点で劣っているというならば採用時に問題がなかったかということになります。男性職員と同様に機会を与えないで能力がないと決めつけるのはいかがでしょうか。女性の細やかさ、優しさを町政に反映させるために、能力のある優秀な女性職員を管理職に登用すべきであると考えますが、町長はいかがお考えか所信をお伺いをいたします。

次に、サトウキビ対策の問題について質問をいたします。先般11月29日付奄美新聞によると、「04年に近い不作、単収低迷は気象要因やメイチュウ」と報道されておりますが、去る9月に伊仙町で開かれた奄美群島サトウキビ生産振興協議会では、対策が承諾されてると報道があるが、気象要因に対する対策、またメイチュウ類の防除対策が急務と考えられるが、町としての対策はどうか。また、誘殺灯の設置状況はどうかお伺いをいたします。

次に、入札監視委員会の設置について。町の状況を見ると、落札額99.数%というものもあります。そこで指名競争入札の適正化と行政の透明性確保のために入札監視委員会の設置をすることについて質問をいたします。

入札と言えば談合という言葉が連想されます。実際、談合が行われているのかどうかわかりませんが、入札前に落札者が決まっているといった情報が時折新聞に報道されております。

本町においては談合といった事実はないと信じてますが、入札の適正化と透明性を確保するために、住民代表による入札監視委員会を設置してはいかがでしょうか。

例えば、農協、商工会の代表や有識者数によって構成し、年に数回会議をし、入札に不審な点はないか。指名は適正であったかなど審査してもらい、指名理由や入札の経緯、不適切な点、改善すべき点があれば、町長に意見を具申することを任務とします。また、さらに糾明すべき点があれば、法的権限を持つ監査委員に連絡し、監査をしてもらうことも考えられます。

不祥事が発生してから態勢を整備するのではなく、事前に整備しておくことが不祥事を防止する手段であります。

こうした入札監視委員会を設置することについて町長はいかがお考えか、所信をお伺いをいたします。

次に、工事の入札制度の刷新について質問いたします。一時ほどではないにしても、談合情報がマスコミに寄せられ、そのとおり落札するといったことは後を絶ちません。また担当者が入札予定価格を業者に漏らしたとして逮捕された自治体もあります。本町は幸いにして、そうした不祥事は発生しておりませんが、自治体の発注する工事に業者が集中することは十分に考えられますので、事前に十分な対策を講ずる必要があると存じます。

広島市では公共工事をめぐる談合や不正行為を防止するために、新たな入札発注制度を適用したと伝えております。その概要は大規模工事には条件つき一般入札や公募型指名競争入札を導入する他、設計概要の現場説明会を廃止、書面による質疑応答で対応し、複数企業による共同事業の発注は対象全額を3億円から5億円以上に引き上げ、構成企業数も現行2から5社を2から3社にして業務の効率化を図るとしております。また、談合情報に迅速かつ的確に対応できるよう事務手順を書いたマニュアルを作成をした他、談合調査を行う建設工事競争入札調査委員会を設置したそうです。

本町は不祥事がなかったから従来どおりでよいということではなく、「転ばぬ先の杖」として入札制度を抜本的に刷新するために積極的に取り組むべきだと考えますが、町長はいかがお考えなのかお伺いをいたします。

次に、工事予定価格の公表問題について質問いたします。国において工事の予定価格を入札前に公表すると、予定価格の目安となって競争が制限され、落札価格が高どまりになること、業者の見積もり努力を損なわせる等の理由により、国においては事前に公表せず、契約締結後に事後の契約に予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合は、その公表をしております。

地方公共団体においては法令上の制約はないので、団体において適切と判断する場合は事前の公表もできますが、種々の弊害も生じるので、慎重に対応することが望まれます。

国土交通省、総務省、財務省が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において義

務づけられている基本的な施策の実施状況について、平成17年の10月1日現在調査した結果、予定価格の公表については市町村では、事前に公表31.7%、事前・事後に公表22.4%、事後に公表23.7%、発表予定3.6%、未発表が18.6%となっております。何らかの形で公表しているのが8割近くになっております。本町もその中に含まれているものと理解しておりますが、従来弊害が全くなかったと言い切れないのが実態と理解しております。予定価格の公表については、町長は今後とも同じ姿勢をとり続けるのかどうか、基本的な考え方をお示しを願いたいと思います。

次に、1事業2回の入札について。入札制度を改善するために1事業に2回の入札を実施する問題について質問をいたします。入札の適正化とか談合の絶滅をと叫ばれながら、いまだに根絶してないようで、入札前に落札業者が決まっているとマスコミに通報され、そのとおりに落札したとか、入札を延期したといったことが報道されております。

談合は必要悪だと弁護もないわけではありませんけれども、絶対に絶滅しなければならないと考えております。入札の際談合をしにくくするために、山梨県の小淵沢町では、同じ物件2回入札同時開封制度を導入したと伝えられております。具体的には町が指名した業者が入札価格を書いた書類を提出し、町はこれを出納室の金庫に保管しておきます。その後別の業者を指名し、何日か後に入札価格書を提出してもらいます。その後、先に入札をした業者も立ち会い、入札書を同時に開封するというものです。

先に入札をしたグループは後で入札をしたグループを、また後のグループは先に入札をしたグループを、お互いに知らないので談合が起こりにくいと伝えられております。

これは確かに優れた仕組みですので、本町においても早急に導入すべきものと考えますが、町長の見解はどうかお伺いをいたします。

次に、入札制度の改善について。地方自治法施行令167条の10について、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律は、平成12年に交付され、それを受けて制定をされた。

公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針の一部が18年の5月に閣議決定され、その内容はご存知のことと存じます。それに関してお伺いをいたします。

第1点目は、総合評価方式拡充の問題であります。価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価をし、落札者を決定する総合評価方式の導入を積極的に進めることに改めておりますが、本町において総合評価方式を採用したことはかつてなかったと思いますが、導入に踏み切る意志はあるのかどうか。

2点目は、低入札価格の調査制度への移行の問題であります。低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力による、より低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の観点から、審査体制の整備等図りつつ最低制限価格制度への移行に努めるとされておりますが、審査体制の整備等の条件整備の問題はありますが、移行についていかがお考えか、町長の確たる所信をお伺いし、1回目を終わります。

○町長（大久保明君）

おはようございます。杉並廣規議員のご質問にお答えいたします。

まず、女性職員の管理職登用等については、副町長が男女共同参画社会等についていろいろ調べてありますので、答弁をまず、させていただきます。

サトウキビのメイチュウ対策に関しましては、まず経済課長のほうから答弁をさせていただきます。

3番の入札監視委員会設置から入札制度の刷新、工事予定価格の公表等、1事業2回の入札制について、そして入札制度の改善について等につきましては、副町長そして建設課長等から答弁をさせていただきます。

#### ○副町長（中野幸次君）

杉並議員の質問にお答えいたします。

杉並議員が述べられているように、質問の趣旨のような状況で取り組まなければならないということは、これは今の時代の趨勢として言うまでもないことだととらえております。

本町におきましては、20年度にこの取り組みを始めまして、男女共同参画社会をもって議会で、その条例を承認いただきまして、それ以降男女共同参画社会の取り組みの一環として女性の地位向上という考え方もありますが、それ以上に伊仙町においては、やはり女性の持っている能力を活用していくということが町政発展に大きく寄与するという、そういう視点からこの取り組みをしております。

おっしゃるとおり町のほうでは、139名のうち36名が女子職員であります、約3割ちょっとありますが、その中で課長職は、管理職は1人もまだおりません。

それで、その中で現在は2名の課長補佐職があります。以前4名おりましたが2名のほうはどうしても職員のほうから辞退ということがありまして、現在2名ということでやっております。

それで、この件につきましては、やはり女性の共同参画社会として6名の女性職員に、今後女性職員の登用というのを前提に考えたときに、女性職員が一生懸命研修、研鑽を積んで、やはりみずからが総合職を担うという意識を持って努力をしていただきたいと。

こういうことで女性職員のほうにも説明をいたしておりますし、今後の方向性として女性を登用するという意味合いではなくて、課長研修等を重ねて、それに適する人物を男女別なく採用していくという基本的な姿勢で今臨んでいるところであります。

非常にこのことにつきましては社会全般に、将来全般に対しての啓発というのも、これとあわせてしなければ認識をいただけないということで。関係機関等にも、これらの啓発についての努力を促しているところであります。大変きょうの質問につきましては、ありがたく思います。

以上でございます。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

サトウキビのメイチュウ防除対策と誘殺灯の設置状況に関してお答えいたします。

メイチュウによる被害をまず、報告をいたしたいと思います。伊仙町のメイチュウの被害状況ですけれども、面積的に32.57ha、被害の見込み量1,559tということです。ちなみに徳之島町が65.67ha、

被害見込み量が2,987 t、天城町が50.09ha、被害見込み量が2,071 tというような状況でございます。

町の、メイチュウの防除に関して町の取り組みということですが、町といたしましては、まずメイチュウに関しまして農家に知っていただくということで、広報活動をまず実施をしております。メイチュウの生態、防除の方法等についての広報ということでございます。

今までやってきた実績といたしましては、サトウキビの生産対策本部からチラシの全戸配布、7月には伊仙町糖業部会からチラシの全戸配布、12月には経済課の通信における呼びかけ等を実施しております。

メイチュウの生態に関しまして紹介をしてみたいと思いますけれども、生態といたしましては、発生時期が5月と、1年を通しますと5月と9月から10月、2回の発生が、大量の発生というんでしょうか確認されております。このようなものを踏まえながらメイチュウの生態調査ということで、発生時期の確定を今やっているところなんですけれども、フェロモントラップ、トラップを島内の9カ所、うち町内においては3カ所、牧原と上面縄の農場、糸木名の3カ所に仕掛けまして、毎月調査をして、いつの時期に発生をするのか、そういうのを確認をしているところでございます。

実験圃場として、メイチュウの防除関係について圃場として2カ所、徳之島町と天城町の2カ所に設けて実験をしているところでございます。

メイチュウの防除に関して、どのようなことを今研究的にやっていかなきゃいけないかという、ハリガネムシの防除並びにチンチバックの防除、野草防除関係の負担金が町のほうで予算措置されてるわけなんですけれども、この残りをメイチュウの防除に充ててみたいと思っております。

次年度におきましては、薬剤の助成並びに行動中心に防除活動に努めてみたいと思っております。

誘殺灯の設置状況でございますけれども、平成13年度の産地システム化推進対策事業で30基設置をしております。誘殺灯の対象害虫がアオドウガネ、分類でアオドウガネとハリガネムシの成虫を防除しようということでやっておる事業でございます、作動の時期が、5月1日から9月30日まで作動をさせているところでございます。作動の時間が1日3.5時間、夕方から3.5時間点灯するというような形になってございます。

5月に電球をかえて、虫の収集袋を設置をして点灯していきます。12月の時点で一般質問の指摘がございまして、再度確認しているところなんですけれども、電球切れが13基あります。

今年度において作動期間、5月から9月の間に点検等不十分なところがございましたけれども、次年度からまた作動前並びに作動期間の点灯等徹底的にチェックをしてみたいと思っております。

以上です。

#### ○副町長（中野幸次君）

入札監視委員会設置についての質問にお答えいたします。

入札の適正化と透明性については常に鋭意努力せよと、こういう質問と受けとめて答弁をいたしたいと思っております。

公共工事の入札及び契約の適正化を目的として、平成13年から施行された入札契約適正化法にお

いて、透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除ということについて推進せよということで、それは先ほど議員の質問にもあった内容でございます。この中に学識経験者等の第三者の意見を適切に反映させなければならない。そのために入札監視委員会の設置が求められていると、こういうことでございます。

これについて県や国の団体で、主に政令指定都市等ではこれらが大半も採用されておりますが、市町村においてはいまだに9割以上が、この採用ができない状況にあります。

一つは、このいわゆる検査精度というんですかね、そのための人材の確保というんでしょうか、学識経験者等を有する委員会の設置に当たって、それが難しいということ、その他いろんな条件があるようです。これらにつきましては、また非常に内容的にはいい趣旨がありますので、近隣市町村等の動向とも見極めながら、やはりこの委員会設置の可能性を探っていきたいと、このように考えます。

引き続き、入札制度の刷新についての質問にお答えしていきたいと思っております。

条件付き一般競争入札の導入については、優秀業者にいわゆる限定することで工事の成果の質を高める。

また住民からいただいている税の有効活用ということにもつながるし、また住民への還元するという点からも、入札の条件等について検討してみたいと考えているところであります。

公募型指名入札の導入についての示唆をいただきましたが、これは発注者が一方的に指名するのではなく、受注者の技術的適正や受注意欲を発注者が指名に反映できるような入札方式でありますので、技術資料の提出や過去の工事実績等の複雑な作業が伴うが、公平・公正な審査基準を設けて実施に至らなくとも、この幾つかの項目を業者に今後指名していくことで、この実施に向けての取り組みとしたいと、こう考えておまして。現在担当課、建設課等において、業者のいわゆるどういう形でこれ、できるのか今研究中であります。

また、この高額工事のことにつきましては、これベンチャーということでしょう。

私の理解が異なっているかもしれませんが、これらについての提言は談合調査を行う建設工事競争入札委員会の設置についても提言をいただきましたが、やはり先進的な取り組みを示唆することでありますので、具体化の方向で今後検討させていただきたいと、こういうことを考えております。

それから、工事予定価格の公表につきましては、基本的な考えとして入札業務にかかわる職員の不祥事、これは価格漏えい等で新聞等にも掲載されたんですけども、この価格漏えい等の問題と絡んで職員がいわゆる処罰を受けるという、そういう事故等がありましたので、全国的な傾向として事前公表制というのをとったわけです。ところが、この事前公表制が議員の指摘のとおり、内容的に非常に高どまりになってしまったという弊害が一方出てきているということで、現在国のほうは公表制のほうに動いておるようであります。

また県内においても市町村において、その公表制にかかわるべきじゃないかということで、それを実施しているところもありますので、私どもも今建設課と協議をして、事後公表にしましょうとい

うことで話を進めているところであります。

それから、1事業2回入札制について、小淵沢町の例で一応向こうのほうにも尋ねたりしまして、やはり慎重の上にも慎重を期していくということ。なぜかと言いますと、公共事業が非常に減っていく中で、それぞれの業者間のいわゆる競争というのが熾烈を極めてきた。

そういう中であって、やはり厳正に保っていくということが非常に大事であると、そういう趣旨でこういう採用になった経過があるのではないかと思います。

私たちのほうでも初めて耳にする内容でありましたが、やはりこの内容からして、私たちのところでも公共事業が3割減、4割減と言われる中で、業者間の競争というのは非常に激しくなると思っています。そういう中であって私たちは、工事成果としてすばらしいものを残さなければならない。その1点について考えたときに、やはりどういう方向でこれらを検討したほうがいいのか。

あるいは内容把握に今後努めて、できる限りこの実施に向けて取り組みたいと、こういう考えで臨んでおります。

それから、入札制度の改善についてであります。総合評価方式を採用しようとする意志はないかということでもあります。これも公共工事が年々減少する中で、価格競争が激化し、公共工事の品質が低下を招くことが懸念されます。

そこで、このため、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格の品質で総合的に優れたものを実現することが求められる。また、こうでなければいけないという考え方で、今後こういったことを含めて、いわゆる総合的に価格のみではなく、それにプラスされるものを含めて業者選定指名に当たりたい、こういう考え方であります。

それから、この考え方の基本として、公共工事の品質確保の促進に関する法律に位置づけられている、それがいわゆる総合評価方式でありますので、そういった点でとらえていきたいと思っておりますし、まず談合防止や不適格業者の排除、建設業者のいわゆる事実公表等のメリットを求めていきたいと、このように考えております。

また、複雑ではありますが、この中には総合評価方式には特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の種類がありますが、これらについてどういう方式、総合評価の中で、伊仙町がどれを基準にしてやっていくか、こういったことの研究をしたいと思っております。

それから、最低制限価格制度についての見解が求められておりますが、伊仙町で採用している現行の制度が一応最低限度制限価格制度と、こういうことになります。現行の入札制度はこの制度であって、採用の理由は工事の品質保証が最大の目的であります。競争入札行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をしたものと契約することは、会計法及び地方自治の原則になっていることも採用理由の一つであります。

この制度を採用で支障を来すような特段の事由はありませんが、最高の工事成果、納税者の視点を忘れず、制度の運用を心がけていきたいと思っております。そういう考えを持って臨んでいきたいと、このように思っております。

以上が入札関係についての答弁です。

#### ○10番（杉並廣規君）

ぜひ女性職員の管理職等についてですけれども、ぜひ我が町としては男女共同参画社会に向けて、できるものならユニークな課として女性だけの課をつくるとか、他の町村にない、類のない、どの町に出して誇れるような課、そういうことも勘案していただきたいと思います。

次に、サトウキビ対策についてですけれども、平成13年に30基をつくって設置したということですが、これをもう少しふやすことはできないのか。それと、電気が切れて13基が使えないということは、約半分は使っていないという。せっかく作った、あれ1基幾らするのかわかりませんが、せっかく作ったものをそのままにして、私も夕方散歩するときに見るんですが、電気がついてるんですが全く処置ができてない。管理をもう少ししっかりしていただきたい。

町がするのか、委託をしてどっかにさせるのかじゃなくて、町長が農業生産50億を目標にしてるなら、町の職員がもう手足となって、それぞれの畑の隅っこにいてちゃんとしてあげる、そういう手当も私は必要と思いますが、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

まず初めに、誘殺灯の基数が、台数がふやせないかということですが、今の状況の中での増やす計画をしてる、増やす計画はありません。なぜかと申しますと、この誘殺灯におきましてはハリガネムシとアオドウガネをターゲットとしてる入札等ございまして、今の状況を調査してみますとアオドウガネの被害あるいはハリガネムシの被害、今の状況の中で甚大化してないというんでしょうか、被害が小さいということで今のところ計画はございません。

もし、被害等達することになれば、移動式の誘殺灯という安価な誘殺灯があるんですが、その導入を考慮に入れながらやっていかなきゃいけないと思ってます。

後、管理の徹底という形でご指摘のとおり、結局は5月に電灯つけて、電球をかえて電灯をつけて、それから虫の収集袋をつけてそのままだという状況で、指摘を受けて12月に調査をしましたら13基が電球が切れている状態だということで、この切れがいつから発生してるのかもわからないというような状況でございますので、現在糖業振興会のほうで管理をお願いしてる場所なんですけれども、経済課のほうであるいは糖業振興会として一緒になりながら、これから夏場の見回り等管理の徹底を図ってまいりたいと思います。

以上です。

#### ○10番（杉並廣規君）

アオドウガネムシですか、アオドウガネムシだけ計画だということですが、今後計画はない。今大きな問題、メイチュウの問題も出ているわけです。やっぱり、この辺も関連してくると思いますよ。計画性があるって、ぜひ農家にもうけさせるようなことをしていただきたい。

私が考えられるのは一つは、町長が言う農業生産50億達成に向かって1人歩きをしている、中身がない。なぜかと言うと一昨日もお話したとおり、私は一番は土づくりが大切だと考えております。

堆肥センター、町長が就任する前は年間600万ぐらいの黒字だったんです。その後は堆肥センター所長の使い込み、その次委託会社は赤字だから撤退をする、現在は経済課でやってるのは答弁逃れのためかしのれないけども、町の財産なのか個人の財産なのか全くわからない。職員が町民のために目標を持ってやらないといけないのに、何をするのか全く行き先がわかってない。このことを申し上げておきます。もう少し職員に指導していただきたい。

入札問題ですが、町長、副町長も、入札問題について私は意識改革ができたと考えております。検討されるものは検討し、実施できるものは速やかに対応していくことを希望して、一般質問を終わります。

#### ○議長（常 隆之君）

これで杉並廣規君の一般質問を終了します。

次に、明石秀雄君の一般質問を許します。

#### ○5番（明石秀雄君）

おはようございます。ただいま一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って順に質問をいたします。答弁者の簡潔、明瞭なるご答弁をお願いいたします。

その前に、入る前に一言、ごあいさつを申し上げます。この1年間非常に日本列島、災害の多い年でありました。被災を受けられた皆様方に心からお見舞い及びお悔やみを申し上げます。災害に強いまちづくりに、また国づくりにさらに努力をしていきたいものであります。

それからもう1点ですが、12月10日の南海日日新聞をちょっと見ましたけれども、「離島からの大会参加、旅費、宿泊費助成を要望」と大きく出ておりました。これは伊仙町出身の福司山県議が、県議会の一般質問で離島のスポーツ大会等に参加する際の旅費の支援をしてほしいと切実な訴えをしたものであります。やはり伊仙町出身で離島の出身の上の切実な気持ちのあらわれだろうと思い、私は町を上げて、これを声を大きくして、その賞賛をし、またさらに今後の同県議の活躍を期待したいと思います。

早速でございますが、質問に入ります。

1点目に、町長が日ごろから教職員の町内居住ということについて話されているわけですが、平成24年度の異動から、このことについて町長は実施をされる決意に至られないでしょうか。また、それをするためにも、環境整備や逐次行っているとは思いますが、そういうふうに行っているかどうか。まず、お伺いをしたいと思います。

2点目に、新規就農者支援についてであります。農水省の発表によりますと、新規に就農する若者、40歳未満に対する支援策として、年間150万円を支給するという報道がなされております。

そういった取り組みが伊仙町で取り組む考えはあるのか。また、あわせて農地の集積対策も示されております。どんな考えはあるかお伺いをいたします。これは日本農業新聞の9月28日に載っております、発表されております。

3点目に、離島流通効率化コスト改善事業交付金というのがあると思いますが、バレイショの保

管倉庫及び種子用の冷蔵庫をJA等と連携をして建設することができないか。まず、お伺いをいたします。

2月から3月になりますと、出荷時期になりますと、天候に左右されバレイショの出荷が大変厳しくなります。定時定量出荷を実施して、ブランド化の実現にこぎつけたいと、そのような農家所の工場のたぐいがどうしても必要であると言われておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

4点目に防災についてお伺いをいたします。先般、東面縄、古里集落において避難訓練が行われました。伊仙町で集落単位で避難訓練等が行われるのは、私が知る限り初めてのようになりますが、今度このような訓練が繰り返されると思いますが、そのときの総括はできているのか伺います。総括することが今後の訓練の基礎になるわけです。その総括でどういうのがあったのか、簡単にご説明をいただきたいと思っております。

さらに、5点目でございます。町有財産管理についてでございます。適正に町の条例規則等に沿って運用されているか、総称でよろしいです。できているものはできてるで結構でございます。

できていなければできてないで結構でございますので、簡単にお答えをいただきたいと、以上で1回目の質問を終わります。

#### ○町長（大久保明君）

2番目の明石秀雄議員の質問にお答えいたします。

教職員の町内居住については、これは確固たる決意で、これからも継続をしていきたいと思っております。24年からの件に対しましては、町有地に民間の会社が住宅をつくった場合には、20年間で譲与するという条例を本議会で採択していただきました。その準備といたしまして、今年度中に6棟は完成する予定であります。さらに24年度中に合計30棟近くまでは建設が進む予定でございます。具体的な教員への通知ということに関しましては、教員の歓迎会で全教員が国内もしくは町内に居住するようにお願いをしております。教育委員会のほうでその調査を行っていますので、また、報告をしていただきたいと思っております。

新規就農者支援については、経済課長のほうから答弁をしていただきます。

3番のバレイショの保管倉庫建設についても経済課長のほうから答弁をしていただきます。

4番の防災訓練、5番の町有財産管理につきましましては、総務課長のほうから答弁をしていただきます。

#### ○教育長（茂岡 勲君）

明石議員の質問にお答えします。

校長会議で各小中学校へ通知します。その中には今町長が言われましたが、住宅整備状況を理解させ、各学校で粘り強い指導を要請します。

整備状況については課長のほうから説明があります。

#### ○教委総務課長（窪田良治君）

只今の町長並びに教育長の答弁について補足をいたします。今現在伊仙町における教職員の数並

びに町内居住という形で説明させていただきます。

庁内の教職員全体につきましては103名、校長並びに全体の数字です。その中で校区内及び同一市町村に居住の方が55名、校区外といわれてる教職員が47名、その校区外の47名のうち、これにつきましては他の2町村、そこについて共働きをしている世帯、いわゆる高校の教職員とか他の学校の職員であって、徳之島町に居住している方たちがいて、これにつきましては16名、後自宅はもちろん教職員、伊仙町に勤務ですが、徳之島町に自宅を持ち勤務をしてる教職員が6名ございます。

それ以外の後25名についても一応町内居住の対象となると思いますので、そこらについて町長の政治の方針でございます、校区内居住あるいは町内居住という方向に持って、教育委員会としても先ほど教育長からございましたように、校長会等でも指導、これは大島の教育事務所でも打ち出しておりますので、校区内居住については、そういった形で進めていくということであります。

今町が所有している住宅につきましては、戸数が47ございます。47のうち現在町内の教員住宅、入居しているのが33、残りの14につきまして内訳を説明させていただきます。今現在居住できる住宅につきましては8棟ございます。8棟のうち1棟につきましては、今臨時任用の阿権の教職員が木之香ですけど入っております。後7棟につきまして一般のほうに貸し付けを許してございます。

県住宅を遊ばせるわけにはいきませんで、少しでもやっぱり町の財産として歳入がとれるような形で今一般のほうに貸し付けをしてございます。

6棟につきまして空きがございませぬども、今回の予算の中でも計上してございます、喜念小学校並びに面縄中学校の教員住宅、喜念校区でございます。この3棟につきましては、本年度この予算が可決され次第、改修工事を進めてまいりたいと思っております。その3棟のうち1棟は教職員が入居してございますので、3棟整備をして移っていくと、後2棟補充していく形でございます。

後3棟ですけれども、今日手久に建設を進めてます情報センターですか闘牛場、そこに面縄中学校の2棟ございます。そして後犬田布中学校の分が犬田布小学校の裏にございます。この3棟につきましては、今24年度において取り壊しという形で、県のほうに申請してございますので、24年度について改修していくという形でございます。

そういう形で今現在町の保有している住宅町営、町の教職員住宅について、先ほど申しましたように25名の対象者いらっしゃいます。この方たちについて、一応指導はしていきます。していきませぬども、町としての絶対数が今現在ございませぬ。そういう形で先ほど町長が申されましたように、町の町有地を活用した民間資金活用の住宅と後民間の住宅、民家です、そこらについて今当たっているところでございます。この民間活用資金の活用条例の改正ができれば、これについて対処していきたいと思っております。

以上です。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

平成24年度から新規事業として始まる新規就農総合支援事業と新規就農倍増プロジェクトというのが国から発表されております。その中で実施に向けて市町村のほうでは地域農業マスタープラン

というのを作成しなきゃいけないということになっておりまして、この作成の準備を平成24年度の当初の予算で準備をしているところでございます。

24年度において、新規就農総合支援事業の獲得に向け、ただいま準備を進めているところでございます。

この新規就農倍増プロジェクトというもの、国が毎年2万人ずつの農業に定着させるという事業でございます、この関係で伊仙町にどのぐらいの配分が来るか、はっきりしたことはまだわかってない状況なんですけども、獲得できるように努力をしてまいりたいと思っております。

農地の集積関係の事業でございますけども、奄美群島においては与論町と瀬戸内町のみが対象と、他の市町村は農地集積の関係の事業に関しては対象外ということをお県のほうから聞いております。

以上です。

後2つの質問で、バレイショの保管庫関係の建設についての質問でございますけども、国土交通省の離島流通効率化コスト改善事業交付金というのがございますけども、この中身といたしましては、奄美群島振興法の奄美事業の中で、できる部分と重なっている部分がございます、補充率等においては奄振事業のほうの方が有利ということもありまして、これから事業を模索していかなきゃいけないんですけども、今の保冷库の状況に関してお知らせをしていきたいと思っております。

自家保冷種子の保管に関する利用状況でございますけども、平成22年度で3,000体、農協さんの保冷库のほうで預かっている体数が3,000体、平成22年度が4,000体でございます。利用料につきましては1体500円ということなんです。

利用期間といたしまして5月から10月の間、保冷をするということになっておりまして、今の保冷库が4,000体がマックスという4,000体以上が保管できないという状況と、老朽化が進んでるということがありまして、農協さんからこの保冷库の拡大というものができないかどうか。

あるいは、その事業計画等自体はまだ出てないんですけども、農協さんとしてはやっていかなきゃいけないというふうな考え方でございますので、時期的なもの、あるいは以後それを後残す種子の割合を農協さんと相談しながら進めていかなきゃいけないことだろうと思っております。

ですから、農協さんのほうとしっかり協議をしながら、時期的なものも含めて進めてまいりたいと思っております。

保冷库、出荷の条件として市場の条件があるわけですけども、その中で保冷库の状況でございますけども、保冷库、選果場の横に30mぐらいの建物があるんですけども、あの中に結局保管をするわけでございますけども、雨の日にちゃんと出すために、晴れた日に収穫したものをあの中に保管をして出している状況ですけども、今の状態では保管庫に関しては十分に運営をされているという状況でございますので、これに関してはまた事業の希望等農協さんのほうから入ってきてませんけども、種子の保管庫に関しましては、これから協議を始めなきゃいけないと思っております。

以上です。

## ○総務課長（稲 隆仁君）

10月30日の徳之島3カ町合同防災訓練についての総括がなされているかということで質問でありますけれども、これにつきましては皆さん方にご報告する機会がなく、本日になりましたけれども、一応コピーをしてお示しのとおりの流れで実際訓練を行ったところであります。

今回の訓練が伊仙町は初めて、徳之島3町でも初めての訓練ということでありまして、果たしてスムーズにできるかどうか、いろいろ心配しているところもありましたけれども、早い段階から防災訓練を皆さんに周知し、そして強力要請をした関係当日におきましても、ほぼ支障なくスムーズに進められたと思っております。

なお、この訓練を行うにあたって、一応津波を想定したという関係上、やはり対象地区というのも伊仙町は東面縄、古里という2地区に限定したわけでありましてけれども、そういうことをした関係、若干参加の人数は少ないとは思いますがけれども、しかし、防災訓練を初めて行ったという意識づけにおきましては、一つの成果があったのではないかという思いがあります。

それで、内容的にはいろいろ個々問題もありますけれども、防災訓練終了後主な地区に、コミュニティセンター地区において、現場ですぐ検討会を行いました。また、その後区長会において、まだ課長会において、各課題の問題点の洗い出し等を行い、今後改善していくということで自主防災の組織の強化を図るとともに、訓練の結果をご報告申し上げるところであります。

さらには、11月2日に3町合同で検討会を行い、そして各事業所からも報告をもって12月中、今月いっぱいということでめどにしておりますけれども、徳之島地区消防組合からの最終的な結果報告が出てくるものと思っております。

その中で問題点としてはやはり、高齢者の方々、要援護者の方々、そして避難ルートをどうするかと、問題点は多々ありましたけれども、今後それらの問題点について、一つずつ、一つずつ対処していきたいと思っております。

なお、ダムの管理は適正に行われているかということでありますけれども、先ほど申しましたとおり、津波ということで想定はしましたけれども、しかし伊仙町においては同時に地震が起こっているということで、お示しのところにもありますけれども、それぞれの担当課、建設は漁港・港湾と、それから工事課におきましてはダムの、そして道路とダムとそれぞれまた農業関係におきましては、その施設、町民生活におきましては保育士という形で、地震による災害等を想定しての訓練も同時に行いました。

今後、これはやはり1回して終わるものでもありません。また、今度、これは何回も繰り返し、繰り返すことによって効果が出ると思っておりますので、今後また時期を見て訓練を実施していきたいと思っております。

以上です。

それから、5番目の町有財産の管理についてでございますけれども、各施設における管理でありますけれども、適正に運営されているものと思っておりますが、中には設置条例規則等みなさなければ

ばならぬものもあると思います。それらのものにつきましては今度早急に見直し、まずは適切な管理運営ができるよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

教職員の町内居住については、環境整備も少し行われているようではありますが、もう私の質問の前にちょっと教育委員会のほうが答弁が済みまして、実際は2回目に教育長の考え、または実質的には教育長がこれはリーダーシップを発揮しなきゃならない問題でありますので質問を用意してたんですが、それに前に済みしましたので、教育長についてはまずこれで終わるわけなんです。

教育長、もう1点だけ。任命権者は施設長の教育委員会になりますが、どうしてもいうことを聞かないとは任命拒否などというものができるものなのか、お伺いをしたいと思います。簡単でいいですよ。

○教育長（茂岡 勲君）

憲法の22条には、居住権の自由があるんですよ。だから、そこら辺が正直なところ難しいと言えれば難しい、だから粘り強く何回も繰り返し指導するとしか私たちには今のところ言えませんので、そこら辺をご理解いただきたいと思います。

○5番（明石秀雄君）

できるだけ粘り強く頑張るのはいいですけど、混乱を起こさないように、教育関係になりますと特に混乱受けないようにリーダーシップをしていただきたいと思います。それだけ学校職員等にすぐ要求したり、求めているわけではありますが、若い伊仙町職員の中にも、こういう例は何例かあると思います、消防職員を含めまして。そういう町の職員に対しては、どのような指導したり、また教育していくのか、お考え伺いたいと思います。

○副町長（中野幸次君）

明石議員のおっしゃるとおりでありまして、教職員に町内居住を勧めながら、教職員はということでありましたので、昨年度から年度当初から、ここ大体10名ぐらい内外ですけども、一人一人について私のほうで面接をして、町はこういう状況で採用時に町内居住を義務づけているわけですから、いずれ条件整備をして町内居住をしていただだけませんかというお願いをしております。

ただ、今ありましたように、教育長のほうからありましたように、憲法22条には居住、職業選択の自由というのがありますので、余り強く言えないというところで、お願いという形でっております。

それで中に、町内に住宅建設等ができれば、すぐ移りますというのも何名かおりますし、また残りについても条件を整えて町内に居住をと、こういうことで進めているところであります。

○5番（明石秀雄君）

職員の中にはもう既に、自分の家を持っている方もいらっしゃるし、または住宅借りてる方。

もう1点は、住所は伊仙町になるけど置いたままで徳之島町なり、また町外にいつている方で、

そういう人はいないのか。また、そういう人に対しては、手当と、もしかすると住居手当または通勤手当等の配分はどのようになっている、間違いがないようになっているとは思いますが、確認のためにひとつお願いできますか。

#### ○副町長（中野幸次君）

住所を伊仙町においてというのが調査、面接調査の中で出てきました。それにつきましては、やはり伊仙町に住むということが原則でありますので、そういう正常の形に戻してくださいと、それはあくまでも今仮に徳之島町あるいはまた天城町に居を構えるということはありませんけども、本来籍を伊仙町に置いてとこういうことで、そういうのもあります。

また、通勤手当とか住居手当については、総務のほうからお願いをしたいと思います。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

住所は伊仙にあり、そして住まいは徳之島町のほうにうちがあるということでもありますけども、そのような職員につきましては、住所のあるところの住居手当ということでもありますので、支給しておりません。

#### ○5番（明石秀雄君）

これも教職員と同様に、やはり職員とのあつれきがないように、なるだけスムーズに、特に町長が中心になってやっているわけですのでリーダーシップを発揮して、伊仙町に少しでも、他の学校の職員のほうからそういう批判を受けたくないような形で解決をしていただきたいと思います。

それから、2点目の新規就農者支援があります。取り組むということで理解してよろしいでしょうか。これは非常に有利な取り組み、導入することができれば非常に有利だと思うんですが、今農業高校がなくなって、農業を勉強したくてもできない人たちが出てくると思います。

そうしたときに、これを導入することにおいて、農業大学なども行くときの手当としての同じように2年間支給されるわけですので、就農するだけじゃなくて勉強する間の保証がありますので、ぜひこれは導入をしていただきたいと、よく要望をしておきます。

それと、バレイショの倉庫の件ですが、北海道を視察行ったときでも、栗山、あの辺の倉庫というのは非常に大きい。それから、横の幅に乗せる型につきましては、1週間乗っても自分たちで安心ですと。雨が降らない天気のいいときに持ってきたものは1週間分でも十分保管が可能であると。その間に選果をして出せますと言ってる。

しかし、先ほどの経済課長のお話では、保管庫は結構大丈夫ですよとっておりますが、出荷時、2月か3月ピーク時、一遍見てください。天気のいい日は1時間並んでますよ、車。

雨の日は1台もありません。高齢者がくわでしたものが袋で3つとか4つ持ってくる方もいます。だから天気のいい日に取り上げて、そこで保管をしておく、そういった雨の日には持って来なくても選果ができる状態にしてほしいと、それが農家の所得向上につながるわけです。

バレイショをつくろうという意欲にもなるわけです。ぜひ倉庫までの、事業としてはこういう事業もありますので、補助金の問題もありましょうが、ぜひこういうもの導入をして農家のために汗

をかいていただきたいと思います。

それから、防災について。もう先ほどダムの方も話が出ましたけれども、伊仙町にはダムが3カ所ございます。このダムには防災上の観点からだと思いますが、管理主任技術者を置くというふうに規定があります。伊仙町の、何名の技術者がいらっしゃるのか、お伺いします。

○耕地課長（大山秀光君）

現在のところは置いてございません。

○5番（明石秀雄君）

置いてないんです。ダムを管理するために、必要なものだと思います。町長、これを早急に、やはり技術者を育成する考えはありますか。

○町長（大久保明君）

中部ダムに関しましては、土地改良区の職員が兼任という形でやっていると思います。

3つのダム、ここに管理者を養成してということは、これは最善の方法であると思います。

今管理者を置いてない状況で、どのぐらい老朽化とか管理がおくれているためにいろんな問題が出てるとということなども確認をして、いろんな形での調査をして、また許される範囲であれば、1人で3つのダムが管理できるとかということなども研究しながら取り組んでいかなければいけないと思っております。

○5番（明石秀雄君）

やはり防災の観点から考えても、やはり少なくとも1人は必要だろうと思います。

また1人でことをすると何か急用なり病気なりすることも考えられるわけですので、できたら複数を措置しておく必要があるかと思えます。

それから、伊仙町でこの1年間、大雨洪水警報が何回発令されたのか。わかりますか。

○耕地課長（大山秀光君）

はっきりした事は申しあげられませんが、2回ほどあったと思っております。

○5番（明石秀雄君）

なぜ先ほども、その技術者の話をしたかという、大雨警報が出ると必ず点検をしなきゃいけない。洪水警報で態勢を整えなければなりません。洪水警戒態勢時における措置、そのものが全てここに手順が書かれております。最初に防災の管理、この管理を見ますよと言ったのは、そういう観点からなんです。

海からのものは想定をして、地震が来た、津波が来ますよとか、よく出てくるんですが。

個々のダムについてはそういう発令は出てきません。だれかが行って見ない限りはわかりません。

今年に1回だけ、大変なんです、役場の職員、耕地課に電話をして、「水が警戒区域よりちょっと高いけど、大丈夫か、見たほうがいいよ」という連絡は来たと聞いていますか。そういう話を、来たという話を。

○耕地課長（大山秀光君）

私は正直聞いておりません。

○5番（明石秀雄君）

その人は建設業者の方が、通りかかって水がちょっと多いなと思って、自分はそこにいたと。

だから、それはすぐ決壊する状態であったのかどうかはわかりません。しかし、その人はちょっと詳しい方だったので、警戒区域、多いなと思ったんで、役場の耕地課の方に連絡して、そういつて後日確認をしたら、水を落としてきたと。大丈夫ですという確認をしております。

そういうこともありますので、月に1回とか、これも調査をして、その点までもすべてそこに書かれておりますので、ぜひ技術者または担当者を置いて、そういったときには調査をするように今後努めていただきたいと強く要望をしておきます。

その次に、財産管理についてですが、やっているとも言えるし、いえないとも言える、あいまいな答弁だと思いますが、仙寿の里の東側に経済課の実験用だったと思いますがハウスがあります、ハウスが。町長、ご存じですか。ありますよね。そこが今どういうふうな感じにされているか。

町長、おわかりでしたら。

○町長（大久保明君）

確認はしてませんが、農業者に管理をしている状況だそうです。経済課長のほうから具体的に答弁していただきます。

○経済課長（樺山 誠君）

今おっしゃられたように、平成19年度に新規作物を模索する施設として町で設置をしてございます。平成19年、20年は経済課のほうで管理をしてございました。その中で21年から百菜が始まりまして、百菜のほうに百菜の会員の方々の就業対策あるいは作物の提供施設という形で、坪貸しという形で大体15名ほどの百菜の会員の方に百菜のほうで貸していただくという状況で、平成23年度、21年、22年という形で、百菜のほうで管理をお願いをしていくことになりました。

その中で、管理が非常にやってる場所、全然やってない場所、いろいろありまして、使用が不適切でないということを経済課のほうにお戻しをいただきまして、平成23年度から新規就農者を対象にハウス栽培の可能性についてということで、新規就農者に研修施設として2年間につきご利用いただいているような状況でございます。

○5番（明石秀雄君）

これはなぜ町長がわからなかったかと言うと、町長に決裁を受けてないんですよ。これを投入します、使いますよ、こういうふうにしますよというのを。だからこうなるんですよ。

財産の管理については、その事務を統一をして、必要なら町長が行うもの、これは総務課で行うと規定されております。

財産町有地、町のもちろん建物である、そして私は町有財産と今言っているわけですが、それぞれの目的に沿って、効率的かつ有効に維持管理に努めなければならないということが、公有財産の管理、11条に引かれております。

人に貸すのであれば、貸し方がそれぞれ書かれております。譲る場合はどういうふうに譲ってください、貸すときはこうなさい、すべてこの規定に書かれているんです。しかし、何一つとして、この規定が、管理規定生かされてない。

先日、臨時議会で同僚の美島議員が「私物化」という言葉を使っておりましたが、私物化じゃないといった、そう言われてもしようがないような状態だと私は思っているんです。

だから適正に条例規則にのっとって運営をしていただきたいと思います、町長、適正に管理をし、運営をしていくという、お考えはありますか。

#### ○町長（大久保明君）

きょう杉並議員の質問を含めて、財産の問題も含めて、例えば誘殺灯の管理に関しましても、それから今度町有ハウスの管理にいたしましても、町長含めて私物化ではありませんけれども、管理が不十分であったということは認めざるを得ないと思っております。

職員が公有財産、そして町が各種学校につくった建物に関しましては、これは最大限に有効に活用するためにも、維持管理を徹底していかなければならないのは当然であります。話がもっと広がりますと、スプリンクラーの管理とか、いろんな農業所得防除のための管理を農家の方々を含めて、もっともっと大事に使用していくという意識が、まだまだ足りなかったと思っております。

今後きょうの両議員の指摘を受けながら、さらに厳しく管理していくように常時チェックをしながら、強力に指導をしていきたいと考えております。

#### ○5番（明石秀雄君）

後1点、堆肥センターに関わる問題なんですが、本年の3月の定例議会で運營業務委託契約を一応町はして、議会の中でクレームがついて、一応この原案を取り下げた経緯があります。

その後、否決されたところを精査をして、もう一度出してくださいと、そのとき言ったはずなんですが、議会に出せば、うるさいのかと思ったのか、そこはわかりません。これも今度は議会に出すことなく、我々に相談することもなく、そこに貸している。これは議会の議決を、議会に承認を求めないその方法を編み出した、黙って貸せば。

その使用許可については、そこ文章読みます。平成23年2月24日に（有）大竹興産より申請のあった伊仙町堆肥生産組合の管理運營業務の実現性を確認するため、新作堆肥製造に関わる堆肥センターの使用を許可します。なお、当施設においては通常の業務を行っているため、職員と連携を図っていただきますようお願いいたしますという許可証です、これは。伊仙町堆肥生産組合組合長大久保明という公印が押されております。使用許可範囲、堆肥センター及び機材ということです。

町長ではなくして組合長、副組合長が決裁されてます。表記の件について、別紙のとおり使用許可をしてもよろしいでしょうかと、これだけです。見ますか、見てみますか。これが正しい方法でしょうか、管理上。お伺いします。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

昨年3月議会のほうで、大竹興産のほうと堆肥センターのほうで、結局は管理委託をしたいと

ということで議会のほうに相談いたしましたけれども、最終的には町のほうから取り下げたような状況でございますけれども、この中で、議会の要望といたしましては、前の管理をした方のように途中でやめないような形にさせていただきたいと。今度受ける業者さんが継続して堆肥を製造して販売できるような条件にさせていただきたいというご要望がございました。

その中で、1年を通してやってきた大竹興産のほうと協議をしてきたところでございますけれども、その中で大竹興産のほうから、新しい菌を入れた堆肥をつくりたいということで、この菌を入れた堆肥が可能かどうか実験したいという申し入れがございました。その中で新しい堆肥をつくっていく、あるいは、それに関する実験としての場として堆肥センターの使用を許可したということでございます。ですから、議会の要望どおり、これから持続していけるかどうかというものの一つの証明というふうに思って許可してるところでございます。

以上です。

#### ○5番（明石秀雄君）

2月24日に申請があったと、もう既にあったわけですね。それを8月までどうして放ってあったんですか。これは8月の3日に出ております。5カ月以上。それともう一つは、2月の24日という我々に議案が出される前の話です。業務委託契約があるのに出てこなかった。できなければこれをすると二本立てだったのかそれは、申請というのは。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

まず、8月に申請が起きた理由でございますけれども、まず、堆肥センター運営上、製糖期にケーキを堆肥センターの堆肥舎の中に運び込みます。その中で堆肥舎が満杯の状況というんでしょうか、いっぱい状況になります。そういう状況で空きを待って新作堆肥の実験を始めたということでございます。これをこのまま使用許可ということで出してるんですけども、新作堆肥ができ上がった状態で大竹さんは使用をやめるということでございますから、ずっと大竹さんが使用するということではございません。

#### ○5番（明石秀雄君）

この使用許可とは何と、こういうことは全くされてないんです。普通は貸すときはどういうことをしなさいと書かれてるんですよ。期限も切りなさい、またはどういう書類が必要ですよというの。このとおりです。条件も何もありません。もし、その途中で機材が故障したらどういふふうになりますか。契約をしてないんだから。そういうことも触れてない。普通は貸す場合には、途中で故障したらこれは皆さんが直すんですよ、弁償するんですよ、賠償責任がありますよと。

逆に、いや、そういうのはこちらでしますからいいと思った、逆にですよ。すべて管理規程のところであつたわけですよ。書類も何もない、いつ申請があったかもわからない、8月。

その申請書もない。こういう事務のやり方が果たしていいのか。もう少し真剣に、法治国家でありますので、伊仙町の法律が書かれてるものについては適正にして努めていただきたいと思います。厳しいようですが、強く要望して注意をして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（常 隆之君）

これで明石秀雄君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。午後1時から再開をしたいと思います。

休憩 午前11時45分

---

再開 午後 1時03分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、琉 理人君の一般質問を許します。

○11番（琉 理人君）

皆様、こんにちは。11番、琉 理人でございます。平成23年度第4回伊仙町定例議会において、一般質問の許可がありましたので、通告書に従い順次質問をいたします。答弁者の明快なる答弁を願います。

まず、今年も残すところ16日となりましたが、1年間を振り返りますと、災害の年ではなかったかと思えます。東日本大震災を初め大雨、台風等、また11月18日には徳之島町轟木におきまして、竜巻でお亡くなりになった方を含めて、すべての方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして行財政、経済産業、防災関係、社会福祉、教育について質問をいたします。

まず、第1点目に行財政についてお伺いをいたします。

1点目に、名誉町民称号について町長はどのように考えているのか質問をいたします。

現在、伊仙町の名誉町民は、長寿世界の泉重千代翁、本郷かまど嬢、また、奄美復帰の父泉芳朗先生と、過去の名誉町民の栄誉を受けられた方々は、いずれも偉大な功績であり、町民の誇れる称号にふさわしい方々ばかりであります。来年度は町施行50周年の記念の年であります。

この町制施行50周年の記念の年に名誉町民称号を贈る考えはないのかお伺いをいたします。

2点目に、行財政のコスト低減化策について伺います。

厳しい財政状況下にある今日、町長がどのような基本方針を持っているか、財政運営をされているか質問をいたします。

大久保町長は財政状況が一層厳しさを増していることを深く認識し、財源確保にも努め、行政全般にわたり見直しと各種施策の優先順位についても厳しい選択をし、就任以来、各課の統廃合や臨時職員の大幅削減、職員定数の見直しによる定数減等さまざまな取り組みをし、大きな成果を得たと思いますが、3期10年目に再度、組織機構の再編成や統廃合の考えはないのかお伺いをいたします。

行財政の3点目に公共施設の管理と委託について質問をいたします。

伊仙町内の公共施設の管理委託の現状と問題点はないのか。また、公共施設の今後の委託計画は

あるのか。

管理委託を推進するために一つ提言をいたします。例えば、中央公民館を初め東部公民館、西部公民館はA社、また総合体育館はB社に委託するように、個々の施設をそれぞれ別々の委託する方法もありますが、それぞれの適材を見つけることや住民サービスのばらつき、また、監督指導も十分には行われない問題もあります。また、施設の管理に、例えば通常2人体制でよいが、休みを考えると3人の人員を確保しなければならないといった問題があり、各施設を合わせると委託費が高くつくという結果になり、行革につながりません。また、堆肥センターや仙寿の里、ほーらい館等の有益性のある施設とない施設に分けられます。そこで、徹底した行革として、効率的運用と人員を削減するために、町内の公共施設を一括して管理する組織、NPO法人や協会等をつくる構想は考えられないのか質問をいたします。

大きな2番目に経済活性化についてお伺いをいたします。

役場周辺の県道拡張工事に伴い、中央商店街が後継者やさまざまな問題で商店が激減している状況です。地元商店街の振興対策やスーパー等の企業誘致を促進することや、優遇条例制定の意思はないのかお伺いをいたします。

次に、防災関係について伺います。

まず、地震対策について、東日本大震災を受けて全国各地において避難訓練が実施されていますが、伊仙町においても避難訓練が実施されましたが、その現状はどうだったのか、また問題点はなかったのか。特に避難場所での緊急用具、生活用品の備蓄はされているのか質問をいたします。

次に、4番目に社会福祉関係について質問をいたします。

まず1点目に、身障者向けの施設改善について、現在、身障者向けのトイレの管理の現状と対策について具体的にどうされているのか質問をいたします。

次に、2点目に老人福祉について質問をいたします。

高齢者社会にあって、老人福祉対策は長寿と子宝の町において、豊かで生きがいのある老後の確立に向けて大きな取り組み、また取り組んでいかなければなりません。介護を受けている高齢者は介護施設や介護制度を利用しておりますが、まだまだ健康で自立をしている高齢者や老人クラブの方々に生きがいを与える変化に富んだ施策は考えられないのかお伺いをいたします。

最後に、教育関係について質問をいたします。

1点目に、完全学校週5日制の導入が定着した今日、児童生徒の学力の現状はどうなのか。

また、エネルギー環境教育、食と農業教育等の、平日には難しい体験型教育を推進する上で、土曜日授業の考えを自治体独自で取り組む考えはないのか教育委員会にお伺いをいたします。

次に、学校給食についてお伺いをいたします。

町営学校給食センターが以前に比べると、職員の努力により衛生面や設備の整備が進み、明るくきれいに整備されております。児童生徒からは、特に給食の食パンがおいしいという声も聞いておりますが、児童生徒や保護者の意見等はどうなのか。また、政府の子ども手当の先送りや見直して、

児童生徒を持つ親の負担軽減等に学校給食費の無料化や減額の考えはないのかお伺いをいたします。

以上、行政、経済産業、防災関係、社会福祉、教育と、地域経済の活性化を図り、今後の地域力の強化や環境整備と福祉向上に大きな取り組みに大久保町長はどのような対策を考えているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

#### ○町長（大久保明君）

琉 理人議員の質問にお答えいたします。

1番の行政関係につきましては、①、名誉町民称号に関しまして副町長のほうから、②、③の行財政のコスト低減化対策と公共施設の管理委託に関しましては総務課長のほうから答弁をしていただきます。

経済産業関係につきましては企画課長のほうから答弁をしていただきます。

防災関係につきましては総務課長、社会福祉関係につきましては保健福祉課長、経済課長のほうから答弁をしていただきます。

教育関係に関しましては教育長、学校給食の件に関しましては給食センター所長のほうからまず答弁していただきます。

#### ○副町長（中野幸次君）

町制施行50周年を機に、名誉町民の称号を贈る考えはないかという質問にお答えいたします。

現在、伊仙町の名誉町民条例、これ目的が、社会文化の向上に功績のあった者に対し、その功績を称え、もって町民の社会文化向上に資することを目的とする。また、称号を贈ることとして、公共の福祉の増進や学術技芸の進展に寄与し、もって町民の生活文化に貢献し、その功績が卓越で町民の尊敬を受ける者に対して、条例の定めるところによりこれらの称号を贈ることができるというぐあいに条例でなっております。

私どもも今、現在、50周年を機に、選考委員会をこの趣旨に則って設置をして、その中で名誉町民を推薦していただき、そして町議会に諮ってという準備を今進めているところであります。

3月議会には提案できるものと思っております。

この他、名誉町民には至らなくても、内外において大きく長い間、町政にかかわった人にはどういうあり方がいいかということを検討いたしました結果、他町村の例等も参考にしながら、栄誉町民というものもあわせて推薦をしていただきたい。これはしていきたいと思っております。

これは町長の規則で推薦を他町村はしているようですが、そこら等をまた参考にしながら規則をつくっていききたいと、こうとらえております。

その他、一般についても、50周年を機に、多くの町政に公労のあった方々に対しては、その功績にこたえるような表彰を今からしていこうということで、表彰委員会等庁舎内にも設けて今進めようと、新年度になってから進めようということで今準備をしているところであります。

名誉町民につきましては条例にのっとり選定委員会で選考して、そして議会に諮ってという手順を踏んでまいりますので、どうかまたその節はよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

行財政の低減化対策についてということで、組織機構の再編成や統廃合の考えはないのかということでもありますけれども、現在、組織機構の再編成といたしましては、税務課と保健福祉課と協議をし、税と国保税の一体化徴収ということで、徴収対策室の再編成を行う予定にしております。

さらに、行政サービスの制限条例等を制定し、自主財源確保に努めてまいりたいと思っております。

また、役場と各集落が連絡を密にし、集落の活性化を図るとともに、課題解決に向けて協働していくために職員の集落担当制度を導入するべく今、検討会を重ねておるところであります。

平成24年度からは実施できるように鋭意努力してまいりたいと思っております。

それから、直接的な課の統廃合というものについては現在は考えておりませんが、2階の南側フロア、これは農高跡地が来年度から利用されるということになっておりますけれども、ましてや教育委員会等の移転等を踏まえて、それにあわせて建設課を移動し、経済課、耕地課、農業委員会そして地籍を配置して農政部という形での位置づけをし、その一角ですべてのワンフロアにするということによって、課間の横の連絡が密にいき、そして業務の合理化を図ってまいりたいと思っております。

組織機構の再編成については以上でありますけれども、3番目の公共施設等の管理委託についてということでもありますけれども、これは琉議員がご指摘のとおり、やはりコスト削減等にも含まれていくことでもありますけれども、先だって、東京の商店街杉並区の商店街を視察したところです。商店街の連合会で株式会社杉並を設立して、そしてこの杉並区立の産業会館の管理を請け負っている、そして商店街のイベント等を開催を行っている、さらに商店街の清掃・メンテナンスも請け負っているということでありました。また空き店舗を利用しているということでもありますけれども、この方式を伊仙町の商工会、NPO法人という形でまだ設立間もないのでそういう活動ができるかどうかは別としても、商店街の青年部においてほ一らい館の一部運営委託管理等、それからまた、町の開催しているイベント、ウォーキング大会あるいはクリスマス大会等がありますけれども、そういうもろもろのイベントを商工会が主催することができないかなというふうに、これは今後の方向づけでありますけれども、思っているところでもあります。

またさらに、よく鹿児島等におきまして物産展ということをやっておりますけれども、この田舎でも伊仙の小さな町でも、そう大きくはなくても北海道、皆さんお土産にカニ等いろいろ買ってこられたと思いますけれども、あれを取り寄せればまた活性化が違った意味でも伊仙町の商工会の発展にもつながっていくのではないかなという構想は持っております。今度、商工会等あるいはまたもろもろの青年部、NPO等と協議をしながらそういうような形で、議員の指摘されたとおり、前向きに委託し、コスト削減等に努めてまいりたいと思います。

またさらには、学童保育等のわくわくクラブの教室が開催されておりますけれども、ただ投資す

るというだけでなく、教職員のOBの方々そして老人会の方々等、人材の活用ということも図って、今後行政の運営に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○企画課長（牧 徳久君）

琉議員の大きい2番目の産業経済関係についてお答え申し上げます。

まさに琉議員のおっしゃるとおりでございます。県道拡幅に伴い、伊仙町の中央商店街におかれましては店舗が減少しているのが現状でございます。その他、町内には零細な商店が多数ございまして、この町内の商店街の振興策といたしまして、これまでに消費者の町外流出の防止という観点から、地元消費、販売拡大を図るために、町と商工会が連携を密にしながらプレミアム商品券なるものを発行いたしております。これによりまして、地元の商店街の活性化こういったものを図っているわけですが、大きな企業誘致できればそれにこしたことはございませんが、伊仙町では22年の12月17日に企業誘致条例、規則を含めて制定いたしました。町の活性化に向けた取り組みを今展開しているわけですが、既に徳之島ビジョン株式会社、これは昨年できました光ファイバーの管理ですが、これと今、現在、奄美大島信用金庫の誘致が決定いたしまして、この2企業からこの企業誘致認定申請がございまして、これを認可したところでございます。

この企業誘致の助成措置といたしましては、用地及び施設のあっせん提供、また、貸与とか道路、水道などの公共施設整備の引き込みとか推進、その他必要な便宜、支援を図ることをこの条例の中にうたっておりますので、今後とも企業が誘致する場合にはこの条例に基づいて支援してまいりたいと、こう考えております。

以上です。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

琉議員の3番目の防災関係についてでございますけれども、10月30日に3町共同で行われました防災訓練について、内容等につきましては先ほどお示ししたとおりでございますけれども、その中で問題点等がなかったか、その後の緊急用具と生活用品の備蓄はということでもありますけれども、問題点といたしまして、大きく災害時の要援護者等への対応それから自主防災組織のまだまだ連絡網がうまくスムーズにいかなかったという点等いろいろありますけれども、またさらには、最初の警報のJ—A L E R Tによる放送が聞き取りにくい等、もろもろ今後多岐にわたってあるわけでもありますけれども、こういうものをもろもろ一つずつ反省点として次の訓練のほうに生かしてまいりたいと思っております。

なお、緊急用具あるいは生活用品の備蓄はないかということでもありますけれども、残念ながら町としては備蓄されておられません。ただ、社会福祉協議会には救急用具が13セットあるとのことあります。また、災害用ではありませんけれども、農高に寝具、それからたき出し用具等がありますので、今後こういうもろもろの活用を考えて、今後の防災対策に当てていきたいと思っております。また、集落におきましても、宝くじ助成事業で、幾つかの集落にはたき出し用の鍋とかまが購入さ

れているというふうな状況であります。

今後、今防災訓練が一過性のものとして終わるものではなく、やはり定期的に開催できるように、またその都度の反省点をもって、それぞれ改善して努めてまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

琉議員の4番目の①のトイレの管理状況です。身障向けのトイレはどうなっているかということでもありますけれども、国のほうでは平成6年に成立した高齢者、身体障害者等が円滑にできる特定建築物の建築の促進に関する法律、ハートビル法と言われますけれども、この中でトイレの基礎的基準を設け、一定規模以上の不特定多数が利用する建築物に対し、適合努力義務を課してきたという法律であります。

町においても、バリアフリー化を推進してきておりますけれども、財政上の都合もありますし、なかなかバリアフリー化が進んでないという現状も見受けられます。

庁舎内においては、公民館前の身障者トイレということで、管理については各課のほうで曜日を決めて清掃管理しているということでもあります。他のところの施設においても、企画の犬田布岬とか観光地、公園とかありますので、それと社会教育が管轄している各東西公民館の公民館、義名山運動公園泉芳朗ですね、こちらについては企画のほうかもわかりませんが、耕地課サイドでは畑総の中の休憩所というところのトイレについては、バリアフリー化を進めて、身障者だれもが利用できるというような、公共施設のあり方ということについて鋭意整備をしてきておりますけれども、管理についてはそれぞれの課で清掃管理しているということでもあります。

続きまして、2番目の高齢者の生きがいを与えられる変化に富んだ施策等は考えられないかということでもありますけれども、介護予防に位置づけられている包括支援センターにおいては、平成23年度の国の補助をいただいて地域支え合い体制づくりという事業を実施しております。事業の中身として、要援護者マップ整備事業と地域支え合い推進事業であります。

地域支え合い事業の中で高齢者の生きがい対策としてアンケート実施中であり、2,300人のうちの1,300人ほどアンケートを回収して、今分析に回しております。回収次第、結果を出すということで、事業の期間が2月であります。その中で生きがいということでアンケートをとっております。

どういった設問を設けてあるかといいますと、まず、自分の技術、経験を生かすこと、人のつながりを広げること、健康や体力に自信がつくこと、地域社会に貢献することなどを示してあります。これらについて、希望するそういった事業の展開どういったふうな施策を図れるかということで、今後、この意見を大事にしながら町の今後の方策に生かしていきたいと思っております。

また、経済課で事業展開している徳之島コーヒー、長命草の栽培においても、高齢者などの生きがい対策にもつながるものだと期待されております。

生きがいの基本は何といても健康が一番です。包括支援センターにおいても、介護予防に向けた地域3社会福祉協議会が行っておりますうりたわっきゃ教室などもニーズが高く、地域での人と

人の交わりが大切だと考えておりますので、思い切った施策については今後、その意見を反映させるような施策を講じていきたいと思っております。

以上です。

#### ○教育長（茂岡 勲君）

琉議員の質問にお答えします。

学校週5日制は、平成14年4月1日からすべての公立学校において完全実施されています。

そのねらい等についてはもうここで触れませんが、要するに社会体験、自然体験を多くしていこうと、こういうことなんでしょう。

それでは、学力がついたかということについてお答えします。

基礎学力等の部分については、鹿児島県基礎基本定着度調査が毎年1月に行われています。

その学年は小学校5年生、中学校1年生、中学校2年生で行われているこの調査で、伊仙町の場合、小学校5年生の全教科と中学校1年、2年の国語科と英語科において、県平均と同等もしくはそれを上回る結果を残しています。中学1年、中学2年については、理数系の教科について県平均に及んでおらず、課題を残しているのが現状であります。

伊仙町においては、学力の向上について改善が図られている状態です。

現在、中学校での生徒の基礎学力がさらに伸びるようにするために、小中学校の連携を深めるために幼稚園、小学校、中学校の連携事業を東部、中部、西部で実施しています。

その他、先生方は授業が勝負であるということで、研究授業や授業研究を通じた教職員の資質向上に努めているところであります。

それから、やはり家庭学習をやはり定着させるために、家庭学習60・90運動というのを各家庭に呼びかけ、学習習慣と基礎学力の定着に努めています。どの家庭でも子供の家庭学習を見届けていただけるように連携していくことが今後の課題であると考えています。

次に、環境教育、食と農の教育等の平日には難しい体験型教育を推進する土曜日授業についての考えでございますが、土曜日授業については東京都が実施しているようであります。

これは、家庭や地域の教育力が必ずしも十分でない地域等において、生活リズムを乱したりする子供の対応が必要な措置と考えられます。

町内の学校においても、皆さんご承知のとおり、土曜日・日曜日に教育課程にかかわる教育活動を実施しております。例えば土曜日に運動会を行う、あるいは日曜日に文化祭や授業参観を行っている場合であります。

土曜日授業のよいところは、地域や保護者の方々が教育活動に参加しやすいこと、これは開かれた学校づくりの視点からも大切なことで、ご指摘のとおり、体験型あるいは地域と密着した連携を今後も続けていきたいと思っております。

伊仙町においては、総合的な学習の時間や創意の時間などを用いて、食と農の教育や環境教育について、平日に体験的な学習を含めて実施してきているところであります。

これは、PTAや地域の人々の協力が非常に大きいと思います。去る12月4日の食と農の文化祭の大会で鹿浦小と阿権小が事例発表をしましたが、その他、町内小中学校ではキビの刈り取りとか、あるいはジャガイモの栽培など体験的な学習をそれぞれ実施しているところでもあります。

この伊仙町の場合、人材が豊富で保護者や地域の方々が平日から協力してくださり、農業体験など円滑に行われている実情であります。

今後とも、土日の体験的な活動については、社会教育とも連携を図りながら、例えば社会教育ではチャレンジ教室などを実施しております。学校教育においても開かれた学校づくりを目指し、地域や保護者と連携を深めながら、11月の県民教育週間の充実や日曜日など参観日を設定するなど、授業参観や体験的な活動を行うことを今後とり続けていきたいと思っております。

以上です。

#### ○学給センター所長（吉見誠朗君）

それでは、琉議員にお答えいたします。

少子高齢化に伴う人口の減並びに将来にわたっての教育費の増ということで、特に高校生の卒業後の島外への進学が75%でございます。

その中で、教育の子育て支援という形でアンケート調査を行いました。その中で、無償化を進めてはどうかという結果でございます。462名中回収率が63.4%、賛成の方、小中学校を含めて、賛成の方が64.07%、反対が28.14%、どちらとも言えないというのが7.8%でございます。

その反対の理由の中に、東日本大震災の中で国・県・町の財政は大丈夫であるかどうか。

それと給食センターの質と量が落ちるのではないかと。それと自分の子供は自分で育てるのが当たり前である、要は、甘えの構図が出てきているという状況であります。

その結果を踏まえて、12月の6日に教育委員会、教育長含めてその調査の内容を検討いたしました。長いスパンの中で無償化の意義、食育についての方向性、そういうのを熟慮・熟知し、検証をすべきではないかという結論でありました。そして12月8日に町執行部と教育委員会で協議をいたしました。その中で、予算の優先順位並びに教育委員会のそういった結論を踏まえて、今後、周知徹底、熟知・熟慮した中で実施するほうがいいのではないかという結論に達しました。

以上であります。

#### ○11番（琉 理人君）

2回目からは自席におきまして一問一答で質問させていただきます。

まず、名誉町民称号につきましては選考委員会を設けて、また3月議会には提案できるという形でやっていこうという取り組みをやっておられるということで、また、荣誉町民、名誉町民と荣誉町民というふうに分けて、功績のあった方々を一人でも多く表彰し、また名誉町民においては、50年という節目ですので、選考に当たっては審査をしていただいて、十分に審査をしていただきたいと思います。

関連と申しますか、来年度は50周年に当たりますので、50周年のいろんな行事等の計画をもう既

になされているかと思うんですが、打ち合わせ等、またどういったことを特にやるのかという計画はないのかお伺いをいたします。

#### ○副町長（中野幸次君）

質問にお答えいたします。

町制施行50周年に当たっては、この50年を振り返って、式典祝賀会はもちろんですが、その他につきましては実行委員会を各方面からと、それから町民代表という形で3名ほど上げて、そして全町一丸となつての祝賀式典にしていこうと、こうとらえております。

現在、町ではそれに年間を通じて50周年の冠をつける大会というのを8大会ぐらいいろんな、ウォーキング大会とかあるいは体育祭とか文化祭とか、こういうのを考えておりますが、それぞれにおいていわゆるそういうことを進めましょうということで準備をして、ただ、実行委員会の前の段階として庁舎内の準備委員会をつくりまして、その準備委員会で検討して一つの流れをつくって、それを後は実行委員会のほうで検討して進めていくと、こういう体制、1月になりまして第1回目の実行委員会をという計画をしているところであります。

その中で、年間を通じての全容と申しましようかスケジュール等も決めて、そして、またこれらにつきましても、50周年記念式典はこういう形でやりますよ、という形のものを議会のほうにも一応参考のために示していきたいなという考えを持っております。ただ、基本に、全町民挙げて全町民参加のということを目指して頑張りましよう、ということを確認しているところであります。

#### ○11番（琉 理人君）

50周年の記念式典、また来年度の施行50周年に当たる年間の行事等の計画は年明けの1月から計画をし、また3月議会でも多分出てくるものだとは思いますが、十分な計画打ち合わせ等をしていただいて、50周年の節目にふさわしい1年が過ごせるように計画をしていただきたいと思ひます。

それでは、行政コストの低減化対策につきましては、先ほど税務課と保健福祉課が一体となった形を計画する、また、農政部を新たに考えておられるということで、こういった形で計画をまさに行っているということをお聞きして、一般質問で通告をしましたが、実際にまた実現に向けて各課の連携を密にとつていただきたいと。今年1年、議会において一般質問等で各課の連携がなかなかとれなかったということもあつたりいたしましたので、来年度はそういうことのないように十分な各課の連携をとつていただきたいと思ひます。

大久保町長にいたしましては、そういった組織機構の再編・統合には就任当初、大きく断行してこられましたので、また新たな決意を50周年を迎えるに当たって、できるのかできないのかお伺いをいたしたいと思ひます。

#### ○町長（大久保明君）

まず、先ほどワンフロア化というのがございました。これは2カ月前、大崎町を視察したときに、町の隣の施設に伊仙町における経済課、耕地課、農業委員会、そしてさらにはJAの農政部そして県の職員もその場におつるといふので、本当にびっくりしたんですけども、もうそういう改革の時

代は全国的に始まっています。これは役場内だけでなく他の機関とのワンフロア化ということが始まってきている時代でございます。ですから、そういったことを見ても、今後、徳之島地域全体においてもそういうことが急速に進んでいかなければならないと思っております。その象徴的なのが広域連合でございます。広域連合議会で美島議員が中心となって食品加工センターの話をして、県議会が視察に来て、不可能と思われたことが実行したという、これは実績もでございます。そしてまた、徳之島が環境の一つとしてやっていくということで、広域連合が実績を上げてると。

こういう大きい流れを見たときに、県と南西糖業そしてJA、各グループでサトウキビの対策課があるということなども非常に無駄なことですし、そういうことは改善をしていけば、今、介護議会等がありますけれども、消防議会もありますけれども、そういうことも統合していけば、町の事務作業が3町で一緒にすることになれば軽減していくことにもなるし、いろんな形で、職員の数はこれは改革プランに従って140人まで減らしましたがけれども、これ以上減らすことは雇用も含めてすべきでないというふうに考えておりますので、改革した後の職員の役割が多岐にわたって、地域との連携ということで、先ほど総務課長が話した集落担当職員制度を条例化するか、規則化するかという議論を今している状況でございます。そういった改革をしていくと。また、これは町全体で観光協会と商工会も、もう一体となるべきだという話なども進めております。

質問に答えられたかどうかわかりませんが、大きな土台になりゆくような形での編成ということは大事だと思います。先ほど女性職員の雇用の話もありましたが、そういうことも含めて、我々が新しい仕組みをつくり上げていくんだという気概で頑張りたいと思います。

#### ○11番（琉理人君）

町長におきましても、陣頭指揮をとって行く上で、大きな決意で頑張りたいと思います。

次に、3点目の公共施設の管理委託について、また、各種商工会との連携をとったり町内の各種団体等への連携をとるということで先ほど答えていただいたんですが、これから公共施設を一括に管理する組織また協会、NPO法人、ここら辺の設立の仕方をやはりそういった望む方々への説明会並びにまた説明指導をやはり行政のほうでとっていただいて、そういったところの支援というのも大事だと思うんですが、そういう計画はないのか。

#### ○総務課長（稲隆仁君）

先だってもNPO法人が立ち上がったところでもありますけれども、阿三の堀江淳一さんを中心としたNPO法人が立ち上がったところでもありますけれども、立ち上がりの段階で、まだまだやはり実績等もない、今後何をしていくかということもあります。そういうところにおいては行政も積極的に参加して協力態勢をとって、NPO法人が一日も早い自立、そしてさらに町のほうの管理等も含めてそういう分野に入ってくれるような助成といいますか、そういうことは考えております。

現在、NPO法人1団体におきましては、これ企画のほうの補助事業でありますけれども、で助成をし、町のいろんな行事等にも参加していただいているところであります。今後とも、そういう

事業等がありましたら積極的に導入し、支援してまいりたいと思っております。

○11番（琉 理人君）

伊仙町の公共施設を管理する上で私の考えは、公共施設を一括に管理するという形で、そういった具体的な協議会・組織の立ち上げを行政のほうで計画はできないものか。個人でとなると、これはなかなかできないことで、やはり行政のいろんなノウハウを交えたそういった形での考えはないのかお伺いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

一括して管理するという組織と協会をつくる考えはないのかということでもありますけれども、いかんせん今の組織、NPOあるいはまたその団体等におきましても、やっぱり規模が小さいということでもあります。今後あらゆる指導等含めてまた助成できるもの等含めて、その組織等が大きくなると申しますか、そういうふうな力がついた段階では一括してできないこともないとは思いますが、現在におきましては、今一つ話が出ているのは西部公民館を管理委託できないかという話と、もろもろ個々に出てる状況でありますけれども、今後におきましては、やはり組織を巨大化するにおいて、そしてまたそれだけの力がつくわけにありますので、そういうところを目指して各団体、各NPO法人と協議してまいりたいと思っております。

○11番（琉 理人君）

それでは、そういった方向で管理につきましても、これもコスト低減化に結びつきますので、しっかりと進めていただきたいと思えます。

次に、経済関係につきましては、本当に毎日、商店街今各工事の中を歩きますと、やはり商店街が少なくなっているということで、本当に寂しい気持ちをするんですが、今、先ほどの答弁の中で商工会の取り組みということで、券を発行してという形であるんですが、商工会の会員がこの商店街になればまたこのままの状態ではできませんので、これを何とか企業誘致という形を町が誘導してでもしていただかないと、中央商店街は各自個人のという形にしてもなかなか進みませんので、やはり町がほーらい館をつくってこの周辺に人を呼んだ、集客したということでも違いますので、また大きなスーパー等の誘致ができれば大分違ってくると思いますが、スーパーの誘致にかけてはどれぐらい取り組んでおるのかお伺いをいたします。

○町長（大久保明君）

以前、鹿児島に本社のあるタイヨーの誘致を行ったこともあります。これは町有地を提供することで設計図までかきましたけれども、会社の企画段階ではオッケーだったんですけど、最終的に社長が気が進まなくて、県道沿いでなければだめだということで、一時これは中止になりましたけれども、その後、一度またお会いしてお願いをしております。

と申しますのは、ほーらい館・百菜が出て、人の交流が以前よりふえてきたということと、伊仙町がわずかでありますけど、3年連続人口がふえてきたということなども説明をしております。

大型店舗に関しましては、もう商工会との会合のたびに、これはもう断行しなければならないと

いうことは説明しております。今、伊仙町が商店街が少なくなってきたということですが、大型の店舗が来たときにどうなるかということを考えると、以前は、大型店舗が来ればますます商店街は寂れるということでしたけれども、大型店舗が来ることによる相乗効果というものもあるわけです。個々の商店が営業努力を何倍もしていくということで、逆に発展していったという例もあるわけですので、ですから、今の状況の伊仙町商工会、商店街は意識改革をしていかなければならないという話をしております。

ほーらい館ができてアクセスがよくなれば、法務局の施設もできるということなど、信用金庫が来るわけですので、これはなぜ、これ商工会の方々の誘致もありますけれども、伊仙町がこれから郡内でも唯一大きく発展する可能性がある地域だというふうに認めた、期待したから来るというふうに私は理解をしております。

先日から、伊仙町において東部、中部、西部のJAの支所を統合しようということで、そうした場合、事務所プラス天城のAコープ規模のAコープ、これは1階建てで事務所とAコープをとということで、土地を今模索しています。それを、土地は決まらなくても来年3月までにJAは計画書の中に出すということをして今確認をしておりますので、それは商工会の方々にも申し上げております。そういったまちづくりをしていくと。

もう時代は間違いなく交流の時代です。島外、島全体が交流する時代をつくり上げていけば、島全体が浮揚していくという発想でいかなければ、一極集中ということは間違いなく衰退に向かっていくわけです。小さいエリアだけ発展しても島は衰退する。島全体がバランスよく発展していくことが大事だと思うし、農業生産額50億に関しては厳しい指摘もありますけれども、この前申し上げたとおり長命草が今製品化ということ、そして商品化ルート、これはまだ具体的に名前は出せませんが、全国で大規模にやってる生協関係の会社が乗ってくる、この前発表会にも来てましたけれども、そうした場合、これは長命草はもう全郡で作り出していくことになると思います。アディポネクチンというホルモンが、多く含まれているということも研究分析の結果わかっておりますので、そういった形での新しいまちづくりをやっていくということが大事だと思います。

今、郊外に大きな店舗ができていく流れ改革にはそれを制限して、旧商店街を復活させようというふうな助成事業もどんどん多くなってきてますので、伊仙町は決してこのまま商店街が疲弊するということはないと思うし、これから大きく無事奪回するような形になっていけるように、議会とともに努力していきたいと思っております。

#### ○11番（琉 理人君）

今、ただいま町長から大型スーパーの件また、JAの計画が上がってるということで、また誘致に向けて議会も取り組んでいきたいと思っております。

先ほど企画課長からの答弁の中にも、優遇条例の中で支援をしていくという形でありましたが、具体的に言いますと、実際に今、この伊仙の中央商店街を個々に一軒一軒そういった形で当たって、どういうふうな形ですかということでアンケートをとったり、またこういった支援があります、ま

たこういった事業を取り入れて支援できますよという形のそういった説明会等はやってこられたのかお伺いします。

#### ○企画課長（牧 徳久君）

まだ県道の工事なんかでございまして、まだそういった展開には至っておりませんが、今後、また県道が完備できれば、そういった方法も考えてみなくてはいけない状況になるんじゃないかと思ったりしております。よろしくお願ひします。

#### ○11番（琉 理人君）

今、まだ行われてないということですが、やはりこうした道路が拡張し形ができてからでは遅いんじゃないかと。例えば道路の縁石の積み方でも、計画があればまた変えていかないといけないということで、今までにこういった形で各地主さんとかそういった方への夢と希望を持った説明をしながら、やはりまちづくりということでもありますので、そういったところを、これからでもよろしいので説明をして、やはりそういった、だれか一人がそういった形で取り組んで走らないと、一個人の方々は本当に高齢化してという形でございまして、例えば土地が空いていれば町の代替えで土地を代えてあげたりという形で、町が積極的に商店街づくりに取り組まなければいけないと思ひますが、今後、そういった大きな形では都市計画という形で行わないといけないんですが、もう道もできたということでもありますので、小さく分割した形ででもその周辺あたりの整備を、企画課を中心に今後取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、防災関係について伺います。

午前中の明石議員のほうにも回答をなされておりましたが、避難訓練においては、全国でこういった災害を受けて東部、面縄、古里地区を中心に10月の30日に行われて、結果等もまた反省点、問題点も出ておりますが、津波で一番低い土地ということで面縄小学校、前回の議会でも取り上げましたが、面縄小学校は津波のときにはほとんどがなると、波をかぶるということで、これが昼間の時間帯でありましたら、小学校には多くの子供たちがおりますので、そこら辺の避難場所の徹底と確認ということで、前回は面縄小学校から県道へ出て西側古里地域へ走る、避難というコースでございましたが、また、議会でも裏山の、一番最短コースで裏山にということで視察もいたしました。今、この面縄地区におきましては、学校のちょうど裏の丘になった地区が土地改良の予定ができていくということで、この土地改良の計画にあわせて災害時の避難場所という設定はできないものか。今土地改良の計画の中に、こういった災害が起きてやはり一番短いコースで避難できて安全な場所ということでもありますので、そこら辺が土地改良の計画の中で計画に盛り込まれるようなことはできないのか、耕地課のほうで答弁をお願いします。

#### ○耕地課長（大山秀光君）

琉議員の質問にお答えいたします。

確かに面縄小学校の裏の地区を今後土地改良、第2面縄地区ということで今申請を行っております。まだ具体的に設計またそれから同意等、これをもらわない限り設計はできませんので、今後、

そういった説明会をやって同意等をもらうように、またその災害等の関連の説明会もあわせてやっていければと思っております。

○11番（琉 理人君）

今、現状は草が生え、また小さな木も生えて、すぐには登れない状況なんですけど、災害はいつ起こるかわかりません。それまでには、簡単にその場で子供たちが駆け上がれる形ぐらいの整備はしておかないといけないと思います。これらは本当に早急に行わないといけない箇所だと思いますので、それができるのかお伺いいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

面縄小学校の裏手のほうのがけといいますか、土手を登ったところまで琉議員とともども歩いたわけでありましてけれども、ただ1点だけ、高台に上がる最短距離であるということではあるんですが、地震が起こった際にこのがけが崩れないかということも一つの、石がごろごろしておりますので、そういうところもまた今、耕地課のほうの土地改良と整理をした段階できちんとした法面といいますか、そういうことができた段階では一も二もなく即避難道路として設置できるものと思いますけれども、しばらくはちょっとこう、考慮といいますか、そここのところの地盤の安定度を少しやはり考えなければいけないのかなという思いがあります。いずれにしても、最短で一番安心・安全な避難路を確保するのは当然でございますので、もろもろそういう条件等を見て、条件の合うところを探して避難道路として設定したいと思っております。

○11番（琉 理人君）

本当に災害が起こったときには、多分、古里周辺の道路は交通渋滞に陥って、面縄の端あたりまで波が来ておれば、両方から車が重なった形で非常に危ない予想がされますので、この裏山への駆け上がりをちゃんと、また防災訓練、訓練をして素早く避難するということが一番大事でありますので、そういった訓練をしながら、また環境整備にも備え対応していただきたいと思っております。

それから、避難用の緊急用品この備蓄でございますが、これは法律でそういった備蓄品を確保しておかなければいけないと思うんですが、町のほうは何もそういったのは今していないということでしたが、実際に何もしてないですか。

○総務課長（稲 隆仁君）

大変申しわけありません。法的云々ということについては、ちょっとまた知識がなくて何ですが、いずれにしろ、どういう形で備蓄できるか、また何をそろえなければいけないか検討して、できるものについては即対応していきたいと思っております。

その例として、社会福祉協議会に救急用具セットといいますか、13セットあるということでございますので、それを参考にして、数的にどれほどというようなのは切りがないと思うんですけれども、ある程度のセット、その用具をセットできるような態勢はつくっていききたいと思っております。

○11番（琉 理人君）

それでは、そういったのを早期に対応をお願いいたしたいと思っております。

次に、社会福祉関係の身障者向けのトイレ、今、これは身障者向けというのがシールが張ってある、一般的に車いすのシールが張ってあるところが、そういった障害者向けということで一般的には認識しておるわけですが、その管理につきましては本当に各、今町内でも喜念浜から、また東部、中部、西部、各そういった施設があるわけですが、それも各担当が違ったりという形でやっておりますが、やはり、トイレは幾つかもあっても、そういった身障者向けのトイレに関しては、どこか一括してちゃんと整備をするという形でないと、やはり今、障害者の福祉というのも重要視されておりますので、これがそういった形で一括でできないか、この辺はどんなものでしょう。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

各課の横断的なものを統一して、行政の中の財産管理の中で管理していくという方法もあろうかと思えます。その中でやっぱり身障者に対して優しいまちづくりをつくるためには、まずその課のほうで整備されて、その後の管理だと思っておりますので、予算とかそういったのを考えながらその中で管理をされたほうがいいかなとは思っております。

財産のほうについてはまた総務課長のほうからまた申し上げます。お願いします。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

確かに琉議員のご指摘のとおり、一括管理というのが理想だと思いますけれども、トイレ等含めてその地域、場所等の管理も行っているという関係上、それぞれの課のほうで周辺・近辺施設含めて管理をしているという状況であります。

再度申し上げますと、喜念浜の海水浴場公園につきましては、企画が頂上管理ということになっており、役場の公民館前におきましては、公民館を中心に当番制を決めてありますけれども、各課で行っております。それから泉芳朗館、瀬田海海水浴場につきましては、企画課のほうで施設そしてその公園近辺を周辺を含めて管理しているところでありまして、それから義名山公園につきましては、グラウンドのほうと公園のほうと合わせて社会教育課のほうで管理をいたしております。

小原休憩所におきましては、耕地課がつくってあるわけでありまして、企画のほうで管理しているという状況であります。

今、保健福祉課長のほうからも答弁がありましたけれども、もてなしの町をうたっている伊仙町であります。今後ともこういう分野におきまして、手厚い対応ができるような政策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

#### ○11番（琉 理人君）

各課で責任を持って行うということでしたので、例えばあるトイレへ行くとちょっと汚いと、あ、いつもここときれいにしているという、そういったばらつきがないように、各課で統一してきちっと管理をしていただきたいと思います。

次に、老人福祉について、10年ぐらい前には各補助金等があって、老人クラブ等にも多額の補助金が出ておりましたが、最近では補助金カットで一律カットで、本当に老人クラブの方々も、持ち出

しでいろんな会合をしたり、またそういったので集まってということで、今一生懸命やっておりますが、やはりいろんな介護制度を利用する利用者と、また、まだ元気なんだけどもそれは利用できずという形でやってる方々へのそういった支援に対して、やはり片方はそういった国の支援事業に乗っている、また、まだそこまでは至らないけども、何とか頑張ろうという気持ちでやってる中でのそういった高齢者の方々にも、支援策をもっと手厚くしていただけないかなということで、変化に富んだ、またこういった事業をどんどん取り入れて、そういったので充てていけば、また生きがいを持った老人たちがまた元気で伊仙町じゅうを走り回るということになりますので、そういったところも見出して取り組んでいただきたいと思います。何かそういうものにこれからの計画がありましたらお願いします。

#### ○保健福祉課長（松田一郎君）

2年ほど前には町単老連合会ということで老人クラブのほうに180万ほど助成がありました。

それは今160万に落ちて、厳しい状況だとは聞いております。ただ、この中で県の補助金も削減されておりまして、従来結構あったのが補助金がカットされてきたという経緯で、各単老連合会への補助金が少なくなってきたわけでありまして、削減された理由というのが、単老組織が25名以上にならないと県の補助金の対象にならないということで、それが削減されてきた経緯があります。

この中で老人クラブ連合会の中ではいろんな交流会とか島外の交流会を通じて、お互いの健康づくりとかそういったのを含めて、連合会の中で資質向上を目指しているという状況にありますけれども、やっぱりアイデンティティーを出しながら、町がどれだけ助成していくかということもこれからの課題だと思っております。この中で、新しい変化に富んだ国の補助を見据えながら、そういった事業を導入するというので答弁させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○11番（琉 理人君）

そういった事業を取り組んで頑張りたいと思います。

次に、教育関係の完全週5日制が導入されて、土曜日にもなれば子供たちは休みということなんですが、実際にはまた学校へ行っていろんなスポーツをしたりという形で、先ほどの学力が落ちてなければそれでいいんですが、やはり学力が理数系が大分下がっていると、県の平均にいかないということでございますので、またそういったのを集中にしたりとか、またこういった環境、農業教育等が自治体独自でできないのかということで、まずは、最初は小さなことからという形ででもそういったのを取り組んでいけないのか再度お伺いをいたします。

#### ○教委総務課長（窪田良治君）

ただいまの質問についてお答えをいたします。

まず、土曜日の体験型教育という形でございます。

学校教育におきましては教育課程がございまして、その時数、日数、出席等においては土曜日開催、そこらについて振りかえ等もしなければならぬところがございまして。特に、学校教育の中でしないで地域における体験型農業としますと、今、先ほど教育長のほうからご説明がありました

ように、社会教育のほうで今実際してるチャレンジ教室、これは年間12回実施をしております。

この中でいろいろな体験、ことしにおきましては鍾乳洞とかそこらについてしてます。地域の方々の協力を得ながら実施をしてるところでございます。

そういった形で、今後どういった形で進めるかという話し合い、先ほど教育長の話がありましたように社会教育と連携をしてという形でございますので、今後、そういった形で、特に、形として土曜日開催の環境による土曜日教室という形ではなくて、やっぱり地域における人の活力、人材活用をした中でのそういう学級等にかえていければ、町独自の取り組みだという感じでできると思います。

一番やっぱり難しいのは、先ほども議員のほうからありましたようにスポーツ少年団、ここら辺が物すごく盛んになってきております。そういう関係ですっと通してという形、毎週という形ではございませんが、第3土曜日は青少年健全育成の日でございますので、そういった形を利用して実施ができるものだと思っております。

以上でございます。

#### ○11番（琉 理人君）

土曜日授業というのは法律を変えていかないとできませんので、自治体での独自のやり方は東京都の実例もあって、小さいながらもこういった形で伊仙町がそういった教育の分野で取り組んでいるという形を、土曜日教育に限らず他の体験型教育を取り入れてやっていると、また土曜日あたりもこれから検討できるような形ででも取り組んでいただければと思います。

次に、給食センターの給食費の無料化に関しまして、アンケートの結果では64%が賛成だということで、28%の方がこれに関しては反対、あと7.8がわからないという状況で、アンケートの結果にも、やはり最近の社会情勢といいますか、各家庭の財政の疲弊といいますか、そういったところで、こういう給食費の軽減にもやはり無料にさせていただきたいという声が多いことでありますので、できれば財源の確保ができれば無料化または減額、そういった形ででもやっていただきたいと思います。来年度からの財源の確保等はできるのか伺いたします。

#### ○総務課長（稲 隆仁君）

給食費の無料化、無償化ということについて協議をいたしましたけれども、その流れの中で、確かに無償化することにおきましては子育て支援、各家庭、町民の方々への財政支援ということで、このこと自体には反対するものでもなくて、全員前向きに取り組んでいるところでありますけれども、財源としても非常に厳しい流れで、じゃこの前に何かすることがないかということで、こういう意見がありました。学童保育、幼稚園の延長保育等もろもろ含めてという意見が以前からありまして、幼稚園の延長につきましては昨年度来実施しているところであります。というのも、幼稚園は午前中ないし2時から子供は帰るわけでありまして、これをしたときに若い夫婦が共稼ぎができない、子供を見るために仕事につけないということで、それを何とかしてくださいということで町に要望があった関係、町長含めて協議をした結果、それは即幼稚園の延長をし、若い

夫婦が安心して共稼ぎに対応できるようにということで政策をしたところであります。

またさらに小学校の低学年、1年から3年ですか、低学年の子供たちはやはり2時、3時ごろ帰るわけでありまして。しかしやはりこれを預かる、お父さん、お母さん方はやはり心配であるということを含めて、今度は学童保育、これは今年度はわくわくクラブということで月水金、週に3回行ったところでありますけれども、これをぜひやはり、月曜日から金曜日まで5日を見ることができないかという要望が強かったため、これを24年度に実施していこうということで進めております。

給食費の無償化につきましてはその後と申しますか、検討していった、早い段階で実現できるものであれば、そのときの財政と相談をして実現していきたいというところであります。まずもって、24年度におきましては、学童保育の延長を今計画してるところであります。

その学童保育の講師といいますか、それにつきまして先ほども答弁しましたけれども、敬老会の方々あるいは教職員のOBと人材活用をしていく予定であります。

以上です。

#### ○11番（琉 理人君）

以上で行財政また経済産業、防災関係、社会福祉、教育と、地域経済の活性化を図り、今後、地域力の強化と整備、また、質問した全質問事項の問題解決と実現ができますことを希望いたしまして、一般質問を終わります。

#### ○議長（常 隆之君）

これで琉 理人君の一般質問を終了します。

ここで5分間休憩します。

休憩 午後 2時34分

---

再開 午後 2時47分

#### ○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、伊藤一弘君の一般質問を許します。

#### ○9番（伊藤一弘君）

こんにちは。9番、伊藤一弘です。まず、平成23年度第4回伊仙町定例議会において、議長より一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、11月の18日に隣の徳之島町轟木で竜巻によって3名のとうとい命がなくなりました。また、その中の一人は北海道出身ということだったらしいです。本当に大変、三人にお悔やみ申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

1点目に、徳之島農業高校跡地利用についてです。

12月の県議会の一般質問にもありましたが、県のほうでは、徳之島障がい児親の会から、徳之島

農業高校跡地への分校・分教室の陳情、また大島郡町村議会議長会から徳之島農業高校跡地へ分校設置を求める陳情と双方審議され、その中で分校と分教室の意見が一致してない箇所について、今後の動向や推移を見きわめる意味で、2件の陳情は継続審査の取り扱いになっていると記載されているが、今後、さらに大島養護学校を徳之島農業高校跡地に分校設置を働きかける必要があると思うが、どう考えるのか。

2点目、農業行政について。コーヒー、長命草と2つの品目を農業所得50億達成に向けての大きな目玉として取り入れられたことは、町内外から大きな関心を寄せられているようです。

そこで、コーヒーの木の植えつけする場所、そして木に対しての環境面などは組合員の方々にどのような指導をしているのか。2点目、長命草（まあざく）の今までの収穫・実績等はどのようにになっているのか。3点目、イノシシ、メイチュウ駆除の対策はどのような状況なのか。

大きな3点目、住宅建設について。西部地区に住宅建設ということで、今年度は犬田布集落の亀の戸住宅を現在工事中で、来年3月の完成並びに居住を希望している方々が心待ちにしていると聞いております。平成24年度の建設予定の木之香集落と糸木名集落の住宅建設についての構造や概要はどのようにになっているのか。

以上、1回目の質問であります。

#### ○町長（大久保明君）

伊藤一弘議員の質問にお答えいたします。

徳之島農業高校跡地利用につきましては、まず教育委員会のほうから答弁をしていただきます。農業行政につきましては経済課長のほうから答弁をしていただきます。住宅建設に関しましては建設課長のほうから答弁をしていただきます。補足があれば私のほうからまた補足をしていきたいと思っております。

#### ○教育長（茂岡 勲君）

伊藤議員の質問にお答えします。

まず、陳情書が2つということですが、私はこのように理解しております。

一つは、徳之島障がい児親の会から出されているのが一つ、これは旧徳之島農業高校跡地または徳之島高校に養護学校分校または分教室の設置を求める陳情書です。それともう一つは、ご承知のとおり町村議会の議長会で出したものです。これは、鹿児島県立徳之島農業高等学校跡地に大島養護学校分校の設置に関する陳情書。この違いをちょっと県のほうは戸惑ったのではないかなということが一つ。

そこで、10月の25日に大久保町長それから議長さんそして私と3名、原田県教育長と会いました。そこで、「あ、伊仙町の考えは一つだったんですね」と言ったのを私は記憶しております。

ですから、これを見てやっこの3名、町当局、議会そして教育委員会で考えているんだなということがわかったと思っております。

それで26日、教育長会の始まる前に、天城町の教育長それから徳之島町の教育長、私3名呼ばれ

まして、そこで県が話したことは、平成24年度末、与論高校の分教室を検証して、24年度末、与論高校の分教室の結果を検証して、徳之島に分校あるいは分教室の設置について考えるということが言われました。

それから、これは新聞の記事ですが、今のこのことについて、与論高校校舎活用した大島養護学校の訪問教育の成果を踏まえ、同じ方式の他島への拡充を早急に検討することと云々と、こう書いてありますので、今、徳之島農業高校の跡地を無償で譲渡するというのは伊仙町に譲渡するということが来ましたので、これから来年に向けて私たちが町長あるいは議会そして教育委員会一体となって、この跡地への分校設置を働きかける必要があると思います。

以上です。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

コーヒー生産者組合の組合員の方にどのような指導をしているかということに関しましてお答えしたいと思います。

まず、コーヒーにつきましては、平成23年10月24日に徳之島コーヒー生産者組合という形で立ち上げが行われております。組合員数は25戸ということでございます。

これまで、10月24日に組合を立ち上げる前に2回の説明会をいたしまして、まず、徳之島コーヒーの栽培参加要件というか参加条件ということで5つ条件がございます。1つは農薬を使用せず栽培すること、2つ目は化学肥料を使用せず栽培すること、3つ目は防風対策を徹底すること、4つ目は土壌分析を定期的に行い適正な土壌で栽培をすること、5つ目、収穫、加工工程に障害者、長寿者を参加させること、この5つが徳之島コーヒーを生産するための参加要件でございますということで、まず、1回目の説明会で50人ほどの方がいらっしゃいました。その中で25人の方は、条件が厳しくて私どもにはできないということでお帰りになりました。2回目も30人ぐらいの方が、残った25人プラス5人ぐらいの方なんですけども、30名ぐらいの方が参加しまして、最終的に25名の方が参加していくということでございます。

その中で、どういう指導をしているかという、これは自分の意思でこの5つの条件に同意をするということが条件ですので、この指導的なものはやってません。しかし、24年の3月に各参加者の組合員の方の圃場に定植予定でございまして、その前に各圃場を点検をして歩くと。

防風措置が適当であるか、あるいはpHが適当であるか、そういうのを検査しながら、場所の選定について、移動させたほうがいいのか、今の見てもらった圃場のほうがいいのか、そのようなことをちゃんと決定をしながら、3月には条件的に合致した圃場に定植をしていただく予定で動いております。

あと、2番目のまあざくの今までの実績ということでございますが、組合員数が26戸でございます。この26戸の中で植えつけ済みの面積が96a、植えつけてる組合員数が13戸です。

植えつけ済みの人たちが13戸ということです。これまでの出荷実績は23年の4月、5月、7月、10月、4回収穫をしてございますけども、その中で2,569kg、金額にしますと約45万ぐらいの金額と

ということです。（発言する者あり）45万です。この組合員26名いらっしゃるんですけども、この人たちが1月まで植えつける面積が合計で316 a、3町1反ということです。3.1haを植えつける予定でございます。

3番目のイノシシ、メイチュウ駆除の対策はどのようになっているかということでございますけれども、イノシシの被害状況に関しましてお知らせをいたします。

伊仙町では9.21ha、被害見込み量に関しましては406 t、徳之島町においては36.13ha、被害の見込み量1.506 t、天城町におきましては10.68ha、被害の見込み量が520 tということになっております。今まで伊仙町のほうで有害鳥獣として駆除したイノシシの頭数ですけども75頭ということでございます。

以上です。

#### ○建設課長（上木千恵造君）

伊藤議員の住宅建設問題についてお答えいたします。

私ども建設課におきましては、西部地区の人口増と地域活性化のために、現在、犬田布の亀の戸団地14戸の住宅を建設中でございます。3月の完成を目指して今一生懸命頑張っているところでございます。

質問の木之香地区、糸木名地区の住宅建設につきましては、平成24年度以降、それぞれ木造2階建てのそれぞれ6戸ずつ、計12戸の住宅建設を予定してございます。6戸ずつ12戸です。

木造2階建ての構造で、規模といたしましては2DKが4戸、3DKが8戸でございます。

#### ○9番（伊藤一弘君）

まず、徳之島農業高校跡地利用についてですが、やはり我々議会とまた障がい児を持つ親の会との話はもう一回お互いにして、再度県のほうに陳情するなりしなきゃならないなと思っております。それでも、やはり我々今までずっと動いてきた中で、言葉の違いといいましょうか、新聞のほうには意見の違うような見出しが載ってましたのでこのように一般質問に出したわけです。

今後、さらに跡地利用について、養護学校はぜひとも我々伊仙町に持ってこなければならぬと思っておりますので、また議会そして教育委員会と一緒に頑張って勉強して、さらに来年に向けて活動といたしましょうか、やっていきたいなと思っております。この中で、コーヒーの問題も出てますが、やはり子供たちの働く場所、これも間違いなく取り入れられてくるものだと思っております。

この問題はこれで終わります。

次に、農業行政についてですが、なぜコーヒーを植える場所、環境と言いますと、やはり徳之島は台風の来る非常に多いところで、農業するにも大変暴風雨対策が必要です。ということは、台風2号で沖永良部のほうでは、葉たばこ農家が被害でほとんどもう仕事をあきらめたという話も聞いております。コーヒーは植えつけて5年で収穫できればいいんですが、その中の気象状況によってはまたどういう形が起き得るかわからないので、そこら辺の指導も経済課のほうではきちっと、その木に合った場所、ただ組合員に投げるんじゃないかと、そういうところの指導もできないか、ひ

とつお願いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

確におっしゃるとおり組合の方、まだはっきり言って圃場を見てないんですけども、圃場を見て歩くうちに不適切な圃場というんでしょうか、風が当たって適切でない圃場が出てくると思われます。今相談的なもの、ぜひコーヒーを植えていきたいんですけども、いい圃場がないという方もいらっしゃいますので、その辺は我々土地を、風が当たらない土地あるいはコーヒーの木が成育良好な土地を探して歩かなきゃいけないと思ってます。その土地を歩いた後、選定をした後に、農業委員会とも協力しながら土地の賃貸関係も積極的に取り組まなきゃいけないと思ってますので、その辺を進めてまいりたいと思っております。

○9番（伊藤一弘君）

ということは、せっかくの今まで作物をつくってる畑をここにコーヒーを植えるんだという話を二、三人から聞いておまして、せっかくの畑を、例えばコーヒーの木を植えて、それが実際に5年後にはしっかり収穫できればいいんですけど、畑は山にする、山にした畑をもとに戻すには莫大な金がかかる、そこら辺もやはりちゃんとしたコーヒーを植える方々の認識というのか、そういうのは徹底してしたほうがいいんじゃないかなと思ってこのような質問をしてるわけです。

実際に何人か話は聞いております。バレイショもできるし、その中にはもちろんサトウキビ、ゴマ、何でもつくって、その年に金にかえられるのに、せっかくの畑にコーヒーの木をここに植えるんだと。

そういう話も何人か聞いているもので、ちゃんとした指導はしなければいけないんじゃないかと思ってるところでこういう質問をしてるところです。

そして、今賃貸と言いましたが、役場から借りて貸すか、またその賃貸の反当たり幾らか、そういう金額等もちゃんと把握してのことかお伺いいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

まず、我々コーヒー、長命草を取り組むときに、まず何を考えたかと申しますと、長命草においては海岸端のサトウキビが非常に成育の悪い海岸端を進めていこうということで、今、海岸端のほうの圃場に植えつけるよう進めてるところです。またコーヒーに関しましても、荒廃地になりそうな畑というのがあるんです。その荒廃地になりそうな畑に植えていただくというふうに進めていってるところでございんですけども、この賃貸料金、この辺に関しましては農業委員会を通して個々の賃貸ということになってくると思います。町が借りてその人に貸すとかいう形じゃなくて、個々の賃貸契約を結んでいただくと。そのかわり、ちゃんと農業委員会を通していただくということになるかと思えます。あと、賃貸料金に関しましても、その地域の相場を重視していかなくちゃいけないと思ってます。

以上です。

○9番（伊藤一弘君）

現在、町で借りてる圃場といいましようか、そういう場所は何カ所かあるんですか。

○経済課長（樺山 誠君）

コーヒーに関しましては町で借りてる場所はありません。農業高校のほうに2反歩ぐらい町で農業高校のほうから無償で借りてる部分がございますけども、コーヒーに関してはそれだけと、あと長命草に関しましては70 a 町のほうで借りて実験圃場として使っていると。今、実験圃場というよりも、もう収穫をして出すような圃場になりつつあるというような形でございます。

○9番（伊藤一弘君）

70 a といいますと、これは1 a は相場は幾らぐらいですか。

○経済課長（樺山 誠君）

10 a 1万円で借りております。ですから、70 a で7万円ということですよ。

○9番（伊藤一弘君）

それと、メイチュウ駆除は先ほど杉並議員からの質問にもありましたけど、今イノシシのほうは大変暴れ回って、バレイショ畑にも飛び込んで大分被害をこうむってるような話も聞いておりますが、糸木名のほうでも何名か聞いております。そして中山かな、あのあたりでも何か大きな被害があると聞いておりますが、やはりそういう対策は、イノシシのことだから一晩でどこに移動するかわからないけど、そういう猟友会と密に連携をとって対策をやはり講じなければ、せつかくのことは豊作みたいに見えるけど、また農家の意欲を失ってしまうんじゃないかと思っておりますので、そこら辺のイノシシの駆除、去年はあれはヒヨドリかな、ヒヨドリが大分発生しましたけど、ことしはまだふえる傾向は見当たらないけど、まだいろんな被害がこれから出てくるかもわからない、出てこないかもわからないけど、そこら辺の対策等も考えながら、農家にショックを与えないような指導をお願いいたします。

それと、ボタンボウフウの場合はなかなか奥が深いらしくて、与那国のほうでは製品にかえて出荷するまでには10年の幾月をとったという話も聞いておりますが、今、与那国では単収100万と聞いております。実際、ここで聞いたことはありませんが、沖縄あたりで生き生きしてる方々の話では、3種類ありまして、その中の1種類が与那国ではいいということで単収100万を収穫してるという話を最近伺っております。実際それはここで聞いた話じゃなくて、与那国の付き合いしてる方々の話なんです。実際そういう収穫が上がるのか上がらないのか。

○経済課長（樺山 誠君）

与那国島で職員が22年度に調査に行きましたけれども、その調査の段階では単収100万という話が出てませんで、大体単収40万ころじゃないかなというような計画で我々を通しては進めているところですよ。ですから、場所によって大きく上がる場所、それもあるかもしれないんですけども、町としては100万という見方はしてございません。

○9番（伊藤一弘君）

コーヒー、長命草それからイノシシ、メイチュウのことはこれで終わりますけど、なるべく農家

のほうに意欲を持たせるような指導をよろしくお願いいたします。また、話に聞けば、牛あたりからも最近、夫婦がコーヒーを目指して伊仙町に引っ越してくるという話も聞いておりますので、どうか、またそういう方々の、これからもまた他にも宣伝がどんどんどんどん広がって行って、そういう仲間がふえてくるだろうと思いますので、ぜひ、本土から来られる伊仙町に永住するという方々にショックを与えないような農業指導をお願いいたします。

それと、住宅建設についてですが、木之香集落、糸木名集落に計画はしてるということですが、それも木造、きのう犬田布集落の亀の戸住宅の建設現場を見ました限り、建物もなかなか立派なもので、以前からコンクリじゃなくて木造で進めればもっとももっとふえておったんじゃないかなと思っております。どうかまたこれからも、こういう構造で各集落にどんどんどんどん建設をして、島外、町外からの地元に入られるような環境をつくってもらうように。そして、設計とかそれは今年度でできるということですか。

#### ○建設課長（上木千恵造君）

糸木名、木之香両地区とも24年度で設計を終えまして、財政的に余裕があれば工事まで着工できるかと思えますけれども、今年度は恐らく設計の段階で終わるかと思えます。そして25年度に本格着工という形になるかと思えます。

#### ○9番（伊藤一弘君）

着工が25年度ですか。24年度に設計から即、町長がいつもおっしゃってるように、次は木之香、糸木名につくりますと町長が強い要望で望んでいるのでぜひ、町長、町長が答弁をひとつお願いいたします。

#### ○町長（大久保明君）

私もこのつもりでいたんですけど、予算が結局、24年度は情報発信新設に予算が集中したということで、ぎりぎりの状況ですので、今建設課長が答弁したとおり、24年度内で余裕ができたらと思っております。

先ほど給食センターの給食費の話もありますけれども、予算の優先順位というものを考えていった場合に、削減すべきところはどこかということは今考えております。人口をふやすということが最大の優先課題にしていきたいと。人口がふえるということと農業生産額は関連している政策だと思っておりますので、そうした場合に、高齢者の方々に対する見舞金とかそういうものを今後どうしていくかということは今検討中でございます。そういった、過去のいろんな事業とか補助金に対して見直すべき点は思い切って見直すと、それはこれから10年後、20年後、50年後どうなっていくかということをしっかり議論した中で結論が出ていくと思えます。

#### ○9番（伊藤一弘君）

やはり大久保町長が常に住宅そして人口増ということ、西部地区に重点につくるということ、ずっとおっしゃってましたので、ぜひとも、言うた順に建設をぜひお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで伊藤一弘君の一般質問を終了します。

以上で通告による一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終結します。

これで本日の日程は全部終了しました。

次の会議は12月16日午前10時から本会議を開きます。

これで本日は散会します。

この後、全員協議会を行いますので、委員会室に集合してください。

散 会 午後 3時19分

平成23年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成23年12月16日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第47号 伊仙町民間資金活用住宅条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第48号 伊仙町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第49号 奄美自治会館管理組合の解散（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第50号 奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第51号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更（質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第53号 公有財産取得に伴う土地売買契約（質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第54号 公有財産取得に伴う土地売買契約（質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第55号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）（質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第56号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第57号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第58号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第59号 平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 日程第13 陳情第12号 T P P の締結に反対する陳情書について
- 日程第14 陳情第14号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書について
- 日程第15 発議第11号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書について
- 日程第16 行財政調査特別委員会について
- 日程第17 所管事務調査報告（総務文教厚生常任委員会）について
- 日程第18 所管事務調査報告（経済建設常任委員会）について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第20 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君                      事務局書記 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	稲隆仁君	企画課長	牧徳久君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	鶴永宏造君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	上木千恵造君	耕地課長	大山秀光君
環境課長	益一男君	水道課長	中熊俊也君
選管書記長	岩井哲之助君	農委事務局長	仲武美君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	窪田良治君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	吉見誠朗君
ほーらい館長	四本延宏君		
総務課課長補佐	田島輝久君		
総務課課長補佐	佐平浩則君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹）

（午前班）稲田大輝・中富讓治・穂浩一

（午後班）稲田大輝・関政樹・伊藤晋吾

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（常 隆之君）

これから本日の会議を開きます。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時10分

---

再開 午後 3時21分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第1 議案第47号 伊仙町民間資金活用住宅条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第47号、伊仙町民間資金活用住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

伊仙町民間資金活用住宅条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

現在、申し出が何件あるのか。まず、伺います。

以前に、地権者の土地に希望があったわけなんですけれども、この中部、中央には希望者が今後出てくる可能性があると思いますけれども、西部、東部にも町有地があるはずですので、この件についても条例の中に入れて。例えば、20年間というふうになっていますけれども、20年間じゃなくて15年間とかあるいは10年間というふうにして、民間資金を活用できる方法はないか、伺います。

○総務課長（稲 隆仁君）

条例制定時に、貸付期間を20年とする。その後、無償譲渡、今回、無償譲渡、譲与するという改正でありますけれども。

20年という期間がどういう根拠で定められたかというのはちょっと定かではありませんけれども。一応、私どもの考えといたしましては、例えば1件当たり1戸数家が建てたとしたときに、四、五万ぐらいの固定資産税が発生します。それが20年ぐらいでという計算をしていくと、ほぼ土地代にかわるというわけではありませんけれども、その用地の利用・活用においては、20年が適当な年ではないかなという思いはあります。

○13番（美島盛秀君）

そういう試算で、例えば、このあたりではその条件がそろって20年間でそれだけの税金が入ると。あるいは、その建てる民間の人たちも合うからこっちにつくるということで希望者も多いと思います、今回。

だけど、西部、中部、東部、平等な点から考えて、西部の活性化あるいは東部の活性化というふ

うになれば、あるいはその期間も短縮をして、そういう民間資金を活用できるような方法も今後考えられると思うわけなんですけど。そこを、今後検討する余地があるのか。また、条例を変えて、15年とか10年にすれば、西部でもつくっても、そういう希望者が出てくるんじゃないかと思われるんですけども。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいま、議員のご意見のとおり、この年数等において、今後検討する余地はあるものと思われ  
ます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第47号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号、伊仙町民間資金活用住宅条例の一部を改正する  
条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### △ 日程第2 議案第48号 伊仙町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一 部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

議案第48号、伊仙町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第48号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号、伊仙町町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### △ 日程第3 議案第49号 奄美自治会館管理組合の解散

○議長（常 隆之君）

議案第49号、奄美自治会館管理組合の解散についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第49号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号、奄美自治会館管理組合の解散は、可決することに決定しました。

#### △ 日程第4 議案第50号 奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分

○議長（常 隆之君）

議案第50号、奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第50号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号、奄美自治会館管理組合の解散に伴う財産処分は、可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第51号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更

○議長（常 隆之君）

議案第51号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第51号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公

共団体の数の減少及び同組合規約の変更は、可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第53号 公有財産取得に伴う土地売買契約

○議長（常 隆之君）

議案第53号、公有財産取得に伴う土地売買契約についてを議題とします。  
質疑を行います。

○5番（明石秀雄君）

購入の目的をご説明いただきます。

○耕地課長（大山秀光君）

中部ダムが完成したため、湛水をされまして、畑として農地が、現在、原野化して通作ができない状況でございます。

○5番（明石秀雄君）

ダムをつくる段階で、ここまでのことは見通せなかったのでしょうか。

○耕地課長（大山秀光君）

ダムをつくる際に、そこは、湛水で掘削できないということで、耕作者のほうから橋をかけてほしいということで。橋をかけるには、もう取付道路掘ったら1億円以上の金がかかるということで、これを断念したということです。

もう一つは、道路をつくってというところで、これは中山から今御前堂まで回って、今、馬根から500mぐらいですけども、迂回すれば4kmぐらいの道をつくらなきゃならないということと、その中に国有林が入ってるということで、橋も道路もだめということで。

また、県のほうで、農地はその当時700円で購入してますけども、そこに通作できないから、土地は原野の値段150円になりますので、その差額550円は、県のほうで補償しております。

そして、主のほうからは、代替地を取得した後にその土地を買ってくれというふうな要望があったということでございます。

○5番（明石秀雄君）

その補償は、一応はしてあるわけよね。農地として使えないという関係で。わかりました。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

今の質疑に関連して質疑をいたします。

このダム工事をしたのは、何年度ですか。

○耕地課長（大山秀光君）

工事したのは昭和50年代と思いますけども、ダムが完成したのは平成元年でございます。

○13番（美島盛秀君）

その間に、こういう要望等があったのかどうか。50年で平成ですから、もう二十何年なりたってますけれども、その間にそういう要望等があったのか。なぜ、急に、事前にそういう話もないのに、こういうのが出てきたのか。

と、土地評価委員会なるものがあると思いますけれども、そういう手続等、そういうのがなされてこの単価が決まっているのか。伺います。

○耕地課長（大山秀光君）

私自身は3年なりますけども、こないだ、本人っていうか、役場のほうに十何回も来ております。電話受けたのは二十数回超えます。

また、それ以前にも役場のほうに来て話をしたということは聞いております。土地評価委員会っていうのは、その前に行ってると思います。県のほうは、農地のほうは700円で購入してますので、原野の関係は150円で、周囲はため池、原野等は購入してる状況でございます。

○13番（美島盛秀君）

これ、理解がしにくい、私にはわかりにくいんですけども。購入したのを、さらに残ってる土地の分を購入しなさいということですか。それとも、残額があつて、その分を払いなさいというふうに受け取ればいいですか。私には、ちょっと理解がしにくいんですけど。

○耕地課長（大山秀光君）

先ほど説明をいたしましたけど、ここは、前は通作して畑だったわけです。それが、ダムを完成したために湛水で通作ができなかったことです。それで、原野は150円ですけども、その差額、700円から150円を引いた550円は、県のほうで補償してます。その後に、代替地が確保できたら、ここを町に買ってもらうというふうな約束があつたということです。そして、その流れをみますと、その後、昭和57年度から60年あたりまで、町のほうでは水没地買収費として一応予算は計上してまんですけども、最終で、減額補正してる。そのままになったという状況でございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第53号について討論を行います。

○13番（美島盛秀君）

反対討論をいたします。

今の耕地課長からの説明では説明不十分だと、私は考えております。住民への説明責任のある議会でありますので、これを簡単に承認するということは、私は、私の個人の判断としてはできませんので、もっと、公聴会を開くとか十分な住民に対する説明をした上でこれを提案をしていただきたいと思いますので、反対討論をいたします。

○議長（常 隆之君）

他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議案第53号、公有財産取得に伴う土地売買契約について、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、議案第53号、公有財産取得に伴う土地売買契約は、原案のとおり可決することに決定しました。

#### △ 日程第7 議案第54号 公有財産取得に伴う土地売買契約

○議長（常 隆之君）

議案第54号、公有財産取得に伴う土地売買契約についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第54号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号、公有財産取得に伴う土地売買契約は、原案のと

おり可決することに決定しました。

#### △ 日程第8 議案第55号 平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）

##### ○議長（常 隆之君）

議案第55号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。  
質疑を行います。

##### ○13番（美島盛秀君）

13ページ、児童福祉費の款1へき地保育所20扶助費の1,898万1,000円。子ども手当給付金、この年齢別、学年別の給付額を示してください。お願いします。

##### ○町民生活課長（鶴永宏造君）

お答えいたします。

23年度の子ども手当は、当初つなぎ法案ということで予算を計上いたしました。

4月から9月までを一律1万3,000円で計上し、その後は、児童手当法で支給するというところで予算化をいたしました。ことし8月26日に子ども手当における特別措置法が成立し、今回のこの増額補正となりました。

1,898万1,000円ですか、これについてのご説明ですが、3歳未満が被用者と非被用者って分かれてるんですが、被用者が合計で355名、非被用者で338名。3歳以上小学校終了前が、被用者で960名、非被用者で1,079名。中学校が、被用者で324名、非被用者で452名、合計で3,508名となりました。あくまでも、これは延べ人数となっております。

以上でございます。

金額ですが、3歳未満の被用者、合計で461万5,000円、非被用者で、338名で439万4,000円。

3歳以上小学校終了前で、960名で1,248万、非被用者で、1,079名で1,402万7,000円。

中学生で、324名で421万2,000円、非被用者で587万6,000円、合計で4,560万4,000円となります。

以上でございます。

##### ○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

##### ○3番（前 徹志君）

今の子ども手当に関連してですけど、これの給付の方法は、最初は振込だったように聞いているんですけど、最近はどうなってますか。

##### ○町民生活課長（鶴永宏造君）

昨年10月より全受給者に口座振込をいたしました。その後いろいろと徴収対策等も話し合いをした結果、やはり一般財源がたくさん使われておりますので、税の滞納してる方には、納税相談ということで現金支給をしております。滞納のない方には、スムーズにすべて口座振込をしているところでございます。

以上です。

○3番（前 徹志君）

いろいろ税金等か、滞納するのが悪いと思うんですけど、一応、子供を育てる父母に給付をするとなってると思うんです。だけど、子ども手当という名目がついてますので、子供たちはそれを当てにして、お母さんに何々買う、もう高学年になるとわかってると思いますから。その辺を、少しでも、我が「子宝の町」というキャッチフレーズでうたってますので、子供が育てやすい町に、みんな。徴収の方法は、他にもあると思うんです。その徴収してるので幾らぐらい回収できてるのか。

○町民生活課長（鶴永宏造君）

ご指摘のとおりですが、子ども手当につきましては、まず、第一に保育料、次に給食費については、ことしの10月から天引きもできるようになりました。

徴収状況については、あくまでも納税相談ということで強制的にはしていませんが、現金支給のときをお願いをしてるところなんです。

徴収額については、今、詳しい資料はありませんが、確か、2月の支給時には350万、この前の10月支給時においては550万ほど徴収をしております。

○3番（前 徹志君）

だいぶ徴収されているようですが、他にも方法があると思いますので、努力して、なるべくなら子供を育てる親に、我が伊仙町だけは全額支給して、徳之島町、天城町も、そのようなことでやってると思うんですけど、子供が育てやすい町にさせていただくよう、お願いをしておきます。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○5番（明石秀雄君）

14ページ、地域グリーンニューディール基金事業の中で、使用料として役務費が入ってますが、車の借上料は過大見積もりでこういうふうになったんでしょうか。

○環境課長（益 一男君）

当初、借上料の基礎算定、これが1日8,000円の計上をしてあった分を、当初の議会のほうから、いろいろとこれを是正して安く組めるようにというご意見があった等で。その後、1日当たりじゃなくて月当たりで借上料を検討してみましたので、その分下がって、執行残が生じております。

これによって、産廃物処理手数料のほうに組み替えをしたものです。

以上です。

○5番（明石秀雄君）

18ページ、お願いします。

住宅管理費です。需用費が100万、補修材料に100万入っておりますが、需用費の修繕費というの

で、何を修繕するんですか。何に使うんですか。

○建設課長（上木千恵造君）

住居者の入れかえ等をするときに、修繕費がある程度生じます。今年につきましては、入居入れかえがだいぶございまして、それぞれの修繕費として100万円を追加計上してございます。

○5番（明石秀雄君）

なぜ、これを聞いたかという、原材料のところ100万入ってるもんだから、ダブってはいないだろうかなという一つの確認だったんですが、わかりました。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○4番（佐藤隆志君）

歳出の10ページですけど、きばらでえ伊仙応援基金事業費262万1,000円ですけど、これは積み立てばかりして、何に使う予定なのか。

実は、先日、大阪の知り合いから電話がありまして、自分は去年もふるさと納税をしたんだけど、何も、何に使ったのかもわからないと。で、他にも、何に使うというのがあったら、他にも何人か、ふるさと納税をしたいという人もいるからということで電話がありましたので、何に使う予定なのか。お願いします。

○総務課長（稲 隆仁君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに、きばらでえ伊仙応援基金が開設して3年になりますけど、確かに、その間どの道に使うかということで、また額等もなかなか思うように積み立てができなかったんですが。現在は1,000万を超えてのご寄附をいただいております。

それで、どちらでも使用していいという名目ありますけれども、指定としてくるところで、子育て支援、青少年育成、文化の保存等いろいろありますけれども、一番多いのが、子育て支援、青少年育成のほうで使用していただきたいということであります。

それで、先だってもご説明いたしましけれども、学童保育、アクアクラブ等の、その開設といえますか充実を図るために、24年度において早速使用させていただきたいと思っております。

なお、またその基金を崩して事業を実施した暁には、それぞれの寄附をいただいた方々にご報告する予定でございます。

以上です。

○4番（佐藤隆志君）

何か、この前の説明では6件あったみたいですけど、もっと今後PRして、何か、何人もいるみたいですので、この前もちょっと私言いましたけど、インターネットを使ってということで、早速、何かインターネットには出したみたいですので。今後、どんどんPRして、納税者がふえるように

お願いします。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

まず、10ページをお願いします。10ページの一般管理費の中に社会保険料272万6,000円が計上されてるんですが、当初で1,900万8,000円、これの増額理由は何なのか。なぜ、当初で見積もりがでなかったのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（稲 隆仁君）

この社会保険料でありますけれども、臨時職員の保険料ということではありますが。

当初、臨時職員を当初予算で何人という形で計上して、それであれしてありましたけれども、その後、緊急雇用対策、臨時職員の増、100%補助事業で、増員になったことと。それから、臨時職員の中でも社会保険料に入らなかった職員がおりましたけれども、ぜひ入れてほしいという職員の方々の増分でございます。

○10番（杉並廣規君）

雇用の場を広げることはいいことだと思うんですが、やっぱり町の財政も考えて、しっかりした見積もりをしていただきたい。

次に、9の企画費の負担金補助及び交付金が、徳之島トライアスロン大会負担金。当初で100万円計上されとったのに、なぜ、増えたのか。計画性がないのではないのか。

これから、何かまた実施をするのかどうか、お尋ねをいたします。

○企画課長（牧 徳久君）

島おこしのために始めた小さなトライアスロンだったわけですが、これについて3町またがってのトライアスロン大会に発展しまして、3町負担が生じてるわけですが。

これについて、徳之島の在住の多くの皆様に、進んでトライアスロンに参加して、チャレンジしていただきたいということで。中学生以下には、チャレンジキッズということで、総合、リレー、駅伝、そういった参加を図ることだけを重視しておりましたが。その大会参加に当たり、係る経費についての予算見積もり不足から生じた結果が、この運営不足につながったということでありまして。この事務局においては、天城町の企画課で今担当してるわけですが、3町それぞれ予算的に、伊仙町は当初の負担金が100万円であります、徳之島町、天城町と予算が異なりまして、天城町においてはこの6倍ほどの予算を計上しているわけでございます。

今回、そういったことで、参加チームの見積もり誤り、こういったのから生じたところで、増額になったということをお聞きしております。よろしくをお願いします。

○10番（杉並廣規君）

先般の一般質問でも話しましたが、やっぱりこれは企画課でしてるわけですから、企画サイド、あ

るきちっとした、島おこしすることはいいんですが、計画性のない計画では困る。

ぜひ、計画性のある計画を立てて、当初できちっと予算計上する。それぐらいの努力は必要だと思います。

そのほうに、地方公共交通特別交付金対策事業補助金として150万計上されてるんですが、当初500万計上されてあったわけですが。なぜふえたのか、その理由は何なのか、お尋ねします。

#### ○企画課長（牧 徳久君）

この地方公共交通特別交付金事業の補助金でございますが、そのバス路線が、犬田布、天城、亀津から犬田布線、亀津から中央小島線と伊仙町内に走ってるわけですが、この路線が生活路線でございます。これが国の補助事業の対象から県の代替路線に、0.2%めどにして国から補助金をいただいて、補助率があったわけですが。これが、乗車密度が少なくなったという関係上、県の代替路線からも外れたということで、これを町が3町で、この総合陸運のほうに赤字分を補てんするという契約を交わしておりますので。こういった関係で、乗車密度がさらに少なくなって、この維持路線、国の経営路線から県の代替路線に落ちたということで。簡単に言えば、バスに乗る人がさらに少なくなったということで、町の補助金が増えたということでございます。

#### ○10番（杉並廣規君）

それと、その下に、生活交通バス路線維持費補助金ということで372万計上されてるんですが、これについてもご説明をお願いします。

#### ○企画課長（牧 徳久君）

これについても、天城町のほうと徳之島町のほうでは、デマンドバスというのを、この廃止路線に充ててるわけですが。こういったようになる前に、伊仙町のほうでも、これに廃止代替を行ってデマンド交通にかえようかという、こういったコンサルを徳之島バス協議会のほうで、天城町のほうに事務局がありますが、コンサルを頼んで、これに委託して、どの路線を廃止、デマンドバスにしたらいいかというコンサル料を含めた形の、これは補助金でありまして、今後伊仙町においても、ややもすれば、小島線あたりは廃止になる可能性も出てきてるということでございます。

#### ○10番（杉並廣規君）

ぜひ、こういうのも検討して、ほーらい館のバスもありますので。ぜひ、町民福祉のために検討して、よりよい方向に持って行っていただきたいと思います。

次に、15ページの4農業総務費の中に9の旅費が70万円計上されているんですが、当初は40万4,000円。なぜ、70万円の計上がされてるのか。これから、あと3カ月で、これはどういうものに使われるのか、お尋ねをいたします。全く計画性がない。

#### ○経済課長（樺山 誠君）

70万円の旅費の増額補正に関してですけども、バレイショのトップセールスに関する旅費でございます。17万円掛ける4人ということで、バレイショのトップセールスの販促活動に使う予定でございます。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ、こういうものは、当初できちっと計画をつくって計上しておくべきだと、私は思います。

次に、9園芸振興費、青果物安定化協会負担金が315万。当初計画されたのが、なぜそのまま減になっているのか。その理由をお尋ねをいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

青果物安定化協会負担金でございますけれども、昨年のバレイショの価格の高騰によって使われなくなったということでございます。

○10番（杉並廣規君）

こういうのも、さっきの、今の農業総務費に計上するんじゃなくて、園芸振興費等でこのバレイショ関係は計上すべきだと私は思うんですが、そういうところも気をつけていただきたい。

次に、18ページの7土木費、9都市公園等総合事業費の工事請負が1,600万円計上されておりますけれども、これ工期はどうなのか。工事はどういう工事をするのか。増額をした理由をご説明をいただきます。

○建設課長（上木千恵造君）

この1,600万の内訳でございますけれども、当初、東日本大震災関係で5%国費が留保になってました。その分が800万円と、それから委託料の執行残が800万円でございます。

工事につきましては、今、体育館の補修工事に充てる予定でございます。工期的には、恐らく繰り越しになる可能性があると思います。

○10番（杉並廣規君）

事業が多いのか、事務量をこなせないのか、繰越事業が私は多いように思いますけれども、もう少しきちっとした計画性ある事業を進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木 勲君）

17ページの款7項2節15工事請負費ということで、道路上は新施設及び防犯灯設置工事となっております。これは、どこですか。お尋ねします。

○建設課長（上木千恵造君）

この防犯灯工事は、義名山の運動公園の、現在道路をつくってございますけれども、運動公園の道路わきに防犯灯を設置する予定で、今、5基設置する予定で計画してございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第55号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第55号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号、平成23年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第9 議案第56号 平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（常 隆之君）

議案第56号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第56号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号、平成23年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第10 議案第57号 平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予

### 算（第3号）

#### ○議長（常 隆之君）

議案第57号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第57号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号、平成23年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

### △ 日程第11 議案第58号 平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

#### ○議長（常 隆之君）

議案第58号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、議案第58号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号、平成23年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決するに決定しました。

△ 日程第12 議案第59号 平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（常 隆之君）

議案第59号、平成23年度伊仙町上水道会計補正予算（第2号）について議題とします。  
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。  
これから、議案第59号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。  
これから、議案第59号について採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号、平成23年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第13 陳情第12号 T P P 締結に反対する陳情書について

○議長（常 隆之君）

日程第13 陳情第12号、T P P 締結に反対する陳情書についてを議題とします。  
この陳情について付託してありました経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

経済建設常任委員会委員長報告をします。

去る12月13日に当委員会に付託されました陳情第12号、T P P の締結に反対する陳情書を、12月14日、議会委員会室において、経済建設常任委員7名と事務局1名、陳情書を提出された国民党党首、富山富城氏にも出席いただき、慎重に審査を行いました。

まず、審査の冒頭に事務局より陳情書の朗読を行い、その後、国民党党首、富山富城氏より陳情

の趣旨について補足説明をいただきました。

まず、T P Pの参加に伴う懸案事項として、健康保険制度の崩壊が危惧され、医療サービスの低下や薬の高騰化などが懸念されます。また、食の安全・安心の観点から、我が国が行っておる食の安全対策も崩壊し、遺伝子組み換え作物や禁止農薬の散布等による健康被害も考えられます。

他にも、国際取引に関する条例 I S D条約によって、国民主権、国家主権が脅かされることも懸念され、本町が取り組んでいる農業生産額50億に達するに向けても大きな壁となること必至であり、T P P環太平洋経済連携協定参加表明から約1カ月経過する現在においても、政府からはT P P参加による国内各産業への支援策がいまだ示されておらず、これでは今後の農業、経済、医療等々の発展が望めません。

これらを勘案し、本町並びに町民の貴重な財産と声明を守るためにも、引き続きT P P環太平洋経済連携協定締結に反対する旨、議員全員の意見が一致したことから、陳情第12号、T P Pの締結に反対する陳情書を採択すべきものと決定いたしました。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第12号、T P Pの締結に反対する陳情書について採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、この陳情については、採択することに決定しました。

#### △ 日程第14 陳情第14号 郵政改革法案の早期成立を求める陳情書について

○議長（常 隆之君）

日程第14 陳情第14号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書についてを議題とします。

この陳情について付託してありました総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉並廣規君）

総務文教厚生常任委員長報告をします。

総務文教厚生常任委員会に付託されました陳情第14号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書については、去る12月14日、議場において総務文教厚生常任委員7名、任意団体の方々2名の出席のもと、任意団体の方々から詳しい説明を受け、調査した結果。

1、ユニバーサルサービス、全国一律の義務づけについて。郵便事業、貯金、簡保の3事業すべてについて、全国津々浦々の住民が平等にサービスを受けられるよう法令で担保すべきである。

2、4民社化体制の見直しについて。民社化されたことにより、郵便担当者は貯金の集金ができず、また預金の担当者は小包の集荷すらできません。このことは、お年寄りにとって大変大きな負担増となっている。

3番、政府出資比率を3分の1以上保有することについて。ゆうちょ銀行、簡保、生命保険の株式が100%売却されると、ユニバーサルサービスのコストが維持できなくなる。

4、新規事業参入について。民営化後も郵便事業にはさまざまな規制が残されたままで、このままでは過疎地等、もうからないという理由で簡単に撤退することにもなりかねない。

以上のことから、陳情第14号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情については、採択すべきとの意見で一致し、意見書を提出することに決定しました。

報告終わります。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第14号、郵政改革法案の早期成立を求める陳情書について採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、この陳情については、採択することに決定しました。

△ 日程第15 発議第11号 郵政改革法案の早期成立を求める意見書について

○議長（常 隆之君）

日程第15 発議第11号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書を議題とします。  
意見書については、皆様のお手元にお配りしているとおりです。  
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。  
発議第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、発議第11号、郵政改革法案の早期成立を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 行財政調査特別委員会について

○議長（常 隆之君）

日程第16 行財政調査特別委員会についてを議題とします。  
行財政調査特別委員長から報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

○行財政調査特別委員長（上木 勲君）

伊仙町行財政調査特別委員会の委員長報告を行います。

当特別委員会は、本町の行財政、特に財政運営の現状について、問題点と財政健全化についての具体策など調査・検討するため、議長を除く全議員で構成する伊仙町行財政調査特別委員会として、去る平成23年の3月定例会で設置をいたしました。

調査の経緯としては、各所管の担当者から聞き取り調査を事前に行い、一般質問会議録、町の財政資料、同調査特別委員会での質疑、課題や意見等を参考にし、調査を行いました。その内容を順次報告いたします。

1つ、まず、議会全議員と執行部全員が出席した行財政調査特別委員会を開催。

町財政の現況について詳細な説明がありました。その中で、学校、ほーらい館等の公共投資で積み上がった公債費償還がこれからの10年間ピークとなり、平成26年度には実質公債費比率18.4%で、

起債許可団体に陥るとの財政見通し予測であるとの報告を受けました。

2点目に、国・県は、地方交付税、補助金、国庫負担金を伊仙町に補てん、支出され、その有効活用をして健全財政で町民福祉を行うのが町財政の責務であります。財政危機は、突然、どこかからわいてくるものではありません。それまでの無計画な財政運営が積み積み積もった結果であります。

3点目に、国はもとより地方自治体の現実は厳しく、深刻かつ悲惨であります。

財政破綻ともなれば政策や被害の結果予測など問題とされず、削れるところはすべて削り取る荒療治が必要となる。国・県の監視下での厳しい官僚統制下に置かれ、町財政のリストラクチャリング（赤字部門の整理、人員削減、水道料を初め各手数料、税金の超過課税など）、現状縮小財政改良の財政再建に追い込まれ、町民、職員が財政負担を強いられ、塗炭の苦しみにあえぐことになります。

4点目に、町民の平和の暮らしの責任を負う町議会、町執行部、町職員が、皆何をさておいても町財政に対し、別添の資料による平成26年度実質公債費比率18%以上で、起債許可団体（財政破綻予備軍）に突入し、経常収支は全く余裕のない100%で、実質収支はゼロ、貯金は枯渇して財政危機に突入するこの町の財政の現況を直視し、この危機を回避しなければなりません。

5点目に、財政再建健全化には、徹底した減量経営以外に選択手段はない。自治体執行部が決断すればできないことではない。まだ時間は十分ある。要は、自分たちの任期中に財政再建の道筋をつけるのか、次に先送りとするかである。国であれ個人であれ、債務から逃れる施策は何もありません。

6点目に、第1回目の行財政調査特別委員会における総務課長の発言は次のとおりでありました。  
①、決算書における3月31日付補正については、地方自治法施行令第148条（会計年度経過後、予算補正の禁止）、208条（会計年度独立の原則）との整合性を考慮し、改めるようにする。②、予算執行を成し遂げた効果、問題点などを具体的でわかりやすい成果説明書に編集し、字句、記述も読みやすく理解できる文書にして、次へ生かせるように配慮する。③、財政見通しの中の、特に平成26年度においては、このまま何もしなかつたらこうなりますよとのことであって、財政破綻などんでもないことで、そんなことがあってはならない、一大事である。そんな事態にならない財政運営をする。④、副町長（町工事入札執行委員長）は、一般競争入札概要については、理解し問題意識も持ってはいるが、ただ、町内業者育成という課題もあって、今研究中であるとの答弁がありました。

以上は、第1回目の町長、執行部全員と町議会、調査委員会全委員参加での委員会における総務課長、副町長の発言であり、全員で共通認識したことである。

そこで、①、③についてはそのとおり実行すべきであります。④については、落札率90%以上は談合の可能性が高いと言われていています。伊仙町の入札落札率は予定価格の99%で、執行残がほとんどなく、1円を節約する今の時代には考えられないこととされている。地元業者育成という大義はあるが、指名競争入札は早期廃止とするのが、今、時代の流れである。条件つき競争入札でも町

内業者育成ができるのではないか。工事入札疑惑を払拭するためにも、条件つき一般競争入札を導入すべきであります。

7点目に、地方自治法209条の2、行政事例1の特定の歳入とは、一般会計からほーらい館への繰出金についての整合性であって、総務課に予算措置をして別会計の業務に従事させることの整合性ではないと考えられ、はじめをつけるべきであります。

また、町長は指定管理者団体への業務委託を公言しているが、ほーらい館館長は、運営形態については、今の、町直営がベターとの考えであり、ほーらい館運営委員は行政関連職員後職であるため、住民視線でのほーらい館運営の意見集約が難しいとのこと。

また、今後料金値上げを検討中であり、職員の総意、努力で利益も高まっている。さらに、競争スポーツ、教育、公活動の拠点としても存在感も高めつつあり、名瀬に行われた大島郡の水泳大会で上位入賞したとの話でありました。

ほーらい館は平成20年8月2日のオープンから3年4カ月となりました平成22年度決算では、実質6,650万円の繰出金となっております。ほーらい館、直売所百菜の両施設は、まちづくり交付金事業で建設した総事業費26億9,000万円を投入した伊仙町の浮沈をかけた大事業である。

両施設とも開業3年、町の中核、活動拠点、集いの場所としての存在実感を高めつつあるが、維持管理費の財政負担が重くのしかかっている。事業経営安定のため、運営形態をどうするのか、効率運営化をどう導入するか、縮小、産廃、町立維持、恒久財源の確保など、どの施設、存立について広く町民からパブリックコメントを求め、論議を深め、知恵を結集して、平成24年度中には方策を決めるべきであります。

8点目に、12月13日、農業委員会会長に出席をいただき、議会全議員と執行部全員出席のもと調査特別委員会を開催いたしました。その中で、農業委員会に関する法律（第6条）農業委員会会議規則に沿って、農業委員会の種々事務と関係各課との連携強化について議論いたしました。

その結果として、町長から、文書で、農業委員会に農業生産額50億達成についての諮問を求め、農業委員会の知恵を生かしていくことで特別委員会としての意思統一がなされました。また、農業生産額50億円、プロジェクト会議の各作業部会が目標生産額を設定し、その目標値が達成できるよう論議・検討し、もう、ただ、目的意識を持ってそれぞれの仕事に励む気力と、町が農家の立場から全面的に支援する体制が一つになって初めて成功するものであり、その環境づくりに努めるのは、行政の責務であります。

9点目に、町は法律を手本に地方自治の本旨として（目的）である、住民福祉を計画的に執行することとされており、財政については減債基金の積み立てを財務会計で義務づけられている。

自治体運営への基本は基金を最大限に積み立てることで、簡単なシステムでもある。

ここで、今、町政に責任を負う私たちは、次のことを断行して責任を果たさなければならない。

まず、平成24年から平成33年までの10年間の「財政健全化計画」を策定し、各年度の財源不足見込額を算出して、その解消をすること。さらに、基金を積み増しできる財政改革の基本計画で、前

期、平成24年から28年の5年間を短期特別重点期間と位置づけ、財政健全化に踏み出す、そのことが、町民の付託にこたえることだと考えます。

10点目に、実際、今、財政破綻もしてないのに、なぜそこまでするのかという疑問もありますが。標準財政規模34億円のうち町民税は3億円だが、債務残高は実質117億円で、借金返済は9億ないし10億円で、水道、ほーらい館の赤字は続いています。今から財政再建団体になったつもりで財政健全化計画を完遂する以外に方法はないのである。また、そのことが伊仙町の明るい未来や夢と希望に向かうことでもあります。

11点目に、行政改革については、財政危機の根源を明らかにし、それを取り除き、正す根本的方策であるが、そこを踏み越えるには根気と多大な労力を要する作業となるため、今、緊急を要する財政問題の課題を取りまとめましたが、町がこれから策定する財政健全化計画に行政改革を組み入れることを提言いたします。

最後に、町執行部は、町財政健全化策を不退転の決意で断行することを期待し、委員長報告いたします。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。

行財政調査特別委員会の委員長の報告について委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、行財政調査特別委員会については、委員長の報告のとおり調査を終了し、今回をもって解散することに決定しました。

#### △ 日程第17 所管事務調査報告（総務文教厚生常任委員会）について

○議長（常 隆之君）

日程第17 所管事務調査報告についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長から報告書が提出されていますので、委員長の報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（杉並廣規君）

ご報告いたします。総務文教厚生委員会所管事務調査報告をいたします。

総務文教厚生常任委員会では、経済建設常任委員会と合同により県外行政視察を実施いたしましたので、調査の結果を、次のとおり会議規則第77条の規定により報告をします。

国会において、徳田毅衆議院議員、表敬訪問。視察概要、徳田代議士との意見交換、TPPが今後どのように影響してくるか説明を受け、決算行政監視委員会を傍聴、その後、国会内を視察。

北海道伊達高等養護学校。視察概要、生徒数139名、障がいの比較的重い生徒を対象とした生活園芸科、生活養護科、障がいの比較的軽い生徒を対象とした農業科、木工科、工業科、家庭科の6学科に分かれており、教育内容は学科ごとに取り組む作業実習が中心で、勤労体験、職業自立、社会自立に向けた生きる力の養成を目指した職業教育を主とした学校でした。

また、寄宿舎も見せていただきましたが、とても整備をされており、自立に向けた教育が徹底されている様子がうかがえました。やはり、徳之島にも専門の学校が必要だと痛感をいたしました。今後は、徳之島障がい親の会とさらに意見交換を重ね、具体化していきます。

北海道栗山町議会視察概要。栗山町は、議会への町民参加の機会を設け、住民の意思、意見を聴取し、政策拡大を図ることを目的とした一般会議と、議員が地域に出向き直接町民に対して議会活動状況を報告し、議会活動に対する意見や町政に対する提言などを聞く議会報告会を実施しており、より住民に開かれた議会です。

我々、伊仙町議会も議会基本条例についての勉強会を立ち上げていきます。伊仙町のためという前向きな気持ちに関しては、栗山町に負けていないと確信をしております。

以上、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これにて、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

△ 日程第18 所管事務調査報告（経済建設常任委員会）について

○議長（常 隆之君）

日程第18 所管事務調査報告についてを議題とします。

経済建設常任委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（清水喜玖男君）

経済建設常任委員会所管事務調査報告をいたします。

経済建設常任委員会では、総務文教厚生常任委員会と合同により県外行政視察を実施いたしましたので、調査の結果を、次のとおり会議規則第77条の規定により報告いたします。

株式会社協働すぎなみ。視察概要、施設管理部門、主に杉並区の商店会所有の施設のメンテナンス、清掃、管理、杉並区立産業商工会館の受託、各商店街の清掃等を実施。もう一つ、商店会新部門、イベントの企画、実施ポスター作製、イベント時の用品調達、レンタル、抽選会企画等を実施しています。2つ目、産直事業部門、東京都中小企業振興公社の助成を受けて、遠隔にあるふるさと交流市場を経営。

以上の3部門に分かれて、地域と連携を図り事業を展開している。また、役員の皆さんが無報酬で頑張っており、高齢者のための御用聞き、配達業務等にも積極的に取り組み、高齢者福祉など公共的役割も担っている。伊仙町の商店街の活性化にはいろんな工夫を凝らし、さらなる努力が必要である。

直売所甲子園。視察概要、16団体が出場し、年間売上額10億円を超える直売所も多く、女性パワーのすごさに圧倒されました。自然、無農薬のバナナがほしいという団体の発表があり、徳之島の魅力の一つである自然食で販売拡大に結びつけていると確信しました。経営者と連携して、徳之島の気候、風土を生かした生産物をつくっていかねばなりません。また、参加する以上は優勝を目指し、もっと百菜をアピールしていかねばならない。

J Aそらち南農協と大井牧場。視察概要、種子バレイショ輸出量日本一を誇り徳之島の種子バレイショのほとんどがそらち南農協から来ています。広大な土地を利用して、米、タマネギ、カボチャ、スイートコーン、長ネギ、メロン、カキに至るまで多くの作物をつくっています。また、営農いろは塾を開催して、後継者育成にも力を入れていました。しかし、豪雪地帯であり、冬の間は何もつくれません。徳之島は気候に恵まれており、1年を通して農作物ができます。この最大の利点を生かして、農業所得を上げていかねばなりません。

大井牧場は、酪農から黒毛和牛に切りかえて500頭を目指して頑張っていました。

ここで一番驚かされたのは、パイプでハウスを利用して使っていることでした。経費をかけずに多頭飼育が可能で、雨センサーをつけて自動巻き上げ式にして、冬は山の雪がすぐ落ち、日差しが差し込み、夏は遮光ネットをかけ、温度調整によって空気を取り込み、快適な牛舎として使用されていました。ハウスは食物用と決めつけるのではなく、他の利用方法はないかと考えられる柔軟な思考が学ぶべきところでありました。また、敷きわら等も肥料としてすべて売却をしていました。

以上、経済建設常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（常 隆之君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これにて、経済建設常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

#### △ 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

##### ○議長（常 隆之君）

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### △ 日程第20 各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

##### ○議長（常 隆之君）

日程第20 総務文教厚生常任委員会及び経済建設常任委員会の閉会中の特定事務の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、各常任委員長からお手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第4回伊仙町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 永 田 誠

伊仙町議会議員 福 留 達 也